

第百二回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和六十年五月二十一日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

五月十三日
吉川 芳男君 補欠選任
國田 清光君
五月十四日
吉川 芳男君 補欠選任
國田 清光君
辭任
國田 清光君 吉川 芳男君

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 三郎君
理事 岩上 二郎君
松浦 功君
上野 雄文君
三治 重信君

委員

井上 孝君
上田 稔君
上條 勝久君
古賀雷四郎君
佐藤 三吾君
志苦 裕君
中野 明君
峯山 昭龜君
神谷信之助君

國務大臣

自治大臣 古屋 亨君
國務大臣 (國家公安委員長) 國務大臣 (委員) 古屋 亨君

政府委員

警察庁刑事局長 金澤 昭雄君
警察庁刑事局長 中山 好雄君
警察庁刑事局長 安部長

事務局側

説明員

警察庁交通局長	太田 壽郎君
自治大臣官房長	津田 正君
自治大臣官房審議官	土田 榮作君
自治大臣官房審議官	井上 孝男君
自治省行政局長	大林 勝臣君
自治省行政局長	中島 忠能君
自治省財政局長	花岡 圭三君
自治省税務局長	矢野浩一郎君
消防庁長官	関根 則之君
常任委員会専門員	高池 忠和君
総務庁人事局参事官	小島 迪彦君
総務庁行政監察局監察官	竹内 幹吉君
総務庁行政監察局監察官	吉田 俊一君
法務省入国管理局登録課長	黒木 忠正君
大蔵省主計局主計官	小村 武君
厚生大臣官房政策課長	末次 彬君
厚生省社会局保護課長	清水 康之君
厚生省社会局監査指導課長	青木 行雄君
通商産業省立地公害局保安課長	辛嶋 修郎君
通商産業省立地公害局保安課長	穴吹 隆之君
運輸省地域交通局長	福田 安孝君
局陸上技術安全部技術企画課長	

労働省労働基準局企画官 畠中 信夫君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、明二十二日午後一時、参考人として宇都宮市長増山道保君、穂波町長山本滋君、岡山大学経済学部教授坂本忠次君、統一労働組自治体部会政策委員長佐藤光雄君、専修大学経済学部助教授原田博夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕
○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金丸三郎君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本法律案につきましては、四月二十三日、越旨説明を聴取しております。
これより質疑に入ります。

○佐藤三吾君 大臣とは私たちが、きょうが初顔合わせですね。普通は、初顔合わせのときにはいろいろとお聞きするのを通例としているのですけれども、きょうは法案審議の予定日だし、それから時間もちょっと消防問題その他をやらなきゃならぬものですから、時間がございませぬから、また

ひとつ機会を見てゆっくりさせていただきたいと思ひます。

そこで、きょうは交付税の中身の議論よりも、若干経緯を含めて大臣にお聞きしておきたいというふうに思ふのですが、まず補助金整理の一括法が先般成立したわけですが、これはあなたの場合に、昨年の覚書から委員会審議、ずっと一貫して対応してきておるわけでございますが、この成立に当たつての大臣の感想というのは、それをまずお聞きしたいと思ふのです。

○國務大臣(古屋亨君) 補助金一括法にはいろいろ皆さんに御配慮をいただきましたが、この補助金の整理という問題につきましては、元来自治省といたしましては、地方制度調査会等の答申にありますように、補助金の整理合理化は必要であるが、一括カットに対しては反対であるという態度です。つまり、反対ではなかったことは御承知のとおりでございます。

十二月の予算編成直前になりましたので、この問題について調整が行われまして、極めて厳しい財政事情下にあるために、その必要な補てんは国において考へる、またこれは一年限りということで私もこれを了承せざるを得なかったというのがその当時の率直な状況でございます。したがって、私も、私どもは地方団体にも十分その実情を話しますと同時に、この問題によりまして地方が影響を受けることをできるだけ少なくするようにいろいろの点において配慮をしてまいりました。

大蔵省との関係におきまして、この法案が出ますときには、財政、金融上の措置を講ずるというところをこちらが大蔵省の方へ申し入れをいたしまして、法案にそういう字句を挿入したということもその一端でございますし、また四月以降になりまして、地方の負担ということに対しまして、どこから資金を立てかえるか、あるいはそう

いう状況についてその利子をどうするかということにつきましても、結局、先生御承知のように大蔵省の方でその文面の中に、今後交付する社会保険費その他について前例的に地方で今まで借りた利子を何とか処置できるような方策を講ずるというようになことをいたしまして、地方にできるだけ負担を少なくするようにということで対処してきましたのが今日までの状況でございます。したがって、私は今後は今後におきましては地方財政上の問題につきましては地方制度調査会あるいは六団体の意向を十分に反映いたしまして、こういうことが二度となないように努力をしてみたいと思っております。

○佐藤三善君 今あなたは、いわゆる整理法案が国会通過をしないことを理由にして大蔵省が地方の一切の補助金を差しとめたそのことに對して、それをそういうことのないようにしたと言われているけれども、これは参議院の特別委員会の中で詰めて、大臣が本来ならこれはその前にきちんとさせなければならぬ性格のものじゃないかと私は思うのです。あなたが覚書の締結者ですから、したがってその間、覚書をする場合にきちつと押さえておかなきゃならなかった問題だと私は思うのです。そういうことがないから、結果的に特別委員会が審議に入るに当たってあれどもめざるを得なかったのじゃないか。また、こういう措置というのは、御案内のとおり、それぞれ五十七本の法律でもって制度ができておるわけです。それを一切審議をしないままにいきなり財政的な措置を強行するという、ある意味ではこれはやっぱり立法府に対する挑戦であり、もう一つの面から見ると暴力です。こういった問題に對して毅然とした態度があつてしかるべきじゃないか。そういうのが国民の目に見えて自治大臣がやったというふうに私は映つてないと思うのですけれども、いかがですか。

○国務大臣(古屋亨君) 今のお言葉でございまして、私も私だけでやつたようなことを申し上げては恐縮でございますが、この閣国会の委員会の諸先生がいろいろ地方の実情をお調べになりまして、そういうような、私が申し上げましたような措置がとられましたことはもとより国会における皆さんの御議論の結果だと私は考えております。で、そういう点は私も十分了解をしております。なお、この問題が決まる過程におきまして、去年の十二月の二十一日のこのうものについての裁定といひますか、やむを得ない介入におきましては、私といたしましては特に社会保障の問題の重要性を強調いたしまして、何とかしてこれについてのカットの問題は避けたいと思つたのでございますが、予算編成上の非常に厳しい財政上の措置として私もこれを承認せざるを得なかつたというふうな事情もございまして、まことに私は残念でございますが、そういうような経緯もありまして、一年限りの措置ということにいたしましたような次第でございます。

○佐藤三善君 私はなぜこれを強調するかといひますと、あなたは今年一年限りだとおっしゃつたけれども、これは後ほど触れますが、私はそう見えないのです。三年前の国保年金の場合もそうでしたね。あの場合は三年限りが今度は六十五年まで。今度の場合も一年限りがそうじゃなくてむしろスタートと、こういう感すら私は持つてゐるわけです。ですから、ルールといひますか、やっぱり制度を見直す場合にはまず制度の見直し先であつて、その結果その関係の補助金が削減されたりプラスになったりするものが、これはルールですよ。これはぜひ大臣として大事にしたいだかなくさいかぬことが一つと、もう一つは、やっぱりその結果地方自治体が大変なしわ寄せを受ける、その自治体の関係者と政府がまともに交渉もしなく、意見も聞かなくて、そしていきなりこういうことをやるというのは、これはまさに私は暴力的だと思ふ。それを代弁する自治大臣がそういう立場を堅持してきつちつとしない、私は次々にこういう事態が起つてくるのじゃないかと思ふ。そこを恐れるから強調しておるわけですから、

ひそこら辺はひとつ肝に銘じていただいて、これから対処してほしいということをお願いしておきたいと思ふんです。そこで、補助金の性格といひますか、この問題については三十数年前にシャープ勧告が出されておりますが、その中で私は非常に今度の場合を言ひ当てると思ふんです。一つは何かといひますと、補助金は国と地方の責任を混乱させる。それから二番目に、不必要に地方を中央政府の統制下に置いてしまふ。三番目に、金額決定で中央、地方の不要な摩擦を起す。こういった点を指摘しながら、与えられた補助金に伴う活動の何%が国家の利害か、何%が地方の利害なのか客観的に決定する方法がない、そのために補助金交付の活動の選定、補助割合の決定は独断的になる。こういうことをシャープさんが指摘しておるわけですが、このことは今度の一割削減という方法でまさに言ひ当てられたように私は思うのですが、こういう補助金自体が本質的な欠陥を持つものであるだけに、さつき大臣も言つておりましたが、極力これを廃して一般財源化する、こういう立場が私は重要だと思ふんです。その点大臣の見解お伺ひしておきたいんです。

○国務大臣(古屋亨君) 今、佐藤先生のお話のうちに、私も実は去年の裁定まではやっぱり補助金の整理合理化は必要であり、そのために自治省としましてはメモを大蔵省の方へ事務的にもしました。そのうちのひとつといたしまして、定着している補助金というのはもう一般財源化した方がよろしいというふうな意見を出したような次第でございます。一律カットというものを結果的に私も一年限りとして認めざるを得なかつたといふことは、今の状況について御説明申したのでございまして、私も私どももいたしましては、やはり補助金というものは財政状況によりまして、特にこういうふうなシーリングというものが続きます限り補助金というものは何らかの形で削減されていく方向に参つております。やっぱり地方財政の安定の見地から、私は国と地方の行政のあり方あるいは事務的分担、費用の負担というふうな点から補助金をどうすべきかといふことを考えるべきでありまして、今のようないくつかの点を考えるべきでありまして、今のような一律カットというのは、これはたとえやむを得ざる措置でありまして、本当に私としては大変残念に思つておるところでございます。そういう意味におきまして、今後補助金の問題につきましてはあくまでも整理合理化、地方財源に定着しておるものにつきましては一般財源化するという方向で、これからのやがてでございますが、閣僚会議におきましてはそういうふうな気持ちで、同時に地方団体の方々も、三閣僚のもとにそういうふうなものができますれば、そういうような措置も考えてまいりたいと思つております。

○佐藤三善君 ところで、ちよつと二、三細かい問題ですが、お聞きしておきたいと思ふのです。まず覚書の中身について、これは大臣でもよいし自治省でも結構ですが、第一項のお書きの意味をどう理解したらいいの。今回の一千億は返済を伴う精算はない、この確認していいの、またこの特例措置は今後とも精算ない返済つきは措置は行わないと理解していいの、この点いかがですか。

○政府委員(花岡圭三君) 覚書にございます特例措置額一千億円、これにつきましては、このお書きにございまして、これは精算は行わないといふものでございまして。○佐藤三善君 覚書の二番目の、建設地方債増発額のうち一千億は六十六年度以降加算されるとしておる、暫定的にと、こうなつていますが、この意味は何ですか。検討の結果を踏まえて、調整の結果では補てんしない意味なのかどうか、ちよつとこゝろが不鮮明なんです。○政府委員(花岡圭三君) この残りの経常経費系統に係る一千億円の交付税の問題でございまして、これは確かに将来に送つてゐる問題でございまして、余り明瞭でないという御指摘はそのとおりでございます。と申しますのも、この地方団体に対する財源措置を行つております場合に、折衝

中でございますが、結局国の方では現在一千億しか措置ができないというふうな状況でございます。私の方といたしましては、あとの一千億についても何らかの措置をすべきであるというふうな主張をしておたわけでございます。とにかく現在こういうやり方をするならば、交付団体についての二千億の半分だけではこれは措置が不十分ではないかというふうなことでいろいろ折衝をいたしました。大蔵省の方でも、これは自分の方では今持つわけにはまいらないというふうな主張をしておたわけでございます。

結局最終的には、これはそれではとりあえず国が持つという建前にする、しかしこれは六十六年度以降の問題としたい、しかしこれから一年間をかけて補助率のあり方等についていろいろ議論をするということになっておるのだから、これがどういうふうな決着になるかは、これはわからない。したがって、この補助率がどうなるかわからないから、この一年たった時点におきまして、どういふ結論が補助率の問題について下されるか、それを見た上でまた両省この問題について話し合おうではないかというふうなことで決着をしたらわけでございますので、御指摘のようにはつきりと約束があるということまでも申し上げられませんが、改めてこの決着の仕方によりましては両省間で話をしようということになっておるものでございます。

○佐藤三吾君 言いかえれば、これは絵にかいたもちではないけれども、確かなものでもない。これから一年間の協議の中で決めるけれども、建前

だけは一千億を六十六年に云々、こういうことという理解でいいのですか。あなた方の説明を聞くとそういうふうに出てとめられるんですがね。

○政府委員(花岡圭三君) 結局私どもの主張と大蔵省の主張とが組み合わなかつたわけでございまして、私どもとしましては、将来であつてもこの分は国が持つべきである。大蔵省の方は、これは補助率をカットしたのであるから、これは国としては十分一千億円措置をしたのだから、これにつ

いてまではひとつ地方の方で持つてくれというふうな主張で対立をしたわけでございまして、その結果として、とにかくこのままでは地方団体は納得できないではないか、何らかこれは国が持つという姿勢を示せということで、向こうが持つとう、持つけれどもそこところはという、非常になかなか長たしい話になりましたけれども、この問題につきまして明け方までかかつて議論があつたわけでございますので、国の方としてはできるだけ持ちたくない気持ちはあるわけでございます。しかし、ここまで私ども向こうと話をして覚書にまでも書いたわけでございますから、これは建前は向こうが持つということの方が大きく出ておるものだと私どもも理解しております。ただ、その上で一年間検討した結果、これをもう一度話し合いをしたいということにつきましては、私どももこれを了解しておるということでございます。

○佐藤三吾君　なかなか微妙な言い方だからよく胸に落ちませんが、大臣、これはここまでも書いた以上は、当然これはやはり今後話し合うにしてもきちっと履行してもらう、こういう決意であな

○政府委員(花岡三三君) 私どももここまで話を
してこれを書いたいきさつがございますものです
から、どのような決着になるか、それはわかりま
せんけれども、いわゆる一年間の検討がどのよう
な形でおさまるかわかりませんけれども、私ども
としては、この議論をしたいきさつを踏まえ
まして、国の方の措置を要求してまいりたいとい
う考え方でございます。

○佐藤三吾君　それでは、覚書の三項の「昭和五十六年九月十八日付及び昭和五十九年一月十九日付大蔵・自治兩大臣の覚書の例」、こういう書き方になっておるのですが、この意味は何を指しておるんですか。五十六年の覚書の三項ですか、地方財政の状況に応じ必要がある場合においては、この随特の額について配慮するというのがありますね。これも「例」の中に含まれておるのですか。だとすれば、ちょっと私は値下げをされる一

つの根拠になるのじゃないかというような気がするわけです。また、五十六年度の二分の一負担ルールが今回の投資的経費全体についてかかっていない、これはどういうことですか。また、五十九年度の覚書で「例」とした意味は何なのか、この三点についてお答えをいただきたいと思えます。

○政府委員(花岡生三君) 一番最初の、覚書の「臨時地方特例交付金の額について、配慮するものとする。」という問題でございますが、この点につきましては、五十九年のときの考え方、これは両者若干そこにそれぞれの考え方があろうかと思ひますが、自治省の方ではやはりこれはさらに追加すべきであるというふうに考えておるわけでございますが、大蔵省の方では減額もあり得るというふうなことを考えておるものではないか、そういうことが表現の上からはあるわけでござい

ます。ただ、今のところでは将来の問題ということとは抜きにして、ともかく二分の一ということがそのまま行われるという前提が先に立っておりまして、まだこの解釈の問題につきまして議論をする状況には至っていない。したがって今度の、「例によるものとする。」というこの意味でございしますが、これはそこまでを含んだと。要するに行革関連特例法に基づく六分の一カットのときのやり方、このやり方につきまして、その二分の一を持つと同時に、「地方財政の状況に応じ必要がある場合においては、臨時地方特例交付金の額について、配慮する」というところまでも含んでおるのだという意味合い、要するに前と全く同じものであるという考え方で「例による」と、すべてを引用した言葉でございます。

それから二分の一が持つ分について、投資的経費全部についてやらなかったのはなぜかというところでございますが、これは三千二百億の投資的経費のいわゆる地方負担の増加額のうち二千億円につきましては国費減額相当額でございます。これがちょうど六分の一カットの場合と同じことに当たるということでございますので、この

分につきまして措置をした。残りの千二百億と申しますのは事業量拡大に伴う地方負担の増でございしますが、これは地方債によって措置をするというところとしたものでございます。

○佐藤三吾君 大体この点についてはわかりましたが、どうも押さえ方が、今お聞きしますと、非常に今後問題点を多く抱え込んでおるといふような感じがするわけです。ところが大臣、最近の新聞をいろいろ見ますと、例えば「大蔵省交付税引き下げを検討」とか「交付税特別減額も大蔵省方針」とか「国が自治体から借金 大蔵省方針」とか、総理発言といつて、「交付税引き下げを示唆」とか、こういったのが次々に新聞報道としては出されている。それに対する自治省の反応は全く鈍いというか、六十年代予算の編成の際も概算要求時点から次々に既成事実を大蔵省はつくり上げていつて、そうしてにっちもさっちもいか

ぬようになつて、あなたと十二月二十二日ですか、覺書を書く、こういう経緯があるわけです。今お聞きをしました覺書を見ると、今後にできる、いわゆる閣僚會議というのですか専門委員会というのですか、そういうものを前提としておるだけに、そこに多くの問題が持ち越されていますね。そういうものを前提として次々にまた攻勢が今かかつてきておるわけですが、これは一体大臣としてどういう方針なり考え方で対処しようとしておるのか、非常に定かではございません。もう既にきのう、おとこの報道では、このことを前提として厚生省は福祉関係予算の見直しを開始したということも大きく報道されておる。これは一体、大臣の決意もあると思うんですが、ここでひとつ鮮明にしてほしいと思う。いかがで

すか。

○國務大臣（古屋亨若） 補助金の次には交付税ということとは、私どももそういうような考え方が一部にあるということは承知をしております。地方財政の現状は、たびたび申しておりますように、五十六兆という借金も持っておりますような状況であり、また三千三百の地方団体のうちには公債負担

率が二〇%以上というような赤信号のところもあるわけでございます。したがって私どもは、地方も極めて厳しいのだ、だからこれに對しまして交付税の率の引き下げというようなことは絶対に自治省としては承知できないという考え方でありますが、今先生のお話のように、新聞記事等につきましては、私その都度、大蔵省の事務当局に、おまえの方こんなことあれしているのかということと聞いておきますけれども、もちろん向こうもやっておりますと言わないわけでございますが、専門的雑誌等を見ますと、交付税を引き下げてもいいというような学者の意見も出ておるわけでございます。

私どもは、この補助率カットの問題で、とにかく交付税については自治省としては今の率を下げるようなことは絶対にしない、この率はどうして守っていかねければならない、少なくとも交付税率の三三%ということは保持していかねければならないというかたい決意を持っておるわけでございます。今後ともこういう点は地方団体とも十分連絡をしまして、そういうような地方財政が豊かであるとか交付税の率を下げていいというような意見に對しましては適時適切に對処して反駁をしていかなければならない、私はそう思っております。

それから、近く、恐らく今月中にこの覺書によります閣僚會議ができることになるかと思っておりますけれども、その際、その機構の中には地方団体の意見の十分わかつておられます方あるいはそういう団体の代表等もそういうような機構ができることになりますれば必ず入れるという、今その準備をしているところでありまして、そういうように努力をしまっている決意でございます。

○佐藤三吾君 ぜひ決意をかたく對処してほしいと思うのですが、これは昨年の場合もやっぱり決意を持って臨んで、まだ土俵を割ってないのに途中で自民党の三役が出てきて軍配を勝手に上げた、こういう経緯があるわけですから、これは事務当

局でも結構だと思つていますが、そういう苦い経験があるわけですから、僕はやっぱり地方団体を含めての世論というか、そういうものも大事です。同時に、十二月のもう予算編成の最後のぎりぎりに来て決着をつけるというのは作戦負けだと思つて、率直に言つて、少なくともこういう問題では、閣僚會議なり専門委員會を開くにしても、概算要求までに片づけなきゃならぬ問題にはきちんと片づける、そうして政治的な判断を必要とするものについては若干伸びても、事務的な問題についてはきちんとそこで勝負をつけていかないと、これは今度は暫定じゃ済まない、下手をすると恒久化するかもしれない、こういう問題があるだけに、そこら辺のもしお考えがあれば財政局長でも結構ですが、ひとつお聞きしたいと思つてます。

○政府委員(花岡圭三君) 六十年度の予算編成に当たりましては、いろいろと議論が大蔵省と自治省の間で全く食い違つた考え方で行進して進んだという形でございます。実際問題として、各省におきまして概算要求が一律カットをされて出てきたということでございます。もちろんその以前にも、いわゆる概算要求の閣議におきまして自治大臣からは、そういう報道がいろいろあることを踏まえまして、補助率の一律カットというふうなことはすべきではない、補助金の整理の基本的なものは、臨調の答申にあるように、事務事業の廃止縮減ということの基本とすべきだ、まして国の負担を地方に転嫁するいわゆる議論をしないで、事務事業の見直しをしないで負担を転嫁するといふふうなことはされないうにひとつお願いしたいといふふうなことの発言もございました。結局あつた概算要求が出てきたわけでございます。

私どももいたしましては、明年度この問題と同じような問題が起こるのじゃないかということ懸念しております、先般の、これはいつごろになりましか、一月ほど前になりますか、閣議におきまして自治大臣からは、いわゆる大蔵大臣から

ら概算要求基準の設定についての発言があつた際でございますけれども、この一年間かけて補助負担率の見直しをするといふふうなことになることを踏まえて、概算要求基準の設定については十分考へてほしいといふふうな発言をしていただいております。そういうことも踏まえまして、明年度の概算要求をどういふふうにするのかということについては十分大蔵省と自治省との間で相談をしようということでも申し入れをし、大蔵省の事務当局におきましてもその辺は了承しておるところでございます。そろそろ概算要求基準につきましても大蔵省内の検討が始まる時期になつてまいつておるわけでございますので、私どももいたしまして、どういふふうな概算要求基準を設定するつもりであるのか、そういう点につきましても大蔵事務当局とも十分話し合ひをしてまいりたいといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 ラスパイレスとか地方債を許可しないとか、そういうところになると物すごい響きのいいラッパを吹く自治省が、事大蔵省に向かつてくると何か湿りがちな弱々しいようなところ、姿勢では、自治省そのものがもつて地方から信頼されなくなつてしまつて、率直に言つて、私はこの一、二年はまさにそういう意味では一番大事なきだと思つてます。もう何か一歩踏み込まれたような感じがします。ですから、やはりこの際ひとつ抜本的な対応をやらねえといふ感じがしないかと思つてます。

かねて我々は交付税率の引き上げの問題につきましても、六条の三の二項ですか、この問題は便法をとるべきじゃなくて本筋に戻つてきつとせよといふことを何回も言つてきておる。しかし、あなたたちはそれを便法便法でつとやつてきた、こういう経緯もある。いろいろな意味で今度是非常に大事なときに來ていますから、そこら辺を大臣は、いや、そのときはもう私は大臣じゃないから知らぬと、こういうことでは私はやっぱり職責を全うするといふことにならぬと思つたので、きちんとしたてたといふことを特に要請

しておきたいと思つてますが、ほかの問題等もございいますから、これだけに時間をとるわけにいきませんので先にいきます。

一つだけちょっと大臣に聞いておきたいんですが、先日マスコミ報道によりますと、もう税調が間もなく始まります。その中で我々はかねてから随分決議もつてしまつて要求しておつたのですが、医師の事業税の非課税措置を撤廃する、こういう報道を自治省方針としてなさつてゐるのですか、これはやりますか。

○国務大臣(古屋嘉孝君) その問題は私も昨年の党の税調の方に私どもの考えを述べまして、ぜひ新聞、出版の七業種と同時にこの問題を一緒にやりたいといふことを強く要請しておつたのでありますが、党の方からひとつ検討項目にするから今回は待つてもらいたいといふような要請もございまして、事情もありまして提案をいたさなかつたのでございまして、そういう意味で私どもは今度の、ことしの税調にはそういう点も強く申し入れをいたすつもりでございます。

○佐藤三吾君 ぜひひとつそこら辺がまた最後にふにやふにやにならぬようにですね。

ついでに申しますが、電気税はいかがですか。

○政府委員(土田栄作君) ちょっと担当政府委員がおりませんけれども、電気税の非課税品目の整理合理化については従前どおり努力してまいるといふふう聞いております。ただ、かなり合理化が進んでおりますので、これからはややテンポとしては非常に厳しいものがあると思つていただいても、現下の厳しい財政状況を踏まえて今後とも努力してまいるといふ所存であると承つております。

○佐藤三吾君 いろいろまだ問題ございしますが、何か法務省の方からできれば午前中という要請がございまして、ほかの問題に移つて、後ほど時間があれば、またさしていただきます。

法務省來ていますか。

今問題になつております指紋押捺の問題、この点についてお聞きしたいのですが、五月の十四日ですか、政令の改正を行いましたね。しかし、け

きの新聞ですか、韓国の今来日しております大臣の発言にもございましたように、これは若干の方法の手直しであつて法改正にはなつてない、こういう厳しい指摘もございました、二十三日ですか、あつてから高級事務レベルの会議も外務省で予定しておるようでございますが、この問題についてどういふ経過、結果になつておるのか。まず御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録事務につきましては、御承知のとおりことが五年ぶりの登録証明書の大量切りかえ年に当たつております。それで、ことしだけで三十七万人、特にこの夏から秋にかけては二十数万人の外国人が登録証明書の切りかえを行ひ、その際に指紋を押捺する機会が出てくると、こういう状況にございます。そういった状況のもとで、私どもといたしましては外国人登録事務が円滑に行われるようにということにつきましてかねて配慮しているわけでございますが、昨年韓国の大統領の訪日、その後外国人団体の間からも指紋制度の緩和を求めめる大々強い声が出てきてゐる、こういった状況を踏まえまして、私どもといたしまして昭和五十七年に外国人登録法の大々な改正をしたばかりではございまして、にわかに法改正をすることはいかかとは思われましても、今申し上げましたような事情を踏まえて制度上、運用上の問題について検討するといふ姿勢で今日まで来ておるわけでございます。

ただ、ことしの大量切りかえを前提といたします場合には、法改正というのはいささか準備も不足しておりますにわかにできない、こういうことであるとすれば、私どもといたしましてできる限りのことといえば、運用面の改善を図るといふことが必要であるわけでございまして、その運用面の改善策の一つとして、十四日の閣議におきまして、指紋押捺方法を改めるという一つの決定をしたわけでございます。

これは、御承知かと思ひますけれども、従来指を百八十度回転させて押すという回転方式を改めまして、普通指印、摺印といひますかを押すときと同じように、指紋を正面から押せば足りると、こういうふうな改め方をしたわけでございます。それからもう一つは、従来黒いインクで指紋を押してもらつてゐるわけですが、これが指が汚れるといふことで不快感を訴えられる向きがあるために、指の汚れない方法、すなわち特殊な紙に無色の液を指につけて押しますと化学反応によつて指紋が浮き出てくる、こういう方式も採用しようといふことにいたしました。これが今度の私どもがやろうと十四日に発表いたしました改善策であるわけでございます。

○佐藤三吾君 大体、改正の中身、運用の方法だといふことがわかりましたが、今在住外国人が八十四万と言われておりますが、正確な数はどういふことか。国別にはどうなつておるのか。それから、一年以上在住、十六歳以上の登録必要人員はそのうちどのくらいなのか。その中で、本年度、とりわけこの十二月までに月別にどういふ人員になつておるのか。できればその中で永住とそうでない者の比率がわかればいただきたい。それから、きょうまでの押捺拒否者の数はどうなつておるのか。また、その中で告発された人たちは、裁判中の者はどうなのか。それからもう一つは、自治体でこの改革と廃止の決議がされておりますが、法務省としてはどのぐらゐの数が把握されておるのか。これをちよつと説明してくれませんか。

○説明員(黒木忠正君) まず外国人登録数でございますけれども、昨年末現在の登録数、八十四万一千八百三十一という数でございます。国籍別内訳で申しますと、一番多いのが韓国、朝鮮の人たちで六十八万七千六百六。その次に多いのが中国でございまして六万九千六百八。あとはアメリカが第三位でございますが、米國が二万九千三百七、この数字でございます。これらの人たちの中で特に永住資格を持つて長く住んでゐる人は朝鮮、韓国の人たちでありまして、この六十八万のうちの大半がそういう人たちであらうと思ひます。

それから、ことしの夏大量切りかえをいたしました外国人の数がございまして、先ほど申しましたように、年間三十七万人ぐらゐを予定しておりますけれども、特に多いのが七月から十一月ぐらゐの間でございまして、七月の切りかえ数が約四万三千、八月が七万二千、九月が九万二千、十月が五万九千、十一月が一万六千と、こういったような数になつておるわけでございます。

それから、これまでに指紋押捺を拒否した人、その後翻意して指紋を押した人は除きます。現に指紋押捺を拒否してゐる人は、昨日現在私どもが報告を受けてゐる数でございますが、二百四十六名でございます。この中で告発が行われてゐる人が七名、それから判決が確定した者一名、こういう状況でございます。二百四十六名中二百三十二名ははまだ告発が行われていないと、こういう状況でございます。

それから、地方議會で外国人登録法の緩和、改正を求める意見書を提出しました地方議會の数は、私どもが把握しております数が七百三十一議會といふ状況でございます。

それから、告発をしないという自治体の数、お尋ねでございました。それと一緒に言つて下さい。

○説明員(黒木忠正君) 地方自治体の中で、こういう指紋押捺を拒否した人たちについて告発をしないといふことを言つた議會が幾つかあるといふふうな報道がなされておりますけれども、私どもの方に具体的な報告として上がつてきておりますのは川崎市だけでございまして、その他の市について報道で、そういうことを市長が述べたとか市の当局者が述べたといふことは報じられておりませんけれども、具体的な内容は承知しております。新聞などを拾つた限りでは、私どもでは十数人の市町村でそういう発言が行われているといふふうに聞いております。

○佐藤三吾君 これは私が調べたのが四月六日現在で拒否者が百八十六であったのが、五月二十日、きのう現在で二百四十六名に上つておると、こういうことですが、これは私はやっぱり今五月十四日の閣議決定に伴う政令改正の内容では対応できないのじゃないかと、そういう感じがするのですが、いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申し上げましたように、私どもといたしましてこの指紋制度につきましては検討、研究は続けておるわけでございます。ただ、指紋制度が外国人の同一性を確認するといふことの上で大変重要な手段となつておりまして、かつて昭和二十年代のことになりますけれども、指紋制度のなかつた時代には大変不正登録が横行した、こういう背景もございまして、私どもとしてこの指紋制度を廃止することについては大変なちゅうちょを感じてゐるわけでございます。

したがいまして、先ほど申しましたように、ことしの夏以降の大量切りかえを前提とした場合には、法改正というのには準備不足もございまして、まだ私どもとして具体的な結論を得る段階に至つておりませんので、法改正は無理であるといふことになりまして、先ほど申し上げましたように、運用面の改善でできるだけのことをやってみたいと、こういう結果が先ほど申し上げました五月十四日の閣議決定であり、その際にあわせ私どもが採用することを決意した手を汚さない指紋押捺方法といふことであるわけでございます。

○佐藤三吾君 もう一つお聞きしますが、外国の事例というのはどうなつておりますか。総数がわかれば総数も欲しいのです。特に、日本は今サミットに参加してゐる国ですから、サミット参加国の中の実態がわかれば御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 私どもの方で外国における指紋押捺制度がどうなつてゐるかといふことを調査したことがあるわけでございますが、我が國と法律制度の似てゐるような國と申しますか、例えばアジア周辺諸國、ヨーロッパ、南北アメリカといったような國を中心に四十九カ國調査をした

わけでございますが、その四十九カ国の中で我が国と同じように外国人から指紋を押してもらっている国が二十四カ国ございました。それから、我が国のように一律に指紋を押させてはいないけれども、必要に応じて外国人から指紋を押させている国、これが九カ国ございます。

先ほど申しましたように、なぜ世界百六十カ国全部調べないのかと、こういう御指摘もあるわけでございますが、これは政治体制とか法律制度の違いを余り比較しても意味がないということである。今のような調査をしたわけでございます。

それで、サミットに参加してある国といひますのはアメリカでございます。アメリカは、法律の上では永住者と、我が国と同じように一年以上滞在する外国人については指紋を押す、こういう制度になっておりますけれども、現実を調べてみますと永住者からは一〇〇％指紋を押させておりますけれども、一年以上滞在する外国人については一部緩和をしているというような状況でございます。

サミット参加国で我が国と同じように一律に指紋を押させている国はアメリカだけでございますが、例えばイギリスのような場合、それから西ドイツのような場合は一律ではございませんけれども、必要に応じて、例えばイギリスの制度で申しますと、本人を特定するために外国人登録の際に写真とそれからいわゆるサイン、署名をさせる。ところが署名もできない人は指紋を押してくだされと、サミット参加国でイギリスがそういう制度でございますし、ヨーロッパの国々では、例えば旅券を持ってない人とか身分がはっきりしない人については指紋を押させるというような制度を採用しているようでございます。

○佐藤三吾君 大体今あなたのお答えのようですね。サミット参加国の実態を調べてみると、西ドイツもフランスもイギリスも、これはポルトガルとあれを除いてはほとんどサインが旅券とか、そういうもので処理しておいて、今あなたおっしゃったように、それがどうしてもできない者についてのみ指紋と、こういう方法をとっているように

す。

アメリカの場合でも、一部緩和という表現がございましたが、実際はかなり緩和しておるようです。そういうことを見ると、あなたがおっしゃるように唯一特定の手法という論理は国際的には通用しない、そういうことが言えるのじゃないですか。先進国ほどその点が言えるということを証明しておると私は思ふんです。

それから、現実には実際から見ても、なぜ必要なのかというのがどうしてもわからない。なぜかと言いますと、自治体の現状を見ると、私も自治体におつたのですが、実際問題、人物特定というのは、永住者の場合は自治体ではもうほとんど顔見知りです。そういう実態もございまして、ほとんど写真でも判断が十分できるというのが実務的な私は実際じゃないかと思ふ。指紋押捺の必要というのとはほとんど感じられない。これが今自治体の現場の実態です。そういうことから見て、自治体の七百三十一というの、私は外国人がいっぱいいる自治体はほとんどでこういう決議がやられておると思ふんです。三千三百の中の七百三十一じゃないと私は思ふんです。もうほとんどの自治体と言つていいと思ふんです。この七百三十一という数字は。こういうことから考えて、なぜそうまでしてこの問題に固執するのか、これが私はどうしてもわからない。今あなたは二十年前の事例を言つていました、ここ十年を見て、この問題で何かトラブルとか事件が起こつたことがあるのですか、いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 私、登録課長に着任したのが昨年の四月でございますが、昨年の四月以降、他人の登録証明書を、これは盗んだということですが、譲り受けたのではないかと思ふのと、この写真も上手に張りかえて、あたかも自分に発行されたものであるというようにして行使したのを発見したという例が昨年一件報告されておりますし、それからあとの二件は、これは子供でございまして指紋がないものですからちょっと例として

挙げることにしたいと思いますけれども、密航者が子供が生まれた、ところが子供の登録を届けますと親の密航が発覚してしまうということで、子供の登録がもらえないということで大変に困りまして、たまたまうまいぐあいに他人の登録で余つて登録があるということで、その登録をもつて自分の子供に与えるといったような事件が二件報告されておりました。数としては三件かというところかと思ひますけれども、私どもはこれはやはり氷山の一角であらうというふうに見ておりました。人物の同一性の確認ということからは、人物のそういう人れかわりというふうなものはいまだに行われているし、私どもでは必要な制度であるというふうに考えておるわけでござい

ます。

○佐藤三吾君 あなたはなかなか苦しい答弁をなさつていらっしゃるようですが、黒木さんといへばこの道の生き字引じゃないですか。ですから、あなたが一年間の数字を引つ張り出さなきゃならぬというのは非常に苦しいと思ふんです。実際問題、二十年代を除いては余りないということですよ、正直言へば。そうでしょう。ですから、指紋が必要なのは案直におつちやつた方がいいのじゃないかと思ふんです。あなたが一年前なんと言つたつて通用しませんよ。法務省の黒木さんといへばこの道じゃベテランなんだからね。

そこで今、韓国なり在日韓国の青年会の皆さんが再入国を求めて、きのうのテレビでは、法務省に拒否されて、いわゆる拒否宣言をしたということとだけで拒否されて座り込んでおるといふような報道があったのですが、それはどうなりましたか。

○説明員(黒木忠正君) ちょっと再入国許可は所管じゃございませんで、私も入国管理局ではあるのですけれども登録課の所管じゃございませんで、お答えするのはいかがと思ひますけれども、ほかに来ておられますので、私の知る限りで御説明したいと思ひますが、現在、指紋押捺を拒

否した人につきましては原則として再入国の許可は出さないという方針で臨んでおります。それから、現に拒否していても公の場で自分拒否するのだというのを宣言した人につきましては、そういう人が再入国の許可の申請に來ました際にその本人の意思を確認する。そして、報じられたことが間違いないという言い方はおかしいのですけれども、必ずしもそうでない、自分は法律に従つて指紋を押すつもりである、こういうことであれば再入国許可を出しますし、依然として法律に違反してでも自分は押捺をしないのだという人については、その時点で改めて慎重な審査をして可否を決めようという方針のようでございます。ただ、具体的に申し上げますと、先ほど申しましたように、ちょっと所管じゃございせんので明快にはお答えできないという次第でございます。

○佐藤三吾君 いや、きょうわざわざ私は入管局長に來るに言つただけけれども、黒木さんがおつたから、当面の担当課長というから、それならこの人は生き字引だから、あなたの方がよからうということわざわざお願いしたような次第なんですね。それはしかし黒木さん、どうですか、拒否したということについて再入国云々ということとは、あなたの法務省の立場からいってわからぬことはない。しかし、拒否宣言をしたというところまでその累を及ぼすというのは、これは何か法律的な裏づけがあるのですか、いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申しましたように、拒否宣言をしたから直ちに再入国を許可しないことはやつていないはずでございます。一応本人に、公の場で申しますか、ほかでそういうことを言つたことがあるかどうか、現在もその気持ちに変わりがあるのかないのかと。結局、私もいいたしましては、法律を守つて行動してくる人につきましては再入国許可を出すことはやぶさかじゃないわけでございまして、依然として法違反をやる覚悟である、こういうことまでは

否した人につきましては原則として再入国の許可は出さないという方針で臨んでおります。それから、現に拒否していても公の場で自分拒否するのだというのを宣言した人につきましては、そういう人が再入国の許可の申請に來ました際にその本人の意思を確認する。そして、報じられたことが間違いないという言い方はおかしいのですけれども、必ずしもそうでない、自分は法律に従つて指紋を押すつもりである、こういうことであれば再入国許可を出しますし、依然として法律に違反してでも自分は押捺をしないのだという人については、その時点で改めて慎重な審査をして可否を決めようという方針のようでございます。ただ、具体的に申し上げますと、先ほど申しましたように、ちょっと所管じゃございせんので明快にはお答えできないという次第でございます。

○佐藤三吾君 いや、きょうわざわざ私は入管局長に來るに言つただけけれども、黒木さんがおつたから、当面の担当課長というから、それならこの人は生き字引だから、あなたの方がよからうということわざわざお願いしたような次第なんですね。それはしかし黒木さん、どうですか、拒否したということについて再入国云々ということとは、あなたの法務省の立場からいってわからぬことはない。しかし、拒否宣言をしたというところまでその累を及ぼすというのは、これは何か法律的な裏づけがあるのですか、いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申しましたように、拒否宣言をしたから直ちに再入国を許可しないことはやつていないはずでございます。一応本人に、公の場で申しますか、ほかでそういうことを言つたことがあるかどうか、現在もその気持ちに変わりがあるのかないのかと。結局、私もいいたしましては、法律を守つて行動してくる人につきましては再入国許可を出すことはやぶさかじゃないわけでございまして、依然として法違反をやる覚悟である、こういうことまでは

否した人につきましては原則として再入国の許可は出さないという方針で臨んでおります。それから、現に拒否していても公の場で自分拒否するのだというのを宣言した人につきましては、そういう人が再入国の許可の申請に來ました際にその本人の意思を確認する。そして、報じられたことが間違いないという言い方はおかしいのですけれども、必ずしもそうでない、自分は法律に従つて指紋を押すつもりである、こういうことであれば再入国許可を出しますし、依然として法律に違反してでも自分は押捺をしないのだという人については、その時点で改めて慎重な審査をして可否を決めようという方針のようでございます。ただ、具体的に申し上げますと、先ほど申しましたように、ちょっと所管じゃございせんので明快にはお答えできないという次第でございます。

つきりおっしゃる方に対しては再入国許可を出す
ことについて慎重に検討したい、こういう姿勢で
ございます。

○佐藤三吾君 それはやり過ぎですよ。泥棒して
いないのに泥棒することを宣言したらいきなり逮
捕するのと同じことだ。そんなやり過ぎはやっぱ
り僕はやめた方がいいと思うのだ。まあ、あなた
がその直接責任者じゃないから、ここではつきり
そこら辺がでかぬと思うのですけれども、そんな
やり過ぎをするものじゃないですよ。だから、や
っぱりこれは恐らく国際問題にもなってくる性格
を帯びていますから、今私はこの問題わざわざこ
の委員会を取り上げたのですけれども、そこら辺
はもう少し神経質というか、国際感覚でもって対
応してもらわねとえらいことに私はなるような感
じがするんです。

きのう、ちょうど散髪に行ったところ、隣に法
務大臣が一緒でおりましたから、どうなんだと言
ったら、いや困っておるのだと、こう言ってお
る。どうも法務省よりもむしろ何かほかのところ
がこの問題についてしつこく言いおるのじゃない
ですか。法務省としてはほとほと困り果てたとい
うのが今の心境じゃないですか。どうですか。余
りそういう点にこだわると次々に派生を私はする
ような気がしますから、そこら辺はひとつ、もし
答弁できればすけれども、答弁できなきや結構
なんです、ほかのところ、例えば警察とかそう
いうところにこの問題のネックがあるのじゃない
かという感じがするのですが、その点いか
ですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども外国人登録とい
うものは、現在外国人にかかわる我が国の唯一の公
簿といえます、公の記録である、こういう性格
のものでございまして、これは非常に各方面で広
く活用されているわけです。学校に入る場合だと
か年金をもらう場合とか、その他福祉、それから
税金の場合とか、それからある面では外国人登
録記録につきましては犯罪捜査というようなとこ
ろでも使われているということは事実でございま

す。したがって、そういった外国人登録記
録、各方面で使われておりますので、私どもこの
外国人登録の改正につきましてはやはり関係省庁
の御意見も聞いていくということは手続としては
当然のこととございまして、その中の指紋制度に
つきましても、制度の必要性その他につきまして
は、私どもも関係省庁とも御相談しながら今日ま
できているという事情でございまして。

ただ、その関係省庁の中でどういう御意見が過
去にあったのか、現在あるのかというようなこ
と、これは各省それぞれのお立場からの必要性を
述べられておるわけでございまして、これについ
てどの省がどう言っておりますかということをお
しと申し上げるのはいかがかと思うのですけれ
ども、ただこの登録法と申しますのは私どもの所管
している法律でございまして、主体性と申しま
すか、これは私どもも持っている、ほかの省の御
意見は参考までにいろいろ参酌はいたしますけれ
ども、主体性は私どもも持っているというふうに御
理解いただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 ちょっと大臣が席を外していまし
たから聞かなかったのですが、大臣、この問題に
ついてあなたは五月十四日の閣議後の記者会見
で、国家公安委員長という立場で行ったようです
が、その中で北朝鮮の密入国者が日本を舞台に韓
国をひたかき回すから必要だと、こういう発言が
報道されておるのですけれども、これは事実です
か。同時に、そういう認識であなたはこの問題を
とらえておるんですか、どうなんですか。

○國務大臣(古屋亨君) 私は、北朝鮮からの密入
国、そういう者が日本へ入ってくる例は警察の方
から聞いておりますので、一つの方向としてそう
いうこともありますというのを申し上げただけで
ございまして、私はその閣議の席におきましては、
こういうものの取り締まりにつきましては警察と
しては柔軟なしかも民族、風俗、そういうことを
よく考えて取り締まりの徹底を期さなきゃなら
ぬ、だから、例えばよく言われますように、おふ
ろへ行くときに登録証を持っていけないで外国人、

朝鮮の方がおふろへ行く、銭湯へ行く場合に登録
証を持っていなかったということで問題になった
り、あるいはまた交通の検問のときに登録証を持
つておるか、普通の免許証を見せても外国人とい
うことが書いてありますから、しつこくそれで
聞く、そういう非常識な取り締まりはいたしま
せん、こういうことを申し上げたのでございませ
ん、○佐藤三吾君 北朝鮮の密入国者が日本を舞台に
韓国をひたかき回すというふうな事例が、これが
最大の目的でというふうにはないでしよう。
そんなまた事実があるんですか。警察庁、どうな
んです。

○政府委員(中山好雄君) 担当の政府委員が出て
まいっておりますので、お答えを差し控えさし
ていただき、後日御説明をさせていただきますと
思ひます。

○佐藤三吾君 大臣、あなたは国家公安委員長で
あると同時に自治大臣でもあるわけですね。今言
うように七百三十一の自治体がこの改革とそして
止を求めて意見書を出してきておる。そして、さ
っき言ったように、自治体の実態を見ますと、押
捺の特定確認の方法を見ますと、窓口でやってお
りますが、ほとんど押捺は意味がないんですよ。
今言うように、特に六十八万という永住者の皆
さんはほとんど全部と書いていぐらに顔見知
りですよ、自治体では。同時にまた、顔は写真で
ほとんど判断できるといふ仕組みでやられておる
わけです。そういう点から見ると、あなたのこの
いう発言というのは、これは私は非常に不思議じ
やないかと思う。自治大臣としてこういう発言と
いうのは、私はまさに不思議と云う以外にないん
じゃないかと思う。あなた自身もところに、自治
省にも意見書や決議文が同じように寄せられてお
ると思うんです。あなたもそれを見ておるはず
も、この問題について法務省に物を言うといふと
ば、実態からいってこれは廃止をした方がいいと
いうことをあなたの口からきくとやっぱり言う
うふうに思ふんですけれども、あなたの認識なり

見解いかがですか。
○國務大臣(古屋亨君) 自治省としましては、各
役場あるいは現場で混乱が生じないようにもちろ
ん願っておりますが、外国入登録法
の事務は、これは法務省の所管でありまして、法
務省の機関委任事務として市町村でやっているこ
とは先生御承知のとおりであります。したがいま
して、法務省において適切な措置がとられること
を私どもは期待しております、そういうような
事例につきましてはぜひ混乱がないように私ども
は期待しております、そういう措置が法務省でとら
れることを期待しておりますというふうな考え方でござ
います。

○佐藤三吾君 確かに法務省の所管です。しか
し、現場はこれは全部自治体が行っているわけ
です。法務局がやっておるわけじゃない。その現場
の皆さんが、七百三十ほとんどの関係自治体が全
部これはやっぱり廃止をしてもらいたい、まかり
間違えば、その背景としてはこの事務を返上した
いという気持ちがあると思うんですよ、そこ
まで法務省が堅持するのなら、こういう気持ちを訴
えて、わざわざ議会を含めて意見書として決議を
して送ってきてもいいと思ふんです。その所管
大臣として自治大臣はこれにどう対応するのか、
これが今聞かれておるんです。いかがですか。

○國務大臣(古屋亨君) やはりこれは法務省が所
管でございまして、指紋の問題につきまして
は、法務省の意見に反して私どもがどうしろとい
うことはちょっとなかなか先生御承知のように難
しい問題だと考えております。でございまして
で、法務省が現場で混乱が起らないように指導
していくというのを私どもも望んでおりますと、
こういうことを申し上げたわけでございまして、
○佐藤三吾君 私は、法務省が所管ということ
は認めておるんです。しかし、残念ながらこの事務
は地方自治体なんです。現場は法務局じゃない、
自治体なんです。その自治体がほとほと困り果て
ておるわけです。実態にも合っていない、こう言っ
ておる。だから意見書として、それを議会も認め

○佐藤三吾君 時間がございませぬからこれ以上の議論はまた後に譲りますが、この問題は私は法務省のいわゆる運用の改正で片づく問題じゃないと見ております。法務省も、今こういう状態だから立場上いろいろ言っておりますけれども、恐らく根本的なこの問題の処理というものは考えておられるだろうと思ふんです。思ふけれども、それがなかなか口に言えないというのが真情じゃないかと私は思ふ。しかし、国務大臣、その根柢にまた詳しく聞きたいと思ひますが、どうも私は警察がこの問題について執着を持っておりますような感じがしてならぬわけですね。

これは私の類推が間違いかどうかわかりませんが、そういふことから見ますと、その担当は国家公安委員長であるあなたである。同時に、あなたはやっぱり、今御発言にございましたように、国務大臣としてのこういう立場からの御意見もございました。やはりそれが考えても非常識なものではないかと。それから、実態から見ても、この問題は実務的には地方自治体としては余り必要ないんです。そういう実態をひとつぜひ調べてもらつて、国務大臣という立場からでも結構ですから、これから七月、八月、九月という大量な時期を迎えておるわけですから、早急にひとつあなたの先ほどの御意見を閣議や法務大臣や、それから外務大臣との連携とかいろいろ含めて、第一には地方自治体に混乱を来さないということを基本に、第二にはそういう人道的な立場から考えても、当然これは永住者については二世、三世を含めて除外すべきであるとかいろいろな意見があるでしょうが、本人たちが納得できる問題解決、この努力を私は決意を持ってやっていたいただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(古屋亨君) 私は、率直に申しまして、この二月まで自民党の日韓議員連盟で、民社の方も入っておりますが、在日韓国人問題特別委員会委員長として、待遇とか就職とかそういう問題をあわせてやっておったのです。だから、い

ろいろの御意見もあるわけですが、先生のおっしゃった内容についてはよく知っております。でございまして、今の御意見もあつたことも法務大臣によく連絡いたします。

○佐藤三吾君 もうそれなら私はここで声を大きくして言うことはなかったんです。しかし今までは、あなたはあおり喚することはないと言ひけれども、それに類するような、またそういうふうな誤解されかねぬような行動しか私には見えなかつたが、そこまであなたがこの問題について精通しておるなら、これは結構なことですね。ぜひひとつそこら辺を含めて早期に問題解決のために御努力をお願いしておきたいし、とりわけ今私が聞きましたように、青年会の皆さんが宣言しただけで再入国を認めるとか認めないとか、そんなくだけない議論は、電話一本でいいから法務大臣にして、国際問題を起さないようにひとつ国務大臣としても努力をお願いしておきたいと思ひます。時間の関係もございまして次に移りますが、消防問題で、総理府来ていますか。

来月ILOの総会が開かれますね。もう既に代表団の皆さんはILOに向かつているわけですが、昨年の七十回の総会で条約勧告適用委員会の専門委員会ですか、こゝでこの種の労働者の団結権の審議がすべての関係者の参加の中で行われることを希望するといふ報告が出ております。そして、これに基づいて来年の、いわゆることしですね、委員会には懸案解決のため積極的進展が記録できるよう希望する、こういう報告が採択されております。

そこで御聞きするのですが、この消防問題についてこの一年間どのように進展をしてきたのか。これは、公務員問題連絡会議、こゝに對するILOの報告ですが、再三政府のILOに對する報告書も見せていただきましたが、なかなか私は一つも進展していないような感じがするのですけれども、こゝら辺いかがですか。

○説明員(小島進彦君) 公務員問題連絡会議の主宰をいたしておりますが総務庁人事局でございま

す。お答え申し上げますが、昨年からの連絡会議がどうしたかということですが、昨年、先生御指摘のようなそういう考え方が示されておりますが、昨年から申しますと、その前から関係者の意見をずっと聞いておりました。労働団体あるいは地方の関係団体から聞いておりました。いろいろ検討しておいた後、その検討結果をいたしまして、直接消防職員の個人から意見を聞くということ、こゝの初めから意見を聞くようにいたしておりました。全国的に地域バランス等を配慮いたしまして聞くということを始めまして、その一部につきましてILOに、それからその前に関係団体から聞いた意見等も踏まえましてILOの方に報告しております。

○佐藤三吾君 そういう報告をなさつたわけですか。

○説明員(小島進彦君) ILOの適用専門委員会の方に報告はそのようにいたしております。そのような関係団体の意見、それから個々の消防職員からのヒアリングの結果、その内容を入れまして報告をしております。

○佐藤三吾君 その関係団体から聞いた内容を後で聞かしていただきたいのですが、日程的に見ると、五十七年から五十九年は何もやっていませんね。それはどういふことですか。

○説明員(小島進彦君) 聞きましたのは、五十四年ぐらいから五十六年いっぱいにかかまして関係団体いろいろ聞いたのですが、その後の取りまとめ、それから関係省庁からいろいろ意見の交換、そういうことをやっております。

この公務員問題連絡会議と申しますのは、消防の問題と、それからそのほか第三次公務員制度審議会からのお引き継ぎ検討するようになつておりました。非現業公務員の交渉不調の場合の紛争調整の問題、それから刑事罰の問題、これをひくるめましてやっております。この三問題一括してやっておりますが、関係団体聞きました後のいろいろな整理等をやりました。それから後、今後どうしたいか、それからもう一つは、ILOでい

ろいろ検討されておりますので、ILOの検討の状況等を吟味しながら議論しまして、そして個々の消防職員からも意見を聞いた方がいいじゃないかということ、今回そういうふうな方に参つておるわけでございます。

○佐藤三吾君 あなたが提出したあれを見ると、五十四年十月、五十五年五月、五十六年五月、それから五十五年一月十七日、五十五年一月と、いわゆる五十五年と五十六年には公務員共闘や官公労組、それから自治労、全国消防長会、全国知事会、全国市長会、町村長会、それぞれ意見聴取をしております。ところが、それからふつり切れちゃつて、五十七年、八年、九年は何もなくて、六十年、今年の一月二十三日に消防職員から意見を聞いたと、こういうふうな報告になつておるんですが、違いますか。

○説明員(小島進彦君) 意見を聴取いたしましたのは先生の御指摘のとおり日程でございまして。ただ、意見を聞きまして後、いろいろそれぞれの所管省庁からの事情説明あるいは中でのいろいろな議論をしましてまいっております。ですから、意見聴取いたしました日程はそういうことでございまして、その後、五十七年、五十八年、五十九年といろいろ議論はいたしております。

○佐藤三吾君 それなら聞きますが、公務員問題連絡会議、公務員問題連絡会議局長会議、公務員問題連絡会議議長会議、この三つありますね。この三つがそれぞれ何回やつたのか言つてください。何年何月、何回やつたのか、ずっと言つてください。

○説明員(小島進彦君) 一番上のクラスの次官レベルの会議ですが、それは合計十二回やつておりますが、やりましては四十八年から五十一年にかけまして十二回やつております。

○佐藤三吾君 それ以後はやつてない。

○説明員(小島進彦君) はい。

回っております。

それで、当初次官クラス、局長クラス、いろいろあったのですが、こうなりましたのは、問題がかなり技術的な話になってまいりましたので、下のクラスの方が適当であろうということをやっております。これが煮詰まりましたら、また上の会議をやるという日程になっております。

○佐藤三吾君 そうすると、去年のILOのいわゆる希望するという報告をいたして、この一年間にILOが懸案解決の積極的進展が記録できるような希望するという報告をこの来月の総会に出してくれと、こういう決議がございすね。その一年間には何を何回やったのですか、言ってください。

○説明員(小島通彦君) 昨年の総会以降は四回やっております。課長クラスの会議を四回やっております。

○佐藤三吾君 課長を四回。局長は。

○説明員(小島通彦君) 課長クラスだけです。

○佐藤三吾君 結果的に、事務連絡会議を課長でやった。いわゆるILOが求めておる公務員問題連絡会議での議論はないということですね。いわゆる次官級クラスの会議というのはないということ。そうでしょう。局長会議もないということ。これが果たしてILOに対する誠意ある回答になりますか。あなた自身が良識的に考えてそういうことになりませんか。ILO各国の皆さんが集まってこれだけ随分議論やって、そうして日本政府にそれを求めておる。それに対して課長会議四回ほどやってお茶を濁して、やったということ言えますか。どうです。

○説明員(小島通彦君) 私どもは、次官会議からずっとございす。その会議から委任されまして、技術的な面が非常に多いものですから私どもがやっておるということでも、もちろんここで決まりましたら、また正規に上に上げていくということにしたいと思ひます。そういうことで、決して課長会議だけでサボっているということには言えないのじゃないかと私は思ひます。

○佐藤三吾君 ILOが求めてきておるのは、日本政府も参画して、そしてこの問題を日本政府は誠意を持って検討しますと。政府がで、課長ではないんですよ。それを期待して毎年毎年こういう決議をしておるわけでしょう。ところが、今聞いてみると、いわゆる一番採択の中心になる次官会議、次官で構成する連絡会議は五十一年以来一回もやられてない。それから、それを支える局長会議、いわゆる連絡会議局長会議、これもやられてない。これほどの不誠実な態度というのはあります。これは、私は国際信義に反すると思ひます。この実態がILOに報告されたら。各国政府が出席して、この専門委員会などは前の日本の最高裁長官の横田さんなどが入っているクラスです。そして、真剣に議論して、日本政府もそれにこたえるということを表明して、ILOは毎年毎年その報告を求めておる。こういう実態を聞いて、これは世界各國の労働側だけじゃなくて、政府側代表もあきれ返るですよ。こんな不誠実なことで問題が進展するはずないじゃないですか。どうですか。これは國務大臣という立場から聞きましよう。大臣は自治大臣でもあります。國務大臣という立場を含めて聞きましょう。これはどういうことですか。

○國務大臣(古屋孝君) 率直に言つて、私も最近の経過は聞いておりませんし、そういうことを申し上げては非常に恐縮でございす。本当に自分の方の仕事に追われておりまして、そういうことまで、ちょっと申しわけない答弁でございす。率直な気持ちではそういうところでございまして、先生のお気持ちはわかつておりますが、そういうことで、私もこの問題は政府当局においてやはり早急に開始すべき問題だというふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは、連絡会議には自治省の事務次官が入つておる。局長会議には行政局長がおります。これはあなたの所管事項ですよ。私の仕事は忙しくてわからぬ、そんなあほな言い方がありますか。あなた、もっと責任持った態度をとつても

らわな困るじゃないですか。

そこで、この問題の経過がそういうことですか。私はやっぱり大臣としても責任を持って議論してけれなきや困ると思ひます。きょうは言つていませうけれども、総務庁の方のお話を聞きますと、一番所管の大臣が真剣になつてもらえないからなかなか審議が進まぬという不満があるのです。私のところは連絡会議でお世話していただいている。一番主管大臣が真剣にならなければこの問題は解決しないということを言いたいのでしようが、そんなことは、ここでは大臣が横にいらからなかなか言いつらうけれども、腹の中に入つておられます。その所管大臣が、私の仕事に道断です。大臣、今後の決意があるならいだけましよう。

○國務大臣(古屋孝君) 余り率直に申し上げたもので、先生からおしかりを得て申しわけありません。私も、この問題は重要性をよく知つておりますので、後藤田総務庁長官と十分連絡いたしまして、ひとつまともに研究をいたして勉強したいだけまします。

○佐藤三吾君 そこで大臣、真剣に検討するということだから聞きますが、ガボンという国はどこにありますが、教えてください。

○國務大臣(古屋孝君) よく知りませんが、名前から聞くとアフリカじゃないでしょうか。

○佐藤三吾君 小島さん、アフリカですか、どうなんですか。

○説明員(小島通彦君) アフリカです。

○佐藤三吾君 消防に団結権のない国はガボンと日本とスーダンです。この三つの国しかないのです。大臣、どこが共通点でありますか。ガボンとスーダンというのは経済大国ですか。あなたがわからぬぐらいな国でしよう。侮辱する意味じゃございせんよ。あとは全部消防に団結権があるわけです。これは、警察でも既に西ドイツとかイギリスとかフランス、オーストリア、ベルギー、オ

ランダ、こういった二十一カ国は全部団結権がある。軍隊もそうです。西ドイツ、イギリス、フランス、オーストリア、デンマーク、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、全部団結権がある。国際的なリーダーシップをとるとか中首根さんは言つています。そうして、先進国の一員でもある、さらにサミットの一員でもある、そういうあなたの所管の日本の消防行政がこういう実態にある。恥ずかしいと思ひませんか。

これは大臣、せつかく決意をいただいたのだから、これは本当に先進国並みなら先進国並みで結構、やっぱり国際的にもうそろそろ結論を出していかなきやならぬ時期に来ておるのですよ。なぜかという、この問題が日本で議論になつてからもう二十年たつ。そして、今言う公務員連絡会議で日本政府は責任を持って議論すると国際的に約束したこの会議でもう十一年たつ。そして今なおさつきの報告の実態のいたらくでしよう。しかも、総務庁に聞くと、それは主管大臣の熱意がないと、こう言つておるわけだ。あなたはせつかく決意したのなら、こころを込めてきちんとしてください。熱意を込めて決意を出してください。

○國務大臣(古屋孝君) 私も大いに勉強しなきゃならぬと思ひます。私も、実は総理府の副長官をしているときに人事局ができましたので、もう二十年前にそういう問題があったことは覚えておりますが、いろいろ経過を聞きながら、またILOでいろいろ言つておることも検討いたします。が、やはり日本の国として警察あるいは消防についていろいろな立場がありますから、そういう意味でその結論が出ておるのではなからうかと、私はそういうふうに考えておりますので、そういう点は十分これから検討をしたいと思います。

○佐藤三吾君 もう時間が来ましたから休憩に入りますが、所管大臣としてあなたがそういう感覚じゃ困るんです。

あなたは、さつき指紋捺捺のときには法務大臣、法務大臣と、こう言つておつたでしよう。その今言われるのはあなたが主管大臣ですよ。だから

あなた、さつき指紋捺捺のときには法務大臣、法務大臣と、こう言つておつたでしよう。その今言われるのはあなたが主管大臣ですよ。だから

あなた、さつき指紋捺捺のときには法務大臣、法務大臣と、こう言つておつたでしよう。その今言われるのはあなたが主管大臣ですよ。だから

あなた、さつき指紋捺捺のときには法務大臣、法務大臣と、こう言つておつたでしよう。その今言われるのはあなたが主管大臣ですよ。だから

あなた、さつき指紋捺捺のときには法務大臣、法務大臣と、こう言つておつたでしよう。その今言われるのはあなたが主管大臣ですよ。だから

ら、あなたがもつと明確にやつぱり国際的な視野に立つて決意をいだかなきゃ、どこの大臣があれします。あなたが閣議をリードしなきゃいかぬ、その役割でしょう。しっかりとしてくださいよ。そこら辺はあなたも総理府におつて経験を持つておるといふのなら、なおさらのことじゃないですか。そういうことを聞くと、あなたは非常に決意はするけれども、裏は腹黒い男だなというように思わざるを得ませんよ。そうでないなら、きちっとしてくださいよ、もう一遍。

○国務大臣(古屋幸吉) いろいろ御叱正やら御批判をいただきまして申しわけありませんが、やはり私は、日本の消防という立場を考へてこの問題を検討していかなければならないということでございますので、しばらく私にこの検討の機会、時間を与えていただきたいと思います。

○委員長(金丸三郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時二分開会

○委員長(金丸三郎君) 地方行政委員会を再開いたします。

○佐藤三吾君 労働時間の問題を中心にやりたいと思うんですが、まず消防庁にお聞きします。

消防職員の勤務形態、労働時間、これを見ますと、ほとんどが二部制になっております。この実態をまず説明いただきたいと思います。二部制の概観なり各県別の分布がわかればぜひお願いしたい。その結果、勤務時間がどういふふうになっているかを合せて御報告いただきたいと思います。

○政府委員(関根則之君) 消防職員の勤務形態については、職務の特殊性に依りまして、いろいろその地域の実情等によつて組み方を変えているわけでございますが、一般的にはやはり交代制の勤務というものが通常でございます。その交代制勤務

の中に、大きく分けまして、二部制による交代勤務をとつておられますところと三部制の交代勤務にしているところとがあるわけでございます。二部制というのは、一言で言いますと、二十四時間当直の日がございます。その次の日は丸々お休みになる、それを繰り返していきなり方でございます。すし、三部制の場合には当直、非番、その次に日勤というのをかませましてやっておりますというふうに御理解をいただきたいと思います。その採用の割合でございますけれども、二部制を採用しております本部が八百六十八本部でございます。約九四％、三部制を採用しております本部が五十九本部で約六％という形で、大部分の交代勤務制は二部制で行われておることでございます。

勤務時間につきましては、御承知のとおり、かつては過労働時間六十時間という制限の中でやっておりましたけれども、昭和五十八年度だったと思いますが、一般の労働者と同じように週四十八時間という原則の中で消防職員につきましても処置がなされておまして、昭和五十九年四月一日現在の制度上の勤務時間につきましては、四十二時間未満の市町村が七十八、四十二時間以上四十四時間未満が百四十三、四十四時間以上四十六時間未満が百二市町村、四十六時間以上四十八時間以下が百七十一市町村、こういう状況になっております。

○佐藤三吾君 勤務時間の分が、今あなた四十四時間以上四十六時間未満というのが百二と言ったけれども、百三でしょう。数字が違うのですが、いづれにしても今あなたが勤務時間で読み上げた単位消防本部を見ると四百九十五しかない。先ほどあなたが二部制、三部制と言ったのを見ると九百二十七ですか。したがって、これは一部事務組合が今の今の勤務時間の中に入っていないのじゃないかと思うんです。いかがですか。

○政府委員(関根則之君) 一部事務組合で消防を実施しているところが消防の場合には非常に多いわけでございますけれども、統一的にとりま

勤務時間の統計におきましては一部事務組合を除外して数字をはじいておりますので、先ほど申し上げました数字の中にも一部事務組合関係は入っていないわけでございます。

なお、御指摘のございました百二市町村と申し上げましたのは、百三市町村の方が正確でございます。先生の御指摘のとおりでございます。

○佐藤三吾君 ですから、勤務時間で今あなたが回答した内容は、四十二時間未満が七十八、四十二時間以上四十四時間未満が百四十三、四十四時間以上四十六時間未満が百三、四十六時間以上四十八時間以下が百七十一、計四百九十五、これは単位消防のことですね。そうですね。そうなる、一部事務組合の四百三十三の勤務時間はどういふことなんでしょうか。

○政府委員(関根則之君) 従来から一部事務組合の勤務時間につきましては調査をこういふ形でいたしておりましたので、数字がございませぬ。

○佐藤三吾君 ないのじゃなくて、実態はいわゆる四十八時間を超えておるんでしょう。いわゆる特別措置が五十八年三月三十一日までに解消になりましたね。基準法の規則の二十九条が削除になった。一日十時間、一週六十時間の範囲という特例がなくなつた。そのなくなつたにもかかわらず、一部事務組合では存在しておることじゃないですか。

○政府委員(関根則之君) 御指摘がございましたように、法律の制度の改正によりまして、一週四十八時間以内で消防職員につきましても労働時間制限があるわけでございますので、それに従つて勤務時間を組むように私どもの方でも指導をいたしているところでございまして、現時点におきまして四十八時間を上回つて勤務時間を設定している、そういう団体は聞いていないわけでございます。

○佐藤三吾君 それでは、聞いてないなら一部事務組合の実態を報告してください。

○政府委員(関根則之君) 各地方団体ごとに悉皆の勤務時間の一斉調査というものを一部事務組合

についてやっていないわけでございますけれども、勤務時間の組み方についての指導というのは、私ども県を通じて、きちんと法律の規定に従つて処理をするように御指導を申し上げているところでございますので、従来から、そういう形になりまして以降、四十八時間を超えた勤務形態で組んでいるというところはないわけであらうという例を聞いていないというのを申し上げて、すべての数字が調査結果としてきれいに整備されてあるということにはならないわけでございます。

○佐藤三吾君 いいですか、この法改正がなされたのは五十六年の四月です。そうして、労働省労働基準局長から消防庁次長あてに通知が出たのが五十六年三月三十一日基発第百八十八号の二で出ています。それをおたくが受けて、五十六年四月十四日消防第六十七号で各都道府県消防主官部長あてに通知を出していますね。その際に、おたくは通達の中で五十八年四月一日までの二年間の猶予期間があるということを書いてありますね。したがって、これを実施をしてもいいと。今は昭和六十年度ですよ。わずか九百二十八の、しかも一部事務組合四百三十三、四年間かかってこれがわからぬのですか。そんなに消防庁というところは非能率なところですか。どうなの。

○政府委員(関根則之君) 御指摘のございましたような通知を私どもは県を通じて出しまして指導をいたしているところでございますが、先ほどから申し上げておりますように、一部事務組合の消防職員の勤務時間につきましては正確な統計調査というものを実施しておりませんので、そういう数字が申し上げられないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三吾君 労働省、この五十六年三月三十一日に出した通達というのはこんないかげんなものでいいのですか。ちゃんと通達の中に書いてありますように「今回の改正の趣旨及び経緯、改正の内容について十分御理解の上、地方公共団体等

に対し、これらの点について周知徹底を図られるとともに、昭和五十八年三月三十一日まで、地方公共団体等における関係職員の労働時間が八時間労働制の原則に適合するように関係規制等の整備が進められ、新しい労働時間制度への円滑な移行が図られるよう適切な指導を賜うべく」と、こうなっていますね。こんないいかげんなことではないのですか。

○説明員(島中 信夫君) 先生ただいま御指摘のとおり、労働基準法の施行規則の改正によりまして、昭和五十八年の四月以降は労働基準法の定める原則どおりの労働時間法が適用されることと相なりましたところから、そのような通達でもってお願い申し上げたわけでございます。

先生御承知のとおり、労働基準法の監督機関の職権につきましては、消防職員につきましては私どもの力が及ばないというふうになっておりますので、その通達によりまして自治省にお願ひ申し上げたところでございます。

○佐藤三吾君 責任逃れの答弁でなく、私はそんなことを聞いておるんじゃないんだ。あなたは主管官庁としてこの法律を守り、施行する義務を持つ官庁じゃないんですか。これには罰則がついておるのですよ。もしこれに違反した場合には懲役六カ月ですとか、そうでしょう。この問題はこういう罰則つきの事項じゃないんですか、いかがでしょうか。

○説明員(島中 信夫君) 労働基準法は労働条件の最低基準を定めるというものでございまして、その最低基準を維持するために、先生御指摘のとおり罰則でもって担保するということになっております。

○佐藤三吾君 だとすれば、通達から見ても二年たっている。施行から考えると四年たっている。そうすると、何万という自治体を調べるわけじゃないんです。わずか四百余りのそれを掌握しないということをもってあなたの方としてはこれは認める、追認せざるを得ぬことになるのですか。もし民間だったら必ず監督署が入って、違反

として罰則の適用になるのですよ。今あなたがおっしゃったとおり、この基準法第一条というのは最低の基準だ。しかし、国民の側に、公衆その他の面には不便があつてはいけないから、これこれの職種については特例を認めると、その特例を認めるという四十条の趣旨は後段にちゃんと入れておるでしょう。しかし、そのことは、当局の例えば金であるとか会社側の経営の側のお金がないとか、そういう理由は認めぬのだ。そうじゃなく、公共の立場から、サービス関係に主に多いのですけれども、こういう職種は不便があつてはならぬから最低限の許容の範囲で認めるけれども、しかし前提は基準法第一条の趣旨に基づいて、この基準法にできるだけ近づけるようにしなきゃいけない、同時にそこに働いている労働者の福祉と健康を守らなきゃならぬということを何で四十条に入れているのですか。そういう重い問題を、同じ官庁であるからといってこういう状態が全然掌握できていないということについて、それを他の官庁で監督官庁でありませぬからといって許されると思ふんですか、いかがですか。

○説明員(島中 信夫君) 先ほども申し上げましたように、消防職員の勤務条件につきましては、地方公務員法によりまして私どもの労働基準監督機関の監督下には置かれておりませんで、地方公務員法所定の監督権限を所管する官庁というものがございまして。そういうところから、労働時間の実態につきましては、私も把握をいたしてないわけでございます。

○佐藤三吾君 その官公庁というけれども、市町村の場合はその監督官はだれですか。どこに委任しますか、市町村の場合。

○説明員(島中 信夫君) 地方公務員法の規定によりまして、市町村の場合にはその地方自治体の長というところになっていて、承知をしております。

○佐藤三吾君 市町村の消防職員の使用者である長が監督権限の委任を受けているわけだ。経営者がやっておることが法規を守っておるかどうかは経営者が委任を受けているわけだ。こういうばか

げた内容になっているわけでしょう。だから労働省がら外だということに私はならぬのじゃないかと思ひますよ。後でまたこの問題はひとつ論じていきますがね。

消防庁、関根さん、あなたは、調査ができていないということでも済まされると思つていられるのですか、どうですか。

○政府委員(関根 則之君) 消防職員の勤務時間その他勤務条件等については実態調査につきましては、他の職員の勤務条件等とのバランスの問題等もございまして、地方公務員法を主官いたしてあります公務員部の方ではかの職員と一緒に統一的に実態調査をし、一般にも公表をされているところでございます。したがって、そちらの方にいわば実態の正確な統計等についてはお願いをしておるというのが実情でございます。

一方、個別の消防の勤務時間の実態の組み方での独自性がございまして、そういう問題につきましては御指導は我が方で行つていられるわけでございます。したがって、今の勤務時間に従来特例によりまして六十時間というものがあつたわけでございますが、それが廃止されましてから週四十八時間の範囲内で勤務体制を組む必要がございまして、それに従つては、そういう法令の改正に伴つて実態がどうなるよう県を通じて指導をしているところでございます。なお、実際に法律の規定に従つてちゃんと法律どおりの勤務時間が組まれるように、引き続き私も指導する責任があるというふうに考えているところでございます。

○佐藤三吾君 その問題は後の問題と関連しますから、そこでまたやりましょう。

警察庁来ていますか。

警察も規則二十九条の枠の中に入つておる特例職員ですね。これは消防と同じ条項に入つておる特例職員ですが、外勤の勤務実態と勤務時間、どういうふうになっていきますか。

○政府委員(中山 好雄君) 外勤警察官、つまり派出所に勤務する警察官でございますが、派出所に勤務する警察官の大半は三部制となつております。これは当番、非番、日勤勤務を繰り返す勤務でございます。当番日には朝八時半から翌日の八時半まで勤務します。そのうち勤務時間は十六時間、休憩時間は八時間となっております。日勤日は八時間勤務日と四時間勤務日がございます。八時間勤務日は午前八時三十分から午後五時十五分まで、四時間勤務日は午前八時三十分から十二時三十分までとしております。このうち、八時間勤務日に四十五分の休憩時間がございます。このような勤務を繰り返して、その中でおおむね週一回の週休日を取りまして、週平均四十四時間となるように定めております。

○佐藤三吾君 それはいつ実施をされましたか。同時にまた、それに伴う定員増があれば言つてください。

○政府委員(中山 好雄君) 警察では現在ほとんどが三部制というものを先ほど申しました。警察におきまして二部制から三部制に移行いたしましたのは、昭和四十一年度から四十四年度までの間でございまして。これは、外勤警察の勤務体制を充実して国民の要望にこたへることとあわせて、三部制勤務の実施によりまして外勤警察官の勤務条件の改善を図るということで、四十一年から四十四年までに合計約一万八千八百人の増員措置を講ずることによつて実施したものでございまして。

○佐藤三吾君 消防庁、今警察は御報告のとおりで、法の改正施行の前に、四十一年度、四十二年、四十三年度、四十四年度と四年計画で一万七千九百四十人を増員して、いわゆる勤務形態の変更に伴う所要の措置をとつておるわけですか。これに類する消防の措置はいつですか。そしてまた、どういう内容ですか。

○政府委員(関根 則之君) 週六十時間制が認められておりました時代から、四十八時間に一律に限度が設けられるように制度が変わつたわけでございますが、それに関連をいたしましてすべての実態は消防職員の勤務が週六十時間で行つてきたわけではないわけでございます。大部分のものにつ

きましては大体既にその当時から四十八時間以内で処理をしてきた、そういうものもあるわけでございます。したがって、そういう四十八時間原則の中に入って勤務体制を組んでいくところにつきましては、格別四十八時間制がしかれたからといって人員増その他の問題というのは起こらなかったと思ふわけでございます。

問題は、現実六十時間なり四十八時間をオーバーして勤務を組んでいたところが四十八時間制になることによりまして勤務の組み方をどうするかという問題だと思ひますけれども、それにつきましては一律的に格別の措置はとっておりません。各地方公共団体、各本部におきまして実際の消防隊の数をどうしていくか、その勤務形態をどう組んでいくか、そういうことの中で、しかも新しく消防隊の組織増強をするような必要のある本部もあつたわけでございますので、そういうところにつきましては当然全体の消防職員の数の増員というものもあつたわけでございます。そういうものの中で処理がなされたというふうに考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 今警察のお話では、あなたも聞いておつたとおりに、これは労働基準法が改正になつたからということじゃなくて、その前に、進んで一つは国民の要望にこたえる、一つは勤務体制を充実することによって勤務条件の改善を図る、こういうことで所要の措置がとられたわけですか。

あなたの方は、法改正というそういう措置がとられて、そして一斉に六十時間から四十八時間に短縮する、いわゆる六十時間の規則が削除になつて、そして罰則つきで四十八時間に転換を求めた、しかもそれが猶予期間二年を置いた、それに対する所要の措置というのが人員増を一切伴わぬでできるはずがないじゃないですか。どういうからくりをやつたのですか。もつと言いかえれば、何か手品みたいなことをやつておるわけですから、どうも、そういう内容が言つてくださいよ。あなたの文書を見ると、通達は一つしか出てないんだ。そこら辺について、こういうふうにしなさいとか

こういうふうに変えなさいという具体的な例示事項も何もないんだ。どういうことですか。

○政府委員(関根則之君) 消防職員の数を各地方公共団体ごとにとどの様に設定をするかというところは、単に職員の勤務時間の制限の面からのみ規定されるものではございません。当然のことでございますけれども、最近消防の増強が必要になつてまいりまして消防隊の数も相当程度ふえております。そういうものとの兼ね合い。また、昔は消防というのはただ火を消すというのが中心任務でございましてけれども、最近では救急隊が当然必要になつてまいりまして、救助業務のための救助隊の編成等もあるわけでございまして、消防の任務が多様化するに従ひましていろんな形で職員の増強も図つてきております。その結果といたしまして、昭和五十年に十萬五千人ほどでありました消防職員も昭和五十九年度では十二萬八千人に増加をしてきておるわけでございます。

そういう中で実際に勤務をどういうふうにするのか、あるいは消防隊をどういうふうに編成するのか、その中でまた勤務時間の週四十八時間という制限の中でどう組んでいくのか、そういうものを考えながら、結果として適切なといひますか、必要な人員が各市町村ごとに設定をされ、必要な人員を配置するようになつておるわけでございまして、そういう全体の人員配置の観点から私どもとしては適切な運用をすべきであると、こういう指導をいたしておるわけでございまして、御指摘のように、明確にこの勤務時間との兼ね合いにおいて時間数がこうなつたから全体として幾らふやしないといふ、そういう指導は私どもとしてはしてないわけでございます。

○佐藤三吾君 端的に言えば国民の負託に、要望にこたえて消防近代化を図つていく、その意味での適正な人員配置を考えなければならぬ、そこで働く勤労者の勤務条件の向上とかいうことについては考へておりませんでしたと、端的に言えばそういうことだ。

現に、ここにあなたのところで出している消

防庁消防課編「人事教養一問一答」、この九十二ページ見てみなさいよ。「二部制と三部制のメリット、デメリット」と書いてある。二部制になる「三部制より人員が少なくてすみ、財政負担がそれだけ軽い」と、こう書いてある。三部制になると「かなり大幅な人員増を要することから、財政負担が重い」と、こう書いてある。そうして、いろいろメリット、デメリット、そのほか書いてあります。要はここに尽きるわけだ、三部制は財政負担が重い、定員増が大幅になると。この本文の中を見ると、三部制になると約三割ぐらい定員増を見ることがなる。警察庁もそうでしょう、こんなふうなふえておるわけですからね。この感覚が私は問題だと思ふんです。だから、わずか四百三十ぐらいの一部事務組合の実態を調べてないとか――調べておることは間違いないんだ。しかし、それを出したら基準法違反になるから言えないだけだ。こういう感覚に私は一番最大の問題があると思ふんです。

労働省、一休規則二十七条から二十九条、特に二十九条でいひましょう、これが焦点だから。それを削除して、そして二年間の猶予期間を置いて、五十六年に改正して施行を五十八年に猶予期間を置いてこれをやろうとした趣旨、これは一体何ですか。

○説明員(島中信夫君) 労働基準法の第四十条に基づきまして、ただいま先生御指摘のございました各種の労働時間あるいは休憩の特例が設けられておるわけでございまして、昭和五十六年の改正の趣旨は、労働基準法の原則であるところの一日八時間、一週四十八時間に近づけるべく、それまで存在しておりました幾つかの特例措置を廃止いたしまして原則を適用するということになつたわけでございます。それが昭和五十六年の改正の趣旨でございます。

○佐藤三吾君 その原則を適用するという趣旨、どういう意味で原則に近づけるということにしたんですか。わざわざ条文を削除して、そして原則に近づけようとしたわけでしょう。なぜ原則に近づけるんですか。

づけるんですか。

○説明員(島中信夫君) 全般的な労働時間の趨勢にかんがみまして、特例の対象となつておる業種につきましても労働時間の原則である一日八時間、一週四十八時間というものに引き直す方が労働時間の短縮という観点から望ましいという趣旨からでございます。

○佐藤三吾君 いや、そうじゃないよ。この二十七条から二十九条を削除して、原則に近づけて四十八時間に短縮する措置は、小売業者等いろいろな企業の国民サービスを向上するためにやつたのか。四十条に基づく精神によつて、そこに働いている労働者の労働時間の改善を図つて、より原則に近づけるという、基準法の第一条の趣旨に近づけるという趣旨じゃないのか。勤務、労働条件の向上が基本じゃないのか。違ふかね。

○説明員(島中信夫君) 先生おっしゃるとおりでございます。そこに働く労働者の労働条件の向上ということでございます。

○佐藤三吾君 でしょうが、ずばつと答えなさいよ。何を遠慮しているのかね。問題はそこなんです。あなたと百八十度違ふわけですよ。この趣旨はそこにあるんです。そこに働いている労働者の勤務、労働条件を向上する、より近く基準法の第一条の趣旨に沿うように特例を短縮したわけですよ。

大きく言うなら、今国際的に日本は世界一の長期労働でしょう。これは国際問題になつています。経済摩擦の一つの焦点になつています。そういう時代の要請もある。その中で例外だけ六十時間というのはいかしくないか、こんなばかきことは、これは改善しなきゃいかぬというのが基本ですよ。そこで、とうとう労働基準法そのものを改正してその条項を削除したわけでしょう。それがなぜ消防職員だけ例外として、例の例外にしたいんですか。そして、基準法に明らかなその四十八時間にもはまらぬような実態を今度は報告しない。これはどういうことですか。

○政府委員(関根則之君) 消防職員につきまして

の労働時間の週最高時間というのですか、これが改正をされて原則の四十八時間になったというこの趣旨は、御議論がありましたように、職員の労働条件の改善のため、労働時間短縮のために行われたものであるという趣旨につきましては、私どももそのように理解をしているところでございます。

ただ問題は、それに伴って直ちにそういう措置とあわせて申しますか、並行して財政上の措置がとられるべきではないかといった御趣旨ではないかと思ひます。

私どもは、職員の配置全体を含めて四十八時間勤務体制の中で消防機能が十分発揮できるように、そういう人員配置をすべきである、その中で解決を図っていただきたいというふうに考えているところでございまして、決して消防職員の勤務時間というものを前のおりそのまま据え置けとか、そういうことを言っているわけではございません。

なお、現実の問題といたしまして、一部事務組合を含めまして、私どもとしては現時点において週四十八時間を超えるような労働時間体制を組んでいる消防本部というものは聞いていないわけでございますので、その点も御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 聞いてないと言ふけれども、一部事務組合の実態をここに書き出さぬじゃないか。わからぬと言つて出さぬでしようが。わからぬはずないじゃないですか。消防庁職員がちゃんとおつて、消防課があつて、わずか四百三十の地区本部の実態がどうしてつかめないんですか。警察だつてきちんとつかめないのに、そんな言いわけにならぬ言いわけがないんです。それが出されたら困るんでしようが。そんなこと平気でやつておるわけでしょう。これは国会の審議の場だから正直に報告しないよ、実態は実態として。その結果基準法違反があつたらしようがないじゃないの。それと、もう一つ聞けど、警察は四十一年から四十四年の間に三部制に切りかえた。警察の業

務がそれで滞つたんですか。支障が起きましたか。警察庁、どうですか。

○政府委員(中山好雄君) 切りかえが、警察官の増員という措置も構じていただいたこともあつたせいでありまして、特に滞つたということとはございせんでした。

○佐藤三吾君 でしょう。それなら関根さんがおつしやる消防機能に支障が起るとか二部制でなくさいけないという論理はないじゃないか。警察の交番勤務というのは、これこそ二十四時間率直に言つて詰めつきりですよ。その業務でも支障起らないのに、どうして三部制になつたら支障起るんですか。本音はそこじゃないんでしよう。

ここに書いてあるとおりでしよう。財政負担が多くなるから経営体制の面からできないと、こう言つておるでしよう。そうじゃないんですか。ちゃんとここに書いてある。「三部制より人員が少なくてすみ、財政負担がそれだけ軽い。」と書いてある。三部制になつたら「かなり大幅な人員増を要すること」、これは本文の中では「約三割」と、こうなつてゐる。財政負担が重い、これが最大の理由じゃないですか。違ふんですか。

○政府委員(関根則之君) 消防の三部制が進まない理由と申しますか、現在六割ぐらゐしか本部数にしてないわけでございますけれども、これを飛躍的にふやしていくということになりますといふ問題が出てくる。その問題の中で一番大きなものは、まさに御指摘のとおり、現在二部制であるものを三部制に切りかえていきますと、同じ部隊の能力を維持いたしますためには職員数の相当大幅な増加を必要とするということでございます。職員数を増加させないで三部制に切りかえるということになりますと隊数の削減等をしなければならぬということになります。このわけでございます。そこに現在行革が非常に必要なきときであるわけでございますし、できるだけ公務員につきまして職員数の増加を来さないように努力をしていかなければならぬ、そういう条件下におきまして、大幅な職員増を伴うような三部制に早急に

切りかえていくということが難しい理由があるわけでございます。

○佐藤三吾君 労働省、ここに本法第四十条の労働時間の問題で松岡三郎先生のあれがあります。この点は違ふんですか。こういう理解でいいんですか。「本条に定めた特定の非工業的業務」もしくは警察も入りますね。「公衆の不便を避けるために必要なものに限りしか必要欠くべからざる限度に限る」ということが前提だと、この四十条の特例の趣旨は、「従つて、単に経営上の必要とか季節的繁忙とかの理由で、命令によつて特例を認めることはできない。」と、こうなつておる。違ひますか。第二に、この「特例を認められるのは労働時間と休憩に」限る。そして第三に、そういう意味で「労働時間ならびに休憩に関する基準に近い」といふ、このいわゆる本法の第一一条の趣旨に近いものであつて、特例の場合でも「近いものであつて労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。」ことがこの四十条の趣旨だと書いてある、違ひますか。

○説明員(島中信夫君) ただいま先生がお説み上げになりました点でございましてけれども、労働基準法の第四十条におきましては、その第一項におきまして「公衆の不便を避けるために必要なものの他特殊の必要あるものについては」「命令で別段の定めをすることができ」という規定が置かれております。その規定に基づきまして幾つかの別段の定めがなされておるわけでございますけれども、今先生御指摘ございましたように、さらに第二項におきましては、この別段の定めでございます。労働者の健康及び福祉を害しないものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。」ということになつておるわけでございます。

○佐藤三吾君 でしょう。ですから第四十条でこれこれの職種については特例の定めをすることができ。消防職員については、それは五十八年四月以降は一週四十八時間以内だ、一日八時間以内だと、こういう前提になつてゐます。しかし、そ

の特例を認める別段の定めは、この法律で定める全体の最低基準、それに近いものであつて、そして労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ、こうなつてゐるんでしよう。そのことから、今言うように、この本条を正確に解釈すれば、いわゆる公衆の不便を避けるものに限り認めるのであつて、経営上の必要とか季節的な繁忙という理由では認めないということにこに入れておるわけでしょう。そう理解していいんでしよう。どうですか。

○説明員(島中信夫君) 消防職員の労働時間につきましては、先生先ほど来御指摘でございますように、昭和五十八年の四月一日以降は一日八時間、一週四十八時間という労働基準法第三十二条に定めます原則に立ち戻つておるわけでございます。この労働基準法第四十条に基づく特例措置は現在存在していないということでございます。

○佐藤三吾君 ないでしよう。そこで消防庁、今言うように経営上の必要とか今の財政問題、こういうものはもともとの特例措置の中には含まれていないんだ。ですから、あなた方がここで書いてゐるようなことは理由にならないんだ、この基準法の精神から言へば。したがって、そういう意味から見れば、なぜそういうふうな五十六年に改正になつて二年猶予期間を置いたかといへば、今言うように、勤務条件を改善する目的でやつたわけだ。いいですか、消防の近代化とかそういう目的じゃないんだ。その措置が消防庁ではとられてないんです。その法改正に伴う措置がとられてない。認めますか。

○政府委員(関根則之君) 昭和五十六年の法律改正によりまして、四十八時間というものが消防につきましても法律上の制度として確定をしたわけでございます。それが消防職員の勤務条件の改善を図るものであるというところはおつしやるとおりでございます。我々もそういうふうな受けとめてゐるわけでございます。したがつて、私どもとしても従来、わずかでございまして、四十八時

の労働時間の週最高時間というのですか、これが改正をされて原則の四十八時間になったというこの趣旨は、御議論がありましたように、職員の労働条件の改善のため、労働時間短縮のために行われたものであるという趣旨につきましては、私どももそのように理解をしているところでございまして、決して消防職員の勤務時間というものを前のおりそのまま据え置けとか、そういうことを言っているわけではございません。

間を超えて勤務体制が組まれておった消防に對し
まして、そういうことをもうやめて四十八時間
の原則の中でやるようにという指導をしてきて
るわけでございます。

ただ、その場合に、警察のお話が出ましたよう
に、勤務時間が減るのだからそれに伴って職員数
をこれだけふやさないといふ、こういう措置は直接
的な形ではやっております。というのは、全国
の消防職員の問題につきまして、地方財政計画な
りあるいは交付税の算定上、いろいろ財政措置の
上から計算はいたしますけれども、具体的に個々
の地方団体におきまして消防職員を何人配置すべ
きか、そのための給与をどうすべきか、あるいは
その給与の予算計上をどうすべきかという問題に
つきましては、すべて各市町村あるいは一部事務
組合に任されているわけでございますので、私
どもの指導方針に従いまして具体的な人員配置なり
勤務時間の設定なり、あるいはそれに必要な予算
措置あるいは給与の決定というものはつきまして
我が方の指導方針に従って各市町村の段階でや
っていただきたいということをお願いをし、御指導
申し上げておる。そのことによつて消防職員の問
題については適切な対応がなされるもの、また、
していただきたいということをお願いしているこ
ろでございます。

○佐藤三吾君 しかし、あなたのところはこの問
題についてこれ以外に指導をやっておるんです
か。この消防六十七号以外にやっていますか。
毎年、まだこれが徹底してない、まだこれが徹
底してない、そういう指導をやっていますか。
隣の方を見てみない。ラスパイスなんて目の
色を変えてやる、そういうひつこきはないじゃ
ないか。やってないでしょう。

○政府委員(関根則之君) 正式な文書で出しまし
たものは、今御指摘をいただきました六十七号と
いう昭和五十六年四月十四日付のもの、労働省か
らの今申し上げました通知に基づく四月十四日付
の通知を出しているということでございます。
ほかには細かい指導をしたようなものを文書で正

式に出しているということはございません。

ただ、もちろん私も消防が消防本来の機能
を発揮いたしますためには職員が安心して働ける
勤務条件、給与、そういうものが確立されること
が必要であるという考え方を持っております。
で、各都道府県の消防主管課長会議であります
か、あるいは各県ごとの消防長の集まり等におき
ましては、常々機会を見て、できる限り消防職員
の勤務条件の改善なりにつきまして努力するよう
指導をしております。

○佐藤三吾君 時間がございませぬから、私はこ
れから非番の問題とか週休二日制の問題とか日勤
制の問題とか、それから特別休暇の問題とか、い
ろいろやりましたのですが、時間ございませぬ。
そこで、また、これはひとつ次の機会にやらし
てもらいますが、大臣、あなたは所管省の大臣だ
けれども、今お話を聞きましたように、同じ所管
省の警察については四十一年から四十四年の四
年間にいわゆる二部制から三部制に一万七千人の増
員をして切りかえて、そして労働基準法の趣旨と
いうものを生かしてきておる。これの方が勤務の
態様から見ると消防よりもっとよい状況にもか
かわらず、それによつて、今聞きますと、円
滑に移行した。ところが、消防の方は九六%が二
部制ですから、依然として変わっていない。その
中で時間を勝手に——これもまた聞きたかったの
ですが、時間がございませぬからまたいつか機会
を見て聞きますが、勝手に十六時間にして八時間
にしたというように、二部制は依然と変え
ない。それはなぜかと言え、人員増が大変だか
らできないのだとか、もしくは主として経営的な
理由をもつてやっております。ところが、この基準法
改正というのは、その経営的なことは認めないとい
う前提に立って、勤務労働者の向上という前提
で改正をやっております。全然生かされてい
ない。こういう実態について大臣としてどのよう
に理解して今後これに対応しようとするのか、お
聞きたいと思ひます。

○国務大臣(古屋亨君) 今お話しのように、消防
につきましては警察と違ひまして、勤務体制ある
いはそういう点について、特に勤務時間等につ
いて進んでいないじゃないかということございま
す。消防も警察と同じようにいつ出勤しなければ
ならないか全然わからないのでございまして、そ
ういう意味におきましては警察もそうでございま
すが、勤務の性格から言いますと同じように考え
ていくべきだと思ひますが、そういう点ができて
ないという点の御叱正でございます。

私も、今地方におきましての消防職員の活動状
況はよく存じておりますが、本間にその体制ある
いは地方自治体の状況等によりまして自治体にお
いて増員を急にするということが大変難しいよう
な財政状況にありますことは御了解いただけるか
と思っておりますが、私も消防の活動から考
えまして、そういう点につきましては極力いろ
いろの点を考えまして、そういうような過激な勤務
と申しますか、御指摘のような点につきましては
ぜひ改善するような方向で努力をしてまいりたい
と思っております。

○佐藤三吾君 きょうの新聞に出ておったよう
に、看護婦さんの場合は三交代勤務です。それで
も労働はきつい、たまらないという訴えが圧倒的
に出ておる。ところが、こはもつとひどいんで
す。二部制なんです。そうして当番二十四時間、
翌日非番——関根さんは衆議院の答弁でこれを休
みなんて言っていますが、非番は休みじゃあ
りませんよ。あなたはそういう感覚だからだめなん
だ。これは休みじゃないんだ。非番なんです。五
時半から翌朝の八時までが何で休みかね。あなた
自身が毎日帰る日勤の場合の休みじゃないんだ。
これは非番というんだ。そしてまた当番、非番六
回繰り返していくこんな労働を今日日本国内でや
っておりますれば、これは消防だけでですよ。私は、
これは基準法の趣旨もそうだけれども、財政の理
由とかいふものは通用しないと思う。なぜかと言
えば、基準法のこの特例措置を改正したときの趣
旨は何かと言え、十名以下の企業を含めて八割
が週四十八時間、一日八時間労働制に移行してお

るという事実に基づいて答申がこうなっております。

そういうことで、民間でも大変でしょうけれど
も、そういう努力をしている、こういうことを考
えてみると、消防だけ例外ということとは通用し
ない。しかも、この労働者は団結権がない。いい
ですか、規則三十三条の警察官と消防吏員とそれ
から教護院の子供と同居する職員という三つの中
で教護院の職員は団結権を持っております。警察と消防
は団結権がない、しかし警察の場合聞いてみる
と、それだけに管理責任者が責任を感じてきち
とやっております。こは無責任が横行しておるわ
けです。こういうことに対して所管大臣が、午前中
の質問じゃないけれども、私よく知りませんでし
たでは大臣として済まないと思うのだ。そうでし
よう。これはひとつ大臣、決意を表明していただ
きたい。

○国務大臣(古屋亨君) やはり防災あるいは災害
の際の消防の活動というものがどうしても必要で
あるという事態でございますので、いろいろの法
的制限等もあるわけでありまして、これらの方が
安心して働けるようにするということは、お話し
の今の必要な人数とかそういうものを確保するこ
とが私は必要であると考えております。給与につ
きましては、交付税の措置等によりまして努力を
しております。何といつても足らぬことは事実で
ございます。二部制にせざるを得ないというよ
うな今のいろいろな制約を受けておる。特に財政
上の理由だらうと思ひますが、財政上苦しいから
といって、それでやらないことを肯定するとい
うことにもまいるわけでございますので、今後
消防職員の勤務制の問題につきましては、ひとつ
私も十分力を入れて、将来そういうおし
かりのないように、先生の御意見もあり、また消防
団、消防職員の活動のためにもそういう点を十分
努力していきたいと思っております。

○佐藤三吾君 この問題は今序の口です。これか
らまた続けてまいります。きょうは時間がござ
いませぬからやめますが、先ほど言った、いわゆ
る一部事務組合の勤務時間の問題、これはひとつ

という事実に基づいて答申がこうなっております。

そういうことで、民間でも大変でしょうけれど
も、そういう努力をしている、こういうことを考
えてみると、消防だけ例外ということとは通用し
ない。しかも、この労働者は団結権がない。いい
ですか、規則三十三条の警察官と消防吏員とそれ
から教護院の子供と同居する職員という三つの中
で教護院の職員は団結権を持っております。警察と消防
は団結権がない、しかし警察の場合聞いてみる
と、それだけに管理責任者が責任を感じてきち
とやっております。こは無責任が横行しておるわ
けです。こういうことに対して所管大臣が、午前中
の質問じゃないけれども、私よく知りませんでし
たでは大臣として済まないと思うのだ。そうでし
よう。これはひとつ大臣、決意を表明していただ
きたい。

○国務大臣(古屋亨君) やはり防災あるいは災害
の際の消防の活動というものがどうしても必要で
あるという事態でございますので、いろいろの法
的制限等もあるわけでありまして、これらの方が
安心して働けるようにするということは、お話し
の今の必要な人数とかそういうものを確保するこ
とが私は必要であると考えております。給与につ
きましては、交付税の措置等によりまして努力を
しております。何といつても足らぬことは事実で
ございます。二部制にせざるを得ないというよ
うな今のいろいろな制約を受けておる。特に財政
上の理由だらうと思ひますが、財政上苦しいから
といって、それでやらないことを肯定するとい
うことにもまいるわけでございますので、今後
消防職員の勤務制の問題につきましては、ひとつ
私も十分力を入れて、将来そういうおし
かりのないように、先生の御意見もあり、また消防
団、消防職員の活動のためにもそういう点を十分
努力していきたいと思っております。

○佐藤三吾君 この問題は今序の口です。これか
らまた続けてまいります。きょうは時間がござ
いませぬからやめますが、先ほど言った、いわゆ
る一部事務組合の勤務時間の問題、これはひとつ

早急に本委員会に提出してもらいたい、実態を。それを委員長に要求して私の質問を終わります。委員長、いいですね。

○委員長（金丸三郎君） はい、結構です。

○**峯山昭範君** 最近の災害あるいは火災の原因とか、またその状況等も非常に多様化してきているようであります。消防署の職員の方さんも大変日夜御苦勞されていらっしやうと思います。そこで、きょう私はいろんな角度から幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず大臣、質問通告予告なしでやるわけですから、そんな難しいことは言いませんが、感覚で結構です。

最近 LPGガスというんですか、液化ガスの事故というのが非常に新聞やテレビでも大きく報道されておりますし、これは何とせにやいかぬなという感じがするのですが、最近の事故の様子を見て、消防庁あるいは警察庁等を抱えていらつしやる大臣の立場として、大臣の現在のお考えを、多少ニュアンスを聞かしていただければと思います。

○國務大臣(古屋亨君) 私は、こういう現在の社会生活あるいは交通の発展した状況におきましては、国民の安全ということが一番大事な要素であると考えております。特に先般の、一例を挙げますと七環のタンクローリーの事故等は、あれで被害を受けた家なんということは、全然そういうこととは想像もされておりませんし、本当に、何といえますか、天災以上の大きな打撃だったと私は考えております。やはり消防庁や警察庁もそういうような点につきましては、私はこの際原因をはっきり究明いたしまして、何としてもそういうような事故の再発を防止していかねばならないと考えております。

この間の夕張炭鉱の事故の新聞を見まして、もう二度と繰り返さないということがいつの事故のときにもそういうことを言われておりまして、これはやはりその原因の究明ということが一番大事でございますので、できるだけ速やかにそういう原因の究明をして、そういう事故が再び起こらな

いということを保証していかなければ、働く人あるいは民間の平穩な生活をしておる方でそういうような被害を受けられる方々につきましては、これほど大きなショックはございません。私は、何としても警察、消防ともにそういうような事故を未然に防ぎますと同時に、出ましたものにつきましては徹底的に原因の調査をいたしまして、二度とそういうことが起こらないように、私はあらゆる行政面からの、必要な場合には司法的面もやむを得ないと思いますが、措置をとってまいるのが国民の生命、身体を守っていく一番必要な要件であると考えております。

○**葉山昭範君** 今大臣がおっしゃいましたように、確かに國民が安心して生活ができるような環境をつくるということは大變大事なことであらうと思います。中でも、今大臣おっしゃいましたように、安全という問題は非常に重要な問題であらうと思います。今大臣のお話の中にも出てまいりましたように、先般の七環のタンクローリーの問題もそうでありますし、また昨日起きました調布市のプロパンガスの爆発事故もそうでありました。うし、また炭鉱の話が出てまいりましたが、先般私たちが参議院の本会議の最中にも九州の方では炭鉱の事故が起きまして、本当に残念な事故であつたわけであります。それがまだ完全に調査等も終わっていない段階で今度は夕張で今回の事故であります。

確かに、こういうふうな問題を未然に防ぐといふことは大変大事な問題でありますし、その一つ一つの問題について説明をしておかなければならないであろうと思います。そのために、きょうは幾つかの問題を取り上げて、ここでその対策等をお考えいただきたいと思っておりますが、余り余計に取り上げておきますと時間もありませんので、きょうは端的な問題として幾つか取り上げてみたいと思います。

まず初めに、昨日の東京都調布市における爆発事故はプロパンガスのガス漏れが原因ではないかといわれておりますが、この爆発事故の概要につ

いて、初めに警察庁の方から概要で結構でござい
ますので、御説明いただきたいと思います。

○政府委員(金澤昭雄君) お尋ねの事故につきましては、昨日の午後四時二十分ごろ発生をいたしました。場所は調布市の国領町所在の飲食店でございました。場内にはプロパンガスによると思われるガス爆発が発生をいたしまして、その付近にありました住民十六名が負傷をいたしましたほか、近隣の家屋、それに駐車中の車両等が損壊あるいは部分的に焼けました。さらには、半径百五十メートル以内の百二十一世帯の民家のガラス等が損壊をした、こういう事案でございます。

爆発の原因等につきましては、現在この爆発の火元と見られます飲食店におきましてプロパンガスを使用しておりましたところから、このガスボンベ等の状況につきましての詳細な検分と関係者からの事情聴取、これを現在やっております。ごやいます。

○**峯山昭範君** それでは消防庁の方からも、今おわかりになっていらっしゃる範隕内でこの調布市の事故につきまして御報告をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(関根則之君) 警察の方からお話がありましたように、私どもの方では、十六時二十分ごろに発災をいたしまして、消防隊の出動をされているところでございます。消防隊につきましてはポンプ車十一台、化学車一台、はしご車一台、その他車両を投入いたしまして、全体で二十九台の消防隊を投入をいたしました。

時間経過といたしましては、十六時二十二分に
覚知をいたしまして、十九時十七分に鎮火に至つ
ております。約三時間ほどかかっているわけであ
りますが、被害の程度につきましては、建物は大
四棟でございます、百三十三平方メートル、今
焼が一、半焼が一、部分焼が一、ばやが一とい
うことでございます。ほかに車両が二台損傷をい
たしております。そのほか負傷者が十九名出てお
るわけでございます。

原因につきましては、一応プロパンガスが漏れ

たのに対して何らかの発火源がありまして爆発をしたものと見込みまして、詳しい原因につきましては現在調査中でございます。

以上でございます。

○釜山昭範君 少なくとも、私が知っており、このプロパンガスの事故といえますのは、国会で法律ができてまして、昭和四十二年ごろだったと思いますが、それ以来毎年いろんな爆発事故とか、その原因はいろいろありましようが、起きているふうでありますし、昭和五十八年の十一月にはあの掛川市の方でバーベキューガーデンの爆発事故というのが大きく報道されまして、相当死傷者というが、死者が十四名、重傷者が二十七名出たというような事故の報道を聞いたことがあります。あれ以来このプロパンガスの爆発事故等についてはそれ相應の対応をできていらっしゃると思います。が、まず初めにこのLPガスによる事故の発生の際、最近の件数、これはどういうふうになっているのか。その状況についてわかっているところがございまして、御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(辛嶋修郎君) 一般消費先におきます消費者のＬＰガスの事故でございますが、五十九年は五百四十五件、五十八年五百五十九件、五十七年五百七十件、五十六年七百十四件、件数的に見ますと漸次減っている状況でございます。

○峯山昭範君 それでは、まず事故の件数について五十九年度が五百四十五件ですか、五十八年五百五十九件、五十七年五百七十件、こういうふうな御報告がございましたが、総務庁の行政監察局の方で、これは掛川の事故の後ですか、行政監察をしていらっしやいますね。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の施行状況に関する調査結果報告書」というのが私の手元にあります、これは事故等が当時相当いろいろ起きておりましたので、そういう点も含めまして調査されたのだらうと思います、この調査の趣旨と、それから調査の内容と、それからその問題点等を御報告いたした

けますか。

○説明員(吉田俊一君) 御説明申し上げます。

この調査は、五十八年の七月から九月にかけて、御指摘の掛川事故の後でございます。

この調査の目的でございますが、私も新規の行政施策につきまして、それが出た後五年目に定期的に見直す、こういう仕事をやっておりますが、その一環として、この法律は四十二年に制定されました、その後事故の件数が五十一年には三、五倍とふえてきたこの時点で、通産としては五十三年に法改正を行ったわけですが、したがって、五十三年から五年を経た五十八年にこの規制内容について見直しを行った、これが目的でございます。

調査の中身と今後の検討課題、指摘した中身を御説明申し上げます。

まず、事故の発生状況でございますが、先ほど通産省からお答えのあったとおりでございますが、約二十万世帯に対して毎年六百件前後という形で、その中で消費者の責任による事故が約七割、これは依然として変化してないという実態でございます。

以下、問題点でございますが、この五十三年の法改正時点の一つの規制のあり方としては、LPガスの販売事業者に対して、保安確保状況を達成するために、消費者の機器の調査を行わせる、あるいはその使用方法のPRをするという新しい仕事が入ったわけですが、その状況を見た結果でございますが、LPガス販売事業者四十三業者をサンプルで抜きまして調査した結果、一般消費者への周知を行っていない者あるいは消費設備及び供給設備の調査点検を行っていない者が二十七業者と、何らかの不備な点が見られております。これについては、その保安確保が十分履行されるよう指摘申し上げておるところでございます。

それから第二点目は、LPガス販売事業者みずからが周知ないしは調査点検できない場合には認定調査機関がかわってできる、いわば代行機関としての位置づけがなされたわけですが、この認定

調査機関制度が創設されたにもかかわらず、必ずしも認定は進んでいないという実態でございますので、正式な認定調査機関として認定を促進した方がよいのじゃないかという点も御指摘を申し上げます。

それから、御指摘のありましたように、掛川事故を契機に、大口消費者における安全管理については特段の配慮が必要であろう。つまり、一般消費者家庭と大口消費者とを区分して、日常の安全管理ないしは設備面の対策等、それぞれ自主的な保安対策のあり方について再検討すべきであろうということでございます。

それからもう一点は、行政機関は、LPガスの販売事業者が行ったところの周知、それから調査、その結果につきまして、事業年度経過後三カ月以内に報告をとることになっておりますが、この状況を調査した結果、LPガス販売事業者からこれらの報告が必ずしも十分に履行されていないという実態がございましたので、それらについて業者からの報告の徴収を徹底すること、こういった中身につきまして御指摘した次第でございます。

以上でございます。

○峯山昭範君 今の調査結果につきましては、これは総務庁の行政監察局の方からそれぞれの関係省庁には、通達というか、これの報告は行き届いているんですね。

○説明員(吉田俊一君) ただいまの結果につきましては、五十九年の八月二十七日付で事務次官より通知いたしておるところでございます。

○峯山昭範君 それじゃ、もう少しお伺いしておきます。

これは通産の方にお伺いしておきたいと思いますが、LPガスのいわゆる使用世帯というのは現在どのくらいあるんですか。

○説明員(幸嶋修郎君) 約二十万世帯と言われております。

○峯山昭範君 もう少し都市ガスの方と比較して、詳細というふうな割合になっているのか。そ

れから、都市ガスの多い地方、LPガスが多い地方、大体方面ごとに分けてどういうふうになるのか。一遍概要を説明してください。

○説明員(幸嶋修郎君) 都市ガスは約一千八百万世帯でございます。プロパンガスは二千万世帯でございます。

地域的には、御承知のとおり大都市につきましては都市ガスが中心でございますし、山間僻地につきましてはプロパンガスが大体中心となりますが、大都市開発周辺地域におきましてプロパンガスが普及されているところもございます。

○峯山昭範君 それからもう一点お伺いしておきたいと思ひます。

このLPガスの事故の原因、これは過去の事案で結構ですが、大体どういうふうになっているか、お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(幸嶋修郎君) 先ほど五十九年のケースを申し上げますが、トータルで五百四十五件でございます。そのうち消費者の器具の誤操作等の不注意によるものが三百七十一件、それから販売店の不適切な処理によるもの二十三件、あるいは雪害等の自然災害によるもの四十三件等々になっております。

○峯山昭範君 消費者の誤った操作というふうなまとめとおっしゃいましたが、その中身をもう少しお聞かせいただけますか。

○説明員(穴吹隆之君) お答えいたします。

今御説明いたしましたように、全体の事故の七割が不注意ですが、その中で大きな原因といたしましては、遊びコック、これの誤操作、それから閉止弁からのゴムホースの緩み、これが全体の半分以上を占めております。それ以外にいろいろございまして、大体今言いましたのが一番大きな原因でございます。

○峯山昭範君 行政監察局、あなたの方の調査の中の事故原因、これはどうですか。今の中身と変わらませんか。

○説明員(吉田俊一君) 私どもの結果につきましても、消費者等の責任による事故が、これはサン

プルでございますけれども、七四％でございます。中身としては、故意、自殺とか、それから未使用元栓の誤開放、配管類の接続不良、立ち消え、そういった中身になっております。

○峯山昭範君 私が指摘したいのは、今の通産の説明ですと、消費者の不注意によるものが大体七割ぐらい。しかもその中身を詳細に説明をしろうというふうに申し上げましたら、遊びコックがどうのこうのと、それから閉止弁がどうのこうのと、か、いわゆるこれはふだん何らかのPRなりあるいは業者の皆さんがきちっと立入検査なりやっていたら問題はないわけです。これは言うたらね。

ところが、私が今まで何回もお伺いして、皆さん方のいろんなPRの資料なんか書いてあるこれを見ておきますと、例えば行政監察局の報告の中の五ページの何の何の「消費者の責任による事故の原因は、自殺を除き、未使用元栓の誤開放五十五件、ゴムホースの接続不良四十五件、点火ミス三十七件、元栓」云々、これはずっといろいろ書いてありまして、「自殺を除き」と書いてあるのですが、自殺はどのくらいあるのですか。

○説明員(穴吹隆之君) お答えいたします。

五十八年の実績でございますと約百七、八十件でございます。

○峯山昭範君 結局、自殺が一番多いのじゃないですか。そうじゃないですか。

○説明員(穴吹隆之君) 件数でいきますと、五百四十五件のうちの三百七十一件が消費者の器具の誤操作で、数としては自殺が百七、八十件ですから、その次に次ぐという順位になっております。

○峯山昭範君 三百七十一件とは別に百七、八十件があるわけですか。

○説明員(穴吹隆之君) さようでございます。

○峯山昭範君 そうしますと、三百七十一件、そしてその次は百七、八十件、よくわかりました。そういうふうにいたしますと、ここでのいろいろと問題があります。これは私は通産にまず申し上げ

先生御指摘の御売とか元売とか、そういうLPガス関係業者のお金も集めて、トータルで約二億円の広域予算でテレビ、新聞等々の消費者保安啓蒙というのをやっているわけでございます。

しかしながら、先生今御指摘のように、テレビというのは見る時間あるいは保安対策としての消費者啓蒙の予算にはかなり限界があるわけでございます。現在、先ほど申し上げました消費者保安対策研究会という研究会を開いておりますが、もちろん消費者保安啓蒙予算というの重要なことではあるのですが、安全器具と申しますか、例えば自動警報遮断装置の開発とか、そういう器具的な面で、たとえ自殺者がゴム管をくわえたといった場合でもとまってしまうというような仕組みの研究開発が必要ではないかということで、今年度からそういう技術研究開発あるいはその普及事業という形で約五億円の予算をいただきました。真剣に技術開発あるいはそういう普及事業というのを実施していきたい、こう思っております。

○**山崎昭範君** これは、例えば東京、大阪におきましては、御存じのとおり東京ガスや大阪ガスがいわゆる今までの一般のガスから天然ガスに切りかえる作業というのをやりました。今でもやっていることは思うのですが、そういうところの作業の工程を見ておきますと、もう物すごく丁寧です。器具の一つ一つをチェックして、しかもその地域が何月何日に切りかえるということに対しては、とにかく入れかわり立ちかわり家を訪問して、そしてガスの切りかえから器具の調査から相当丁寧なPRをして、しかもゴム管とかそういうものの取りかえに至る作業というのを相当小まめにやっているように私は思うんです。私は今東京で宿舎におりますけれども、あの宿舎の器具を取りかえるに当たっても、やっぱり何回もお見えになったし、何回も調査をし、そしてその漏れていないガス器具についてもまた再度調べに来てやっている。あれだけ丁寧によらないと事故が起きるんだなということを私たち思うんですが、そうい

う点からいきますと、今のLPガス業界の体制はどういうふうになっているのか。

例えば通産省が六千五百万円を組んでどうのこうのとおっしゃっていますが、そんなものじゃ済まないだろうと私は思うんです。業界全体として、こういうLPガスについての事故を一切起こさない、二度と起こすまいという取り組みとか考え方というか決意とか、そんなものは一体だれがそういう決意をしているのか、これだけしょっちゅう事故が起きて大臣は一体何と申しているのか。業界に対してそれだけの指導をしようとか決意をし、そしてだれかがその問題について本気になって取り組むという、もちろん消費者の皆さんにも御協力をいただかないといけないわけですが、そこら辺の核になるところがやっぱり僕は通産省だろうと思うんです。そういう点について本気になって取り組んでいただきたいということをきょうは申し上げておきたいと思っております。

それから、これは自治省にも多少関係があるのですが、今の行政監察局の報告によりますと、LPガス法によりますと地方自治体がそれぞれチェックすることができるようになっているわけでありまして、ところが、この行政監察局の報告によりますと、「行政機関側については、事業報告の徴収が十分励行されておらず効果的な立入検査も不十分であり、事態を踏まえた具体的な指導が徹底していない面がみられる。」こう出ています。これは全部がそうだとはおっしゃっていないわけでありまして、そういうような点が見られる。そこで「事業報告の徴収及び整理・分析、立入検査の計画的・重点的実施により効果的な監視の促進を図るとともに、都道府県知事に対してその実施について指導を徹底すること。」という、「今後

ですが、そういう点も踏まえて自治省の方から御答弁をいただきたいと思っております。

○**説明員(幸嶋修郎君)** 総務庁の文書は、LPガスの施行としての都道府県知事という意味でございます。通産省の事務次官の方に参っております。先生御指摘の点につきましては、十分各都道府県担当官、担当知事に対して、立入検査がシステマ的といいますか、重点的に計画的に実施するようにということでお願いしております。先ほど申し上げました消費者保安対策研究会の中でも、約四万軒の販売店を分類し、そして重点的にやっていったらいいのではないかとしようという御指摘も受けておまして、それらを踏まえて現在検討中でございます。

○**山崎昭範君** 今のこれは通産省が都道府県知事にお願いをしておることですか。そういうことですか。

○**説明員(幸嶋修郎君)** そうでございます。

○**山崎昭範君** 大臣、そういうふうにお願いしておるそうですから、そつちの方もよくわかっておいていただいて、ぜひお願いしたいと思っております。それから、消費者保安対策研究会、これは何ですか。

○**説明員(幸嶋修郎君)** 先ほど先生が御指摘になりました総務庁の指摘などもありましたし、先ほど申し上げましたように、消費者ミスによる事故も多い、なかなか防止することができない、さらに販売業者の形態もかなり変化しておる、こういった実態に対して今後の保安政策をどう持つていったらいいかということで、通産省の立地公害局長の私的諮問機関として消費者保安対策研究会というのを開催して、これら諸問題に対する対処方針といえますかを勉強しているところでございます。

○**山崎昭範君** いずれにしましても、私は私的諮問機関というのとは大体余り好きじゃないんです。好きじゃないけれども、これはそういうことをやっているというのなら、そういうことが隠れみよにならないように、やっぱり本気で取り組んでも

らいたいと思うし、こういうようなものがそれぞれ行政の網の目の中で皆さん方の逃げ道にならないように本気で取り組んでいただきたいということだけをお願いしておきたいと思っております。これはよろしいですね。

それじゃ次に、先般環状七号線のタンクローリーの事故がございましたが、これも上からガソリンかけられて燃えた家などというのは迷惑なものであります。これは本当に大変な問題でありまして、この問題を今後どういうふうな処理していくかということは、これは今後の問題として非常に大事な問題だろうと思っております。そういう意味で、この七号線の事故について、まず警察庁とそれから消防庁の方から具体的に、どういふような事故でどうなったか、説明をお願いしておきたいと思っております。

○**政府委員(中山好雄君)** お尋ねの事故についてでございますが、お尋ねのタンクローリーの事故、ことしの五月六日午前十一時三十分ごろ、ロシコロリー車がガソリン十六キロリットル、それから軽油四キロリットルを積載して環状七号線を行進中、目黒区柿の木坂の環状七号線の外回り、野沢交差点におきまして、前を走っていた乗用車が信号が赤になったので停車した。これに気づいて自分の車も停止しようとしてブレーキをかけたところ、ちょうど雨で路面もぬれていたことでもございまして、スリップを始めた。前を走っていた乗用車に接触して、その乗用車の同乗者に一週間の傷害を与えた後、横転して、積んでいたガソリン、軽油が流出引火して、付近の民家あるいは車庫にあった乗用車等を焼失したという事故でございます。

この事故につきましては、警視庁において、事故が発生した日から現在まで連日数十名の捜査態勢で、事故現場及び事故車両の検分と鑑定、運転者、目撃者等関係者からの事情聴取などの捜査を進めております。これらの原因を究明することとされているところでございます。

○**政府委員(関根則之君)** 御指摘のタンクロー

リーの横転事故に伴います火災につきましては、発生経過等につきましては、ただいま警察の方からお話があったのと同様に私どもも理解、報告を受けているところでございます。

そこで、出火原因でございますけれども、タンクローリーが横転をいたしました上、積んでおりますタンクは、いわば両端にわたります鏡板の部分と真ん中の胴体の部分、胴板とがあるわけでございますけれども、前の方の左側の鏡板の直近の胴板のところに長さ約十二センチほどのひび割れができておまして、非常に幅は狭いものでございまして、その部分は積んでおりましたガソリンのタンクでございますので、そこからガソリンが漏れまして、それに引火したのではないかと一応見込みを立てまして、その可能性が非常に強いという見込みを立てまして、現在細かい原因調査を行っているところでございます。

私もいたしましては、消防法に基づきまして、タンクローリーによる危険物の輸送につきましては、その安全を期するための規制措置を講じているところでございますけれども、消防法規に規定をいたしておりますいろいろな規制、例えば危険物の取り扱い者としての資格を持っている人が乗っていないれば運行してはならないという規定などがございまして、そういった面の規制はほぼ満たしていただけないか。一時、新聞等で上のマンホールが抜け放しになっていたのではないかとといったような報道も流れたことがございますけれども、今の時点ではその辺のところはきちっと閉まっていたのではないかと見られております。ということでございますので、今現在におきまして、明らかに消防法違反であるというようなことは出てきていない模様でございます。

いずれにいたしましても、現実にあいまい災害が起きましたので、私どもとしては深刻な事件としてこれを受けとめ、その原因調査をもちろん急ぎますとともに、必要な対策につきまして万全を期していきたいというふうに考えておるところでございます。

○釜山昭範君 どちらかというと、長官、これは例えば消防法に違反するような、何というのか、ふたを閉めなくてあけておったとか、そういうことならこの問題は早いです。今おっしゃるうちに、ひび割れしておったなどということになってくると、これはどういふことになるんですか。これは構造上のあれになると思うんですが、このタンクローリーのいわゆる安全基準とかそういうようないらない面から考えて、ひび割れなんというのは予想されていないだろうと私は思うんですが、そこら辺のところについてはどういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(関根則之君) 従来から、タンクローリーが走行中に横転をしたというふうな事故は、数はそれほど多くはございませんが、決してないことはないわけでございます。その際に多少タンクにひびが入ったというふうな例はあるわけでございまして、そこら油が漏れましてそれに火がついたというのは、実は今回が初めてであるわけでございます。

消防法上の危険物の容器等につきましては、私も可能な限り安全を確保するための規制措置を講じているわけでございますけれども、これはすべてのケースに対して絶対安全かと申しますと、必ずしもそれは言い切れない面があると思えます。例えば戦車のような構造をつくらないと思速五十キロなり六十キロなりで走った場合にもつかどうかといったような問題があるわけでございまして、あらゆる可能性の過酷な条件下において絶対的にひび割れが起きないと、そういう条件設定はしていないわけでございます。しかし、いずれにしろこの問題は重大な問題でございますので、関係の専門家等の御意見も伺いながら、今後問題点の洗い出しをちゃんとやりまして、それに対する対応策というのをごままで可能なのか、そういう問題との兼ね合いも含めまして検討を急がなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○釜山昭範君 私は昔この危険物輸送について消防庁の皆さんに随分質問したことがあります、あの当時の私が言っていたあれとはちよつと違います。今回はガソリンと軽油だそうなんですが、この種のタンク車というのは、これは全国でどのくらい走っておりますか。それで、東京では大体どのくらい走っておりますか。例えば今の事故があった環七、これは大体一日平均どのくらい走っておりますか。こういう点はもう既に調べだと思ふんですが、どういふふうになってくるのか、一通り聞かせたいと思います。

○政府委員(関根則之君) いわゆるタンクローリーというのは、消防法上、移動タンク貯蔵所という難しい名前が呼ばれておまして、必要な規制がなされておるわけでございますが、その移動タンク貯蔵所として設置をいたしますときには、これは設置許可が必要でございます。その設置許可をもらいまして正式に設置をいたしておりますタンクローリーは、昭和五十九年三月三十一日現在、全国で六万七千二百一十一台でございます。約六万台あるというところでございます。

東京の環七通りにおきます危険物の車両の数でございますけれども、危険物プロパー、いわゆる石油類でございますが、これが空車が五百四十一台、実車が四百四十一台でございますので、九百八十二台となっております。このほか化成成品というものがございまして、それは空車が七十九台、実車が三十六台、合計百一十五台が化成車として通っております。

○釜山昭範君 これは新聞報道ですから、これが合っているかどうかわかりませんが、ある新聞の社説ですが、それによりまして、今長官がおっしゃいましたように、移動タンク貯蔵所と言われるタンク車は東京だけで約三千台、全国では六万台にも上っている、事故が発生した環七道路は一日約千四百台が走るタンク車の目抜き道路となっている、こう出ておりますが、これが合っているかどうかは別にしまして、相当たくさん車の車が走っているというところは確かだろうと思ふいます。そこで、これだけ走っている車の中で、今までタ

ンク車の事故というのは大体どういふふうになっているのか。私のところにある資料によりまして、昨年東京都内で住宅を燃やすような大事には至らなかったがタンク車からガソリンが漏れた事故は四件あった、こういうふうなこの記事の中にもあるわけですが、このタンク車の事故というのは全国でどういふふうな程度の事故になっているのか、どういふふうな事故が多いのか、一通りそこら辺のところも伺いしておきたいと思ふいます。

○政府委員(関根則之君) 過去の昭和四十六年から昭和五十八年までの数字が手元にございますけれども、総件数にいたしまして火災が八十件発生をいたしております。単に漏れ出したということだけでは二百二十三件でございます。昭和五十八年一年度だけで言いますと、移動タンク貯蔵所の走行中の火災は一件、それから漏れ出しただけというのが十七件ということになっております。

○釜山昭範君 大事な事故に至らないにしても、十七件もあるということですね。これはやっぱりそういうような点では非常に大きな問題だと思ふので、こういう点もこれから監督指導という面がしっかりやっていたらいいと思ふいます。それから、危険物輸送に關して昭和四十六年に政令が出されて、ガソリンや軽油などの危険物を積んで走るいわゆるタンクローリーとかタンクトレーラーに關しては、横転してもガソリンが漏れないようにという安全対策というのが講じられていたわけでありますが、先ほどもお話しございましたように、アルミ合金製のタンクにひび割れが入ったということがあります。そこで、タンクの構造基準とか安全ということが問題になってくるわけですが、まず最初に運輸省に聞きたいんです。

〔委員長退席、理事岩上二郎君着席〕
横転して壊れるというのがあります、こういう大型トラックが横転するなんというの、一体これはどういふことなんでしょうか。いわゆる運

が未熟なんでしょうか。あるいは、その当時は雨が降っていたから路面が滑ったからというように、それも原因として言われておりますけれども、それじゃ、雨が降っていただけでみんな滑って転んじやったというのじゃ困るわけですね。ですから、そういうふうな意味で運輸省としては、これはどういふふうにお考えなのか。こういうトレーラー運輸という問題についての免許の問題や、そういういろいろな問題に絡んでくると思うのですが、そういう点もあわせて一遍御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(福田安孝君) 御説明いたしていただきます。まず、ただいま御指摘がございましたように、横転という様な事柄につきましてどういふ原因かということでございますが、運輸省といたしましては、もちろん自動車の安定性ということには十分従来から考へておりました。最大安定傾斜角を規定いたしまして、安定した角度で転倒しないという様な傾斜角度を規定しておるわけでございます。

また、さらにトレーラーにつきましては旋回どきにおける急制動とかスラローム試験等を実施するといふようなことで、さらに安定性能といふものを確保するといふことに努めておるところでございます。しかし何分にも、御指摘のございましたように、スリップしておる最中に急旋回を切るといふような特殊な走行の方法とか、それから路肩に乗り上げるという様な特殊な条件といふものが重なりますれば、絶対に転覆はしないという構造上の対策といふことは非常に至難であらうかというふうな考へております。

○峯山昭範君 最近、自動車工学の専門家の間で大型トラックが低速走行中に急ハンドルを切った途端にひっくり返る、いわゆる低速横転というこの問題についての研究が始まったという様なことが新聞にも報道されておりますが、これは運輸省の研究機関でこういう問題について研究をしているのかどうか。もしやっていないとすれば、こういう問題についても早急に検討をすべきだと思ひます。

うんですが、そういう点について一遍お聞かせいただきたいと思います。

○説明員(福田安孝君) ただいま御説明いたしましたように、低速横転でございますか、そういうようなものは、振動がちょうどバランスをとるといふようなところで傾斜角度というものが急激に大きく出るといふようなケースにおきまして、急旋回という様なことをいたしますと転倒する様な現象を生じることも考えられておるわけでございます。

先ほども御答弁いたしましたように、一応私もとしましては、安定傾斜角度というもので従来規制してきておるわけでございますが、運輸省といたしましては安定走行に必要な基礎的な調査研究というものはさらに今後とも進めてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○峯山昭範君 それから、トレーラーの場合、前部の牽引車と後部のタンク車が分かれておるものもいわゆる横転しやすい原因だといふ専門家の指摘もあるわけですが、この点については安全性との関係で運輸省はどういふふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(福田安孝君) 御指摘のように、トレーラーというものの運転上不安があるという様な声があるわけでございますが、確かにトレーラーといふのは、一体になっております一般のトラックと比べて構造的に異なっておりますので、その挙動というものが当然異なっております。この点で、御指摘のとおりでございますが、例えば後退とき、こういうときには一般の車両に比べて車体が屈折して曲がるという様な、そういう特殊な現象を起すしまして、こういう点で難しい点もあるわけでございます。一般の車両と異なる特徴を有しておるというものは御指摘のとおりでございます。まして、運輸省といたしましてこの点を考慮いたしまして、トレーラーの制動、作動での規制を、前と後とで制動のぶれがないようにという様なことで実施しようという事で、安定性能を確保するために、一般の車両に比べて、一般の基

準に加えて規制しておるようなわけでござい

ます。

○峯山昭範君 トレーラーというのは、静止時に三十五度傾いても倒れないことが車両製造許可条件になっておると、こういうふうな聞いておるわけですが、走行中の安全性については特別この規定がないように聞いております。

そこで、そういう点からいろいろ問題が出てくるわけですが、先ほどもちょっとお話がございましたが、トレーラーはいわゆる急ブレーキをかけたときに特に安全性が悪いという様な声も新聞の報道の中にも出てくるのですが、そういうふうな点については、いわゆる静止時の三十五度というこれも走行時の問題とあわせてどういふふうにお考えなのか。この点についてはいわゆる研究、これはどういふふうになっておるのか、これもちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

(理事岩上二郎君退席、委員長着席)

○説明員(福田安孝君) 先ほどもお答えいたしましたように、確かに、静止ときの傾斜角度ということでは安定傾斜角度というものを担保しているわけでございまして、トレーラーにつきましても、先ほど御説明いたしましたように、二つに割れて旋回するといふ様なことでございまして、こういう急制動とか、スラロームといふ波形的に転回させるようなことでございまして、そういうようなことをあわせて試験を実施するといふことで、引き続き安定性能というものを現在確保しておるわけでございまして、さらに必要と基礎的な調査研究といふものは進めていきたい、こういうふうな考へております。

○峯山昭範君 危険物を輸送するタンクローリーの事故防止についてということで、今回の事故に当たって、その安全性、安全運転の徹底とか車両の安全確保の徹底とか、関係法令の遵守等を含めまして総点検をやつていらっしゃるようですが、七月十五日までにその結果をまとめると、その作業に着手したと、こういうふうな言われておりますが、その概況について一遍御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(福田安孝君) この事故に関しまして、運輸省といたしまして、当面危険物運送事業者に対しまして制限速度の遵守等による安全運転の徹底、定期点検の確実な実施等による車両の安全確保、消防法等の関係法令の遵守を中心とした総点検を行うようにということで通達を出しておるわけでございます。

安全運転の徹底といたしましては、安全速度ブレーキ操作の励行とか車間距離の確保といふような点を考へており、さらに車両の安全確保といふ点から十分に定期点検を実施するようにということ、さらに関係法令を遵守して十分安全性を確保するように、さらには注意とか必要な指示を徹底させ、さらに乗務員に対する指導もあわせて行つていくようにということで、全日本トラック協会を通じて、各事業者それぞれに指示を出すことも、その結果につきましては七月十五日までに各地方の運輸局長、さらに沖縄につきましては総合事務局長から報告を受けるという様な内容になっておるわけでございます。

○峯山昭範君 それから、今回事故を起こしました中央運輸の川崎営業所というのを去る十五日の日に特別査察したといふふう聞いておりますが、その結果について御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員(福田安孝君) 去る五月十五日に、中央運輸(川崎)営業所に対しまして、関東運輸局の神奈川県陸運支局が法令の遵守状況等につきまして特別査察を行ったところでございますが、現在その結果の取りまとめを急いでおりますが、運輸省といたしましては、その結果を踏まえまして適切な処置を行つていきたいというふうな考へております。

以上でございます。

○峯山昭範君 今結果を取りまとめられている最中で、中身についてはまだ全くわかっていないわけですね。問題点等についてもわからない。それでは、こういうふうな事故の問題につきま

しては、これはもういろいろとありますけれども、環七の事故とプロパンガスの事故と、この二つだけにどめておきたいと思ひます。こういうふうな事故は、私たち考えまして、再びこういうような事故が起きないように我々関係者が皆集まって十分配慮していかなくやいけないと私は思ふんです。そういうふうな意味で、自治省を含めまして、消防庁も含めまして、それから警察庁、運輸省、それと大臣と、それぞれこの問題についてのお考えを最後にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(古屋幸吉) 先ほど消防庁長官から話があったと思いますが、消防庁に検討委員会というものを設けまして、専門の技術屋さんも加えましてこの問題を検討しているところでございます。警察の方はまた警察の方で、その原因につきまして今調査、捜査を進めておるといのが現段階でございます。

そういうようにいたしましたして、こういうような事故がとにかく国民の生命、身体、財産に大きなしかも予測しないような被害を与えているというふうな事故につきまして、今後こういうことのないように、あるいはこの原因の調査結果によりましてはいろいろの問題が出てくると思ひますが、そういう問題に対処いたしまして十分検討をいたし、そして事故防止に努めてまいりたいと思ひております。

○峯山昭範君 消防庁、警察、結構です。それでは次に、自治医科大学の問題についてお伺いをしたいと思います。

昭和四十七年の自治医大の設立に当たりまして、自治省はその設立の趣旨についてこういうふうにお述べになっていらつしやいますね。

第一は、医師数の不足である。昭和三十年対昭和四十三年で患者数は二・三倍にふえたのに医師数はわずかに二割程度の増加にとどまっている。医療の増加に見合った医師の増加を見ていない。

第二は、医師数が地域的に偏在し、昭和四十二年末の調査では人口十万人に対し、七大都市百四

十九人、その他の市百二十六人、町村六十三人で、約八〇%の医師が都市に集中している。

第三は、勤務医になる者が減少傾向にあり、病院百床当たりの医師数は昭和三十年の六・六人から昭和四十三年には四・三人に低下している。そのため診療科の廃止、診療中止、診療所への格下げを余儀なくされるなど、公立病院は危機に直面している、こういうふうにおつしやっております。

そこで、今日の公立病院をめぐる医療環境というものの実態、現実の問題としてどういうふうになっているのか、その概要について初めに御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(井上孝男君) 公立病院一般の医師の充足状況につきましては、昭和四十年代以降、政府の努力によりましてかなり医師の有資格者をふやしてまいつてきております。その結果、公立病院の充足率は、四十年代と比較いたしますと、かなり上がつてまいつてきております。特に、充足率とともに医師の常勤医の確保の状況でございすけれども、これらにつきましても全般的にそのウェイトが高まつてきておるといふ状況でございす。

しかしながら、なお僻地にございす公立病院あるいは診療所におきましては医師がかなり不足しているという状況でございまして、その充足につきましては引き続き努力をいたしておるところでございます。その際、自治医科大学の卒業生の僻地勤務ということが大要期待されるわけでございます。

○峯山昭範君 なかなか解決できないような問題がたたくさんあるようでありますが、昭和四十七年当時の自治省の説明の資料によりますと、自治医科大学の設置運営に要する経費については、地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて所要の財源措置を講ずることとし、昭和四十六年度の地方財政計画においては十八億円、昭和四十七年度は二十五億円を計上し、また設置費補助として国から十億円、昭和四十六年度から三カ年度で十億円の補助を行うこととしたとありますが、そ

の後の設備費、運営費について説明された資料が私の手元に今ないわけですが、今日までの地方財政計画、地方交付税、地方税等を通じてどういうふうな財源措置がなされてきたのか、これについてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上孝男君) 自治医科大学の当初の建設費につきましては百九十八億円でございまして、ただいまお話もございましたように、その財源といたしましては国庫補助金十億円、都道府県の負担金六十五億円、都道府県出資金百二十三億円というところでございまして、その後、当初の施設に付加いたしました、必要となりました学生寮あるいは職員宿舎あるいは武道館あるいは地域医療情報センターなどの整備のために、昭和五十八年度までに二百十九億円の事業を行つてまいつてきております。

その財源につきましては、僻地振興宝くじの収益金とかあるいは国庫補助金あるいは都道府県負担金あるいは借入金等でございまして、このうち、都道府県の負担金につきましては所要の地方財政計画上の措置を講じておるところでございます。

○峯山昭範君 昭和五十三年に第一期の卒業生を送り出したから、ことしでちょうど八年になるわけですが、現在までの卒業生数、それから勤務地、特にその中で現在僻地に赴任している医師の数、それから僻地に四年以上勤務して修学貸与金の返還を免除された者の数、それから貸与金を返還して一般病院や開業医となった者の数は具体的にどういふふうになっているのか。現在までの経過と現状について御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(井上孝男君) 自治医大の卒業生は、昭和五十三年三月が第一回でございまして、本年三月までに八回の卒業生を出しております。卒業生の合計は八百六十一名となっております。このうち医師の国家試験合格者は、先日発表された合格者百九名を加えますと八百五十九名になるわけでございます。

しかしながら、本年三月に卒業し最近の国家試験に合格をいたしました者の実際の各府県への配置につきましては六月以降に行われますので、お尋ねの点につきましてはお答えいたします場合には、昨年七月一日現在の卒業生七百五十名について申し上げます。臨床研修中の医師が二百二十五名でございます。さらに、後期研修中の医師が八十九名でございます。そのほか、現在までに国家試験に合格しておらない者等十名を含めまして、この合計が三百二十四名でございます。先ほどの七百五十名から三百二十四名を引きました四百二十六名が昨年七月時点で第一線の医療機関に勤務しておるわけでございます。

このうち、僻地あるいは離島の医療機関に従事しております者は三百二十一名でございます。その割合は七五・四%に上つております。なお、この場合僻地と申しますのは過疎振興法によります地域、あるいは山村振興法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法などに指定されました地域にございす病院、診療所、保健所及び僻地中核病院の第一線病院、診療所を指しておるといふものでございす。

なお、都道府県を退職いたしました修学資金を返還いたしました者は六名でございまして、卒業生総数八百六十一名に占める割合は一%を切つておるといふ状況でございす。

○峯山昭範君 先ほどの四百二十六名中三百二十一名で七五・四%。あとの方はどういふふうにしておられますか。

○政府委員(井上孝男君) あとの二五%程度の卒業生につきましては、いわゆる保健所とかあるいは都道府県立の病院その他、いわば大病院に勤務しておるといふ者でございす。

○峯山昭範君 そこで、自治医科大学を出て僻地に赴任した者は、軽いいわゆる日常病から心筋梗塞あるいは脳卒中など重症の疾患あるいは予防健診、それからあるいは老人対策、そういうふうなもの、それこそ何から何まで全部一人でやらないといけない、こういう実情にあるわけであり

ます。しかし、現在の医療の教育の中でそういうふうな万端選手のような医者とというのは最近は少なくなつてきたのじゃないかと私は思うんです。また、最近の医学の進歩というものを考えてみますと、医療の専門化というものが進んでいると思うんです。そういうふうなことを考えますと、いわゆる万端型の一般医というものが、これから医学を志す者、そういう点から考えてみますと相入れないという点があるわけです。そういう点、非常にこれは難しい問題があると思つておられます。

と同時に、今度は患者の側から言ひましても、いわゆる僻地だからといって、安心してお医者さんにかかるためにはやっぱり万端でないといふ点もあるわけです。そういう点から非常に難しい点もありまして、また患者の側から見ても心配な点も最近出てきているのじゃないか。また、学校ができた昭和四十七、八年当時とは随分状況も変わつてきているのじゃないか、そういうふうな点もあるわけでありまして、そこでやっぱり一つの問題として中核病院のいわゆるネットワーク化というものが非常に大事な問題であらうと思ひます。

そういう点から患者としても、地域医療に対する患者の要望というものが高まつてきているのじゃないかと私思ふのですけれども、そういうふうな意味で、こういう問題に対して自治医大を設立した趣旨という点からいって、それが現実的に十分かどうか。今後この問題についてどういふふうに対応していけばいいのかがという点について、ただ単に理念だけが先行してもまずいわけでありまして、そういう点についてはどういふふうにお考えになっていらっしゃるのか、この点もお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(井上孝男君) ただいまのお尋ねは、いわば今後の自治医大の進むべき方向のお話であらうかと存じます。自治医大が今後何をすべきかということですが、先ほど御指摘がございましたように、引き続き、建学の目的であります僻地等の地域社会の医療の確保と向上を図るため、地域医療に進而て挺身する気概と高度な臨床的能力を有する医師の養成に努めるべきであることは申し上げるまでもございませぬ。しかしながら、今後は単に僻地医療に従事いたします医師の量的確保というところにのみとどまることなく、最近におきます高齢化の進行あるいは疾病構造の変化、こういうものに対応しながら、特に望まれてまいつております、新しく欧米でも取り上げられるようになってまいつておりますプライマリ・ケアあるいは包括医療あるいは家庭医学と申しますか、このような分野での自治医大の医学的な貢献ということが大変必要と思つております。

先ほど申しました包括医療という意味でございしますが、保健医療と治療とその後リハビリ、こういうものを一体として、かつ人体の個々の臓器のみを対象とせずに、精神面をも配慮しました人間の体を総合的にとらえるという形の中で、医学、こういうものの医学的水準に貢献してまいるというものがこれからの自治医大の使命ではないかと思つておりますし、かつまた、そのような分野での高度の能力を有する医師の養成、こういうものに努力してまいる必要があるかと考えております。

○山田昭範君 私の質問はこれで終わつておきたいと思ひます。三点まゝとお伺ひいたしますが、まず第一点は、自治医大の医師の多くは、卒業してから僻地に派遣されても、やっぱり日進月歩の医療技術にはおくれではないか、ということ、自治医大の皆さん方のいろいろなレポートをいろいろ読ましていたしましたが、相当いろいろな角度で勉強しようという雰囲気は随分出ております。そういう点から見ても、これは社会的な需要として僻地以外の都市とか、都市でも最近はやっぱ一般医というものが非常に大事になってきますし、必要になってくるであろうと思つております。僻地だけじゃないと私は思ふんです。そういうふうないろいろな観点から見ても、自治医大を推進された自治省がその目的を十分達しているかどうかという点が一つです。

それから、もう一つは、自治医大を設置された一つの大きなポイントというのはやっぱりお医者さんの不足です。医者が全然いないという点であつたと私は思ふんです。その点は、今までの成果からある程度その要望を満たしてきていると私は思ふんです。しかしながら、最近のお医者さんの体制といふのは、当時は都道府県の一部にしか医科大学がなかったわけですが、最近ほとんど都道府県に医科大学も設置されましたし、それから医者の絶対数も当時は不足しておりましたけれども、最近随分ふえてきたという感じがいたしております。それは一部に集中しているのかも知れませんが、そういうような点からいいますと、今日あえて各都道府県が相当の費用負担をして、そして自治医科大学を存続させる必要があるかどうかという点も、これはこれから財政再建とかいろいろな緊迫した財政状況の中では考えなくてはならない状況になってきているわけです。

こういう点については、自治医科大学というのをもう少し何らかの方法で生かせる道はないのかという点も私は出てくるのじゃないかと思ひます。そういう点、この自治医科大学の運営の効率化とか、あるいは今後どういふふうによつていった方が一番いいのかという問題が私出てくると思ふんですが、そういう点も含めまして御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(井上孝男君) 第一点のお尋ねでございしますが、僻地医療に従事いたします医師の量的確保とあわせてその地域の医療水準を向上させるという目的につきましては、かなり顕著な効果を上げてきておるといふように私は見ております。

それから、第二点の一果一医大がほぼ達成された状況の中にあつての自治医科大学の存続の必要性でございませぬけれども、例えば昭和五十八年度の人口十万人当たりの医師を見ますと百五十人を超えております。御指摘のように、今後は医師過剰時代を迎えるというふうなことも言われておりますが、国全体としての医師の増加数が必ずしも僻地、離島における医師の確保につながるものではございませぬ。ちなみに、昭和五十七年度末、十万人当たりの医師の数が最高に多いのは徳島県の二百人、それに対してまして埼玉県では八十人と いわれますように、量的確保が進んでおります中での地域アンバランスというものが非常に大きく出ているわけではございまして、引き続き特に僻地において医師の不足はまだ続いております状況でございします。今後とも僻地医療に従事する医師の養成というものはかなり必要性が高いと見ております。

なお、今後の方向につきましては、先ほど申し上げましたように、新しい包括医療というふうな分野で医学的な貢献をするための研修あるいは医師の育成ということをやつていくべきではなからうかと考えております。

なお、第三点目の今後の自治医大の運営につきましても、自治医大の内部におきましても一つの委員会を置きまして、今後のあるべき方向というものを探求しながら、既に組織の二割削減とかあるいは事務の委託とか、いろいろな面で合理化に努力をしておるところでございします。今後ともこれらの努力が一層推進されますように、私どもとしても働きかけてまいりたいと思つております。

○中野明君 先日補助金一括法が成立をいたしましたが大変な議論を呼びました。いわく、いわゆる国の財政を地方へツケ回した、こういうことで地方自治体としては大変な迷惑をこうむつたわけでありまして、それで、この特別委員会の審議の過程におきまして、いわゆる非公共の生活保護費あるいは医療扶助、そういうことについて地方自治体に立てかえ払いをさせたということ、この法律が通れば速やかに交付金を前倒しして、そして地方自治体に利子負担等迷惑をかけたことについての財政的な措置をしようと、こういう申し合

せになったわけでありますが、最初に、大蔵省でしようか厚生省でしようか、何日に何方月分、金額でどれぐらい前倒しをされたのか、生活扶助あるいは医療扶助、これを分けて報告をしていただきたいと思ひます。

○説明員(青木行雄君) 生活保護費補助金につきましては、先生今お話ございましたように、補助金等の整理一括法案が成立をいたしました後、直ちに五月十八日の日に既に支払い時期が到来しておりますところの四月分と五月分、それから当面すぐ必要になると考えられます六月分に加えまして、ただいま御指摘ございましたように、金利負担解消分をいたしまして、とりあえず七月分を前倒しの交付をいたしたわけでございます。この四月月分で合計約三千四百七十九億円を交付いたしましたところでございます。

○中野明君 この内訳はわかりますか、生活扶助と医療と。

○説明員(青木行雄君) 生活保護費は、生活扶助と医療扶助、それから教育扶助、住宅扶助その他一括でございますので、ただいま区分は持つておりませんが、総合でございます。

○中野明君 大臣も御承知のように、これは制度の改革をしない本年限りの暫定的な措置ということで、地方の公共団体も一応涙を飲んで了承した。こういうことであります。そこで問題なのは、この三大臣の覚書の二項でございますが、今後一年以内に政府部内で協議をして話を詰めるという事になっておるわけですが、それに対しては、何かそういうものをおつくりになったのか、あるいはどうされようとしているのか、自治省の方からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(花岡三三君) この検討委員会におきましては地方団体の意見を反映させるような構成をとりたいというふうなことで進めておるところでございますが、この問題につきましても省内で検討委員会を特につくるというふうなことはいたしておりません。

○中野明君 そうしますと、自治省として個々に意見を聞いて、最終的にはやはり三大臣になるのか、あるいは先日大蔵大臣が答えておりましたように官房長官が中心になるのか、その辺は自治大臣どういうふうな見通しを持っておられますか。

○国務大臣(吉屋信子君) 今着々その準備をしております。恐らく一週間以内に三大臣ないし官房長官を入れて四大臣になりますか、そういうものをつくることになると思っております。

それから、地方団体の意見をいろいろ聞くような場をつくらなやなりませんので、そのもとにそれぞれ専門の方を置かなやならぬということ、今のところ自治省としては準備行為をいたしまして、市側あるいは県側、町村側に、それぞれ町村長会、市長会あるいは知事会を通じて、どういう方を出していただけるかというふうなお願いをしております。今大体このお願いにも応じていただけているというふうな状況になっております。したがって、三大臣のこれができまると同時に、その下部と申しますか、意見を聞くという委員会が誕生するのではないだろうか、と、私今のところそういう見通しでございます。いずれにしても、今月中にはそういうものは充足するという考え方でございます。

○中野明君 今の自治大臣のお答えのようだと非常に私どももある程度理解ができるわけですが、この一番大事なものは、今回でも一番影響を受けたのは地方公共団体です。今後これに事務の配分とかあるいは財源のあり方ということについて一番強い関心と影響があるのが地方自治体ですから、どうしてもこの地方公共団体の代表的な意見といえますか、あるいは先日も申し上げましたように、地方制度調査会ですか、そのような中で代表的な人の意見が反映されて、そして納得のいく結果が出てこない、来年はこれは大変なことになるといふように私どもも心配をしております。ですから、強力に政府の話し合いでやることは当然でございますけれども、その下部機構として、今大臣がおっしゃったようにそれぞれ、

社会保障制度審議会もありましようし、あるいは地方制度調査会あるいは地方六団体、そういうところの意見が十分論議され、反映されて、そしてしかるべき結論が出るというふうにしていただかないと、ただ意見を聞きおいただけで、結論としてことしのような結果になるとこれはもう大変なことであるので、ぜひこれは自治省としても強くその点を反映できるように要望をしてみたい。このようにお願いをしておきます。

それから、その次でございますが、この今回の補助金の一括に絡みまして、当然以前からも問題になっておったことでございますが、国庫補助金の交付申請、そしてまた交付を受けてから後の事務手続、これの簡素合理化ということが非常に大きな問題であり、これなくして地方の行政改革はないと、このようにまで言われるようになってきております。

そこで総務庁にお聞きしたいのですが、先日も総務庁長官は、補助金の事務手続の簡素合理化について何らかの結論をこの八月ごろまででしか、結論を出したいと、こうおっしゃっておいりました。私どもも、今回高率の補助金が一律に一割カットされたけれども、一律カットされただけで、事務手続というのは何らもうそのまゝの状態であって、これは地方としては暗にけつたりあるならば、手続もある意味では一割ぐらいカットして、簡略にしてしかるべきではないかということでありまして、そういう点について総務庁としては、今都道府県なり市町村の交付金の事務手続、申請とか交付とか、あるいはもろもろの附属書類をつくったりするこの事務手続にどれほど努力を使っているかというふうにとらえておられますか、その辺お答えいただきたい。

○説明員(竹内幹吉君) 補助金事務手続につきましては、臨時行政調査会あるいは臨時行政改革推進審議会等でもその改善を指摘しております。また、地方公共団体からも強い要望があるというところで、当庁といたしましては昭和六十年、本年

度でございますが、行政監察を実施いたすということになっておりました、また調査は着手いたしております。七月以降に実施するという予定にいたしております。

○中野明君 総務庁、これはきのうやきょうの問題じゃない、事務手続の簡素合理化ということとはもう前々からの大問題になっていくわけですから、どこが、どれぐらい地方の都道府県なりあるいは市町村が努力を使っているか、実態はどうなのかということがわからないで簡素合理化の結論をこの八月に出すとおっしゃっているようですが、そんなことで間に合うのでしょうかということですが、その点どうでしょう。

○説明員(竹内幹吉君) ただいま七月から行政監察を予定しておりました、実は七月から九月にかけて地方公共団体等からいろいろ改善の御意見をお伺いしまして、実際に監察をいたしますのは十月から十二月に予定しております。その際には地方公共団体から出していただきましていろいろ改善意見等についても十分把握した上でやりたい、こういうふうと考えております。

○中野明君 これは総務庁長官が補助金特別委員会でお答えになっておったのとちよつとニュアンスが違つて、私に私理解するのですが、どうなんですか、その辺。長官は、確かにそのとおりだ、だからこれはもう簡素合理化の指針というんですか、それを八月ぐらいいまだにはきちんとして、すというふうなニュアンスで答えておられたように思ふんですが、今のあなたの話を聞いてみると、何か七月、八月ぐらいに実態を調べて十月ぐらいいから取りかかろうかというふうな聞こえたのですが、そんなのききなさいですか。

○説明員(竹内幹吉君) 私、大臣がお答えになったのはどの時点かつまびらかにしておきませんが、私が委員会でお聞きしましたのは、補助金事務手続につきましては今後やるということでございます、七月ということであれば、権限委任とか国の関与については行革審からの依頼によりま

して現在調査を実施いたしております。これについては七月ごろというお答えは大臣からしておると思いますが、補助金事務手続については、当庁の年度計画におきましても七月から十二月というふうにはつきりうたつて、これは大臣の御決裁もいただいております。

○中野明君 そうしますと、これは自治省はどうなんですか。都道府県と市町村に分けて、国のいわゆる補助金に各地方公共団体がどれほど事務に努力をかけているかということは掌握しておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) この補助金の交付申請あるいは交付決定、実績報告等につきましては非常な手間がかかっていることにつきまして、非常には、かつて知事会の方で調査いたしました発表いたしましたことがございます。これは物によりまして、あるいは年によりまして非常に変動がございます。当時報告がございましたのは、例えば公営住宅につきまして、あるいは道路等につきまして出張延べ人員が年間数百人まで上っているというふうな御指摘もあつたところでございまして、知事会の方で現在もこういったことにつきまして、年々研究はされ、報告をされておるところでございますが、ごく最近におきましては、知事会の方でなく、いわゆる地方自治経営学会が取りまとめましたものがございまして、自治省自体でこれを調査するということがいたしておりませんが、これらの研究機関の報告を聞きまして、私も各省に対してこの簡素化について申し入れをしておるところでございます。

○中野明君 そうしますと、今も御答弁にありましたように、自治経営学会ですが、私もこれちょっと読ましていただいたのですが、「現在、自治体で忙殺されている事務」の中で推計が算出されておりますが、都道府県では国庫補助金関係事務の申請書づくり、陳情、監査書類づくり等で四・六％、国等からの調査依頼が一九・三％、そのなつてきますと、住民に対応する事務というのは一一・〇％しか時間がない。市町村では同じく

国庫補助金関係では二四・九％、国等の調査依頼で一六・四％住民対応が二九・二％と、こういうことで手続上大変な手間と、そしてむだもあるという調査資料が出ています。ですから、市町村ではそういう資料と設計と図面づくりの手段に時間をとられて、我が町づくりを考えたり企画する時間はわずか全体の一割ぐらいしかない、こういう調査報告が出ています。費目別に細かくなされ、その間の流用にはあらためて当初の申請と同じような手続が必要となる。このため、一つの補助金を貰うために一〇回以上も上京、書類提出が行われている。これを思い切つて簡素化すれば、国も自治体の職員も、相当の減量又は他部門への転用が可能となる。」という報告を出しているわけでございます。大筋においてこれは、自治省としてはこういう状況であるということはお認めになりますか。

○政府委員(花岡圭三君) 補助金の種類によりまして、いろいろございまして、そのうちで、私も考えております。

○中野明君 そうしますと、これは地方の行政改革をやる上においてこれを何とか簡素合理化をしないと地方の行政改革は始まらない、こういうふうな理解を私ももっているわけですが、総務庁はその点についてはどうお考えになりますか。

○説明員(竹内幹吉君) 我々としては、臨時行政調査会におきまして行政改革の一環として補助金事務手続の一層の改善推進というのが指摘されておりますので、同様に考えております。

○中野明君 この機会にもう一度総務庁に申し上げておきますが、あわせて零細な補助金ですね、先日も特別委員会でも一つだけ取り上げましたが、いわゆる米の消費拡大、これは国の財政区分では補助金にはなっておりませんが、地方自治体としてはすべて補助金と同じ取り扱いにして、補助金としての事務手続をとっております。まだこれに類似したものは三つ四つあるはずなんです。ですから、こういうものはこの際よほど基本的

的に検討を加えていただきたい、こう思うわけなんです。というのは、二十万円とか十五万円の補助金をもらうために実際に使っている経費というものは、それこそそのもつた補助金を上回るような努力と経費がかかつて、しかもお金が来たらそれなわずかなお金でしたら、これは全然、どういふんですか、趣旨に合うような使い方ができない。

先ほど山本委員もおっしゃってございましたように、一つのPRにしましてもテレビのようなマスメディアを使つたら相当効果があるのですけれども、これをばらまいて一つの町村で十五万とか二十万ぐらいいしてしまつたのでは何の効果もないということなんです。ところが、その手続をとるのにすごい時間がかかり、努力がかかつて、そして県から食糧事務所へ行ってそれで食糧庁へ行く、そして食糧庁から戻つてきつてちよつと変更があつたらまたもう一遍やり直しと、こういうふうなむだなことを毎年毎年繰り返している。全国の三千三百ある地方公共団体の中で二千ぐらいい、私の立場から申し上げれば、それをやらされていふと言つた方がいふと思つて、それをそんなもの、要らぬ、効果がなないといふと断るとほかの補助金も、ぬようになるといふことでみんな言わない。言わないで、もうしょうがないから受けていふ。ところが、食糧庁の方に質問をしますと、いや、もつとやつてほしいという声もありますというふうな、そういう強弁をあえてするわけです。

だから、例えて言えば一つの補助金をつくつたために、補助金とは向こうは言つておりませんが、これも、これをつくつたために食糧庁にもその係の担当の人がいるし、そして地方公共団体でもそれに、毎年毎年ですから、かからなやならないということなんです。そういうことも含めて、地方の行政改革を言う以上は、それを妨げているもの、ぜひこれを取り除いてもらつて、そして地方行政改革を推進するようないふ総務庁の立場であつてほしいと、このように思ふんですが、いかがですか。

○説明員(竹内幹吉君) 先ほど申し上げましたように、七月から九月にかけて地方公共団体等の意見も十分にお聞きしてから調査を進めたいと思つております。限られた時間と体制のもとでやるわけですからどこまで御意向に沿うかわかりませんが、できるだけ先生の指摘も踏まえて実施したいと思つております。

○中野明君 大臣に最後に要望しておきますが、今私が申し上げているように、地方公共団体にとりまして補助金の事務手続、これに要する努力と時間ですか、これは大変なものでありまして、これがなくなつたらもう大変な身軽なことになるので、可能な限りこの手続の書類は簡素化して、どういふんですか、事務分担を割り振ること、も大切でございますが、自治省も前から申されていふように、なるだけ補助金を減らしてもらふ、小さな二十万とかそんなのはもう減らしてもらふ。地方も歓迎してないはずなんです。だから、同じやるのならば効果のあるやり方をしてもらつて、地方も喜ぶような、嫌々やりながら時間と努力でもうたつたものじゃないというのが現状であります。ぜひこれについては自治大臣の立場からも、地方の行政改革を呼応して地方も行政改革をやろとおっしゃつていふのですから、やはり総務庁長官にもあるいはその他の大臣にもぜひ補助金の事務手続の簡素化ということについては全精力を挙げて努力をしてもらつて負担が軽くなるように、それだけにやはり地方の行政が充実するわけですので、その点、大臣の所見をお伺いして、きょうの質問はこの程度に置いておきます。

○國務大臣(古澤亨君) 今の中野先生のお話は、私もそのとおりだと考えております。近く総務庁長官にも先生の御趣旨の点を再度私からも申し上げますと同時に、しかるべき方法によりまして各省にも補助金の手続の簡素化という点につきましては十分考えていただくように申し入れますと同時に、零細な補助金につきましては、自治省としてはもうそういうのは定着化しておるものに入れ

という考えで進んでまいりたいと思っております。

○神谷信之助君 交付税を含む地方財政問題はきょうの時間では足りませんので次回に譲りまして、きょうは、残念ながら先日成立をした補助金カット法、これにかかわって三点についてお伺いしておきたいと思います。

今も中野委員の質問に御答弁になりました社会保障関係の自治、大蔵、厚生三大臣の協議の問題です。御答弁によりますと、それぞれの大臣の下に必要なチームをつくるといいますか、自治省の場合ですと知事会、市長会、町村長会の代表を含めてその意見を吸い上げながら、聞きながら折衝に入っていくたい。一週間以内には官房長官を含めた四大臣の会議になるか三大臣の会議になるか、そういうことから始まっていくという御答弁です。

これはそれぞれの、例えば厚生大臣の方は厚生大臣で関係者の意見を聞くということ、どんな形か知らぬが、そういうものをおつくりになるだろう。大蔵大臣は大蔵大臣という形になって、それぞれの意見を集約した形で大臣間の協議という形で進めていけるのか、あるいは次官会議というのか、あるいは事務当局のそういう会議をその間に入れて進めながらやっていけるといふ形になるのか。どういう形になっていくのでしょうか。

○國務大臣（古屋亨君）　まだ正式に決まっております。

ませんので、私見としてむしろ聞いていただきたいと思いますが、三大臣の協議体、これは当然近くつくられることと思っております。ただ、そこに内閣官房長官が入るかと思っておりますが、そして事務は恐らく内閣において行われるのじやないか。私の考え方は、恐らく三大臣のはあるいは今月中に発足いたしますが、そのもとに全部一括して大蔵省なら大蔵省、それから厚生省なら厚生省、自治省なら自治省、こういうグループを、一つの検討機関みたいなものを閣僚協議会のもとにつくることになるのではないかと、私はそう思っておりますし、その方がいいと思っております。

○神谷信之助君　そこで、いずれにしてもこれは

十二月までには結論を出さにかねということになるのですけれども、その協議に臨むに当たつての各省の考え方が、特に、特別委員会の議論の中で大臣の答弁を聞いていますと、自治省としては一括一律カットというやり方について反対だと、だから役割分担と負担割合、この根本の問題を議論して、その結果ならよろしいという態度だったように思います。

そうすると、役割分担ということであれば、例えば生活保護の事業なら生活保護の事業、これは国の事業ということで憲法と生活保護法一条でそうなっている。それで、市町村は機関委任事務で仕事の実務を実際にやる。それで、市町村住民の問題ですから二割負担をするという、そういう形で来ていますね。これを役割分担という問題でやる場合に、これは例えば国と地方団体との共通の仕事だ、言うたら五対五でいきましょうという話も出てくるかも知れません。あるいはもう機関委任事務やめて、これは全部地方の事務としておろして、それで国の責任は責任として別にそれに對して負担金を出すという形で、憲法二十五条と生活保護法一条をそのままにしながらも、国の責任をそういう形で果たすというやり方もある。そういうことまで踏み込んで議論しようということなのかどうか、この辺はいかがですか。

○政府委員（花岡圭三君） 三省で検討いたします。

す、今大臣からお答え申し上げましたいわゆる検討会と申しますか、そういうところにおきましてはそれぞれの各省からの推薦をいただいた方たち、こういった特に専門家なりあるいは地方団体の方なり、こういった方々で議論が図られることになろうかと思えます。そういったことから申しますと、例えば社会保障問題につきまして、特に生活保護で委員今例をお挙げになりましたけれども、やはりこの社会保障というものが現在機関委任になっているけれども、これは機関委任のままにするのかあるいは団体委任にしているのか、あるいはこれは生活保護法第一条との関係でどう考えるのかといったいわゆる社会保障のあり方自

身の問題、これも当然に議論しなければ問題に入れないのではないか。そういつたことから、制度そのものの問題の見直し、あるいは機能分担をどう考えるのか、また国と地方の財政事情というものも当然議論されると思います。そういった広範な議論がこの検討会において闘わされるというふうに私どもも理解いたしております。

○神谷信之助君 こうなるとなかなか大変な問題になるわけです。憲法二十五条、これは簡単に変えるわけにはいかぬので、なんだけれども、例えば生活保護法の第一条というのも含めて変えることもあり得るという、生活保護法自身も一条から全体として根本的に組みかえるという、そういうことになってまいりますと、あるいは憲法二十五条に基づく社会保障制度についての根本的な検討をやらないかぬということになってきますと、

これはそれぞれ各省から推薦された者に基づく検討会というところで結論を出せるような、そんな生易しい問題ではない。それこそいろんな学者や経験者も含めて、あらゆるところからやっばりいろんな国民的コンセンサスを得ないと、これは大変な社会保障制度そのものの根本的転換になりますから、これはちよつと十二月までに結論が出るような問題ではない。大蔵大臣は哲学論争ですから、なかなかこれは大変なことになるといふふう

に思いますが、やっぱりそこまで踏み込んでや

ろうというのが自治省の考え方ですか。

○政府委員(花岡圭三君) 先ほどお答え申し上げました生活保護法の問題とこの法改正までを含めて議論しようとしているわけではございません。この法律に基づいてどういった考え方が正しいのであるかという議論が行われるというふうに私ども考えておるわけでございますが、やはりこれまでの生活保護につきまして国会でもいろいろ御議論がございましたような経過等もございまして、いろんな議論というものがこで行われるのではないかと。やはり制度、生活保護なら生活保護につきましてどの程度負担するかということになりますれば、その性格というものを議論しなくては、

これは結論は出ないであろう。確かに難しい議論にはなるかと思いますが、そういったことも含めまして幅広い検討を行うべきであるというふうに私どもは考えております。

○神谷信之助君　そうしますと、負担割合、今の八、二から今度は七、三になっているわけだけれども、さらにこれが六、四になるかも知れぬし、あるいは七、三を維持するという、六十一年度以降はそうするということになるのかも知れませんが、ただ、そういう場合は、これだと当然財源問題も起こりますね。だから、その場合は交付税率の引き上げでやるのか。生活保護や児童福祉その他、社会保障関係ですと財政度の傾斜の落差がひどいですから、国の税金を地方に回すという移譲だけでは処理できないだろうし、したがって交付税率の引き上げとかいう問題も含めて検討を

されるということになるわけですか。

○政府委員(花岡圭三君) この補助負担率のあり方を検討するということになりますれば、やはりその費用負担のあり方ということに当然なるわけでございますが、御指摘のように、財源の移譲という点になりますれば、この検討会での対象と言うには余りふさわしくないのではないかと。それは、この検討会におきまして結果が出ますと、それに基づいて財源問題、これをどうするかということは当然出てくる問題でございまして、これは

別途検討が必要であらうというふうに考えております。

○神谷信之助君　しかし、いずれにしても財源付与の問題は暫定的な措置ではないですから、だから制度的に一定のものを変えるならば、制度的に財源措置も変えてもらわないと、その都度的なやり方では、これは地方団体は応じ切れないという問題になると思うんです。そういう点で税源移譲までいくかどうか、そんなでかいことになるのかどうかかわかりませんが、いずれにしても費用負担の割合が決まってくれば、その財源はどうするか。それは暫定的な措置では、まさに今までやってきたような一時的な糊塗に終わるので、

これは問題だというふうに思うんです。

それで、ちょっとついでに厚生省にお聞きしますが、一部の報道によりますと、地方へ権限と負担を移す、財政事情も既に変わっているのだからということ、例えば生活保護ですと都道府県の負担の問題。市部に対しても県の負担を導入して、町村も一定割合を負担すべきだという意見とか、あるいは老人ホームの費用負担も国の負担を半分程度にして、そうして本人負担もふやしていく、利用者の負担増も考えようというようなことをいろいろ検討されているようですけれども、厚生省の方ではこういう形で、何といえますか、社会保障制度はいかにあるべきかという問題と離れて、これだけ見てみると、どうやって国の財政負担を少なくするかという見地からいろいろ検討されているような感じがしているのだけれども、これはもしそうだとすれば本末転倒ではないかと思うんですが、厚生省の意見はどうですか。

○説明員(末次彬君) ただいま問題になっておりますこの問題は、社会保障に關しまして今後、国と地方がどういふふうに役割を分担していくかというところが基本的な問題でございまして、厚生省として考えておりますのは、これまでの国民のニーズの多様化、これにどういふふうに対応していくかというところが基本でございまして、そういう意味でいろいろな御指摘がございまして、それを現在検討中でございまして、ただいまお挙げになりましたような方針が現在省として決まっておりますわけではございません。基本的な考え方としては、どういふふうな機能分担を図りながら国民のニーズの多様化にこたえていくかというところを私どもは基本的に踏まえていきたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 ただ、例えば生活保護の問題でいくと、生活保護の保護基準といいますが給付水準というのか、これはちゃんと堅持をしていきたい、これを低下をさせるようなことは避けていきたい、しかし国の財政状況からいって今までの状態を維持をするわけにいかぬということととりあえずことは緊急避難的なことをなさった、これから協議をされる内容としても、負担割合をどうするかというところは別にしても、その生活保護基準をそれ自身を財政の理由から切り下げてよいという考えではないというように今まで聞いておるのだけれども、その辺はどうなんですか。

○説明員(末次彬君) ただいまの御指摘の点につきましては、従来から厚生省としては福祉水準は下げないということを基本的に考えて実施いたしてきております。基準そのものにつきましてもいろいろ問題提起がございまして、いろいろな意味での基準の見直しと申しますが、基準改定等々を図つてきておるわけでございまして、基本的な考え方としては福祉水準は下げないということから従来から一貫してやってきておるつもりでございまして、

○神谷信之助君 厚生省の態度は非常に、何というか、ある面ではと申しますが、給付水準というか、保護基準は変えぬ、大蔵省と自治省は金を何ばずつ出すからそちらはそちらで考えてくれという言い方でしょう。なかなかうまいという言い方からいいますと、何と何だけれども、しかしそれでいくと、社会保障制度を支えていく国と地方との責任分担といえますか、役割分担について厚生省は極めて冷淡な立場にあるということにもなってくる。わしの方は知らぬよ、そしてちゃんと水準は下げてもらっては困りますよと、このうなんですか。

そこで、もう時間ありませんからちょっと大蔵省に聞きますが、これは特別委員会でも大蔵大臣に聞いたんですが、大蔵大臣の方も、財政を基礎にして財政の面から社会保障制度を考へるというところではなしに、社会保障制度はいかにあるべきかということを考えて、そうしてそれに基づいた財政負担という言い方をなさっているのですか、この辺は間違ひありませんか。

○説明員(小村武君) 私、直接大臣の答弁を拜聴

したことはないのですが、今御指摘のとおりだと思います。社会保障の体系そのものをまず考え、それに伴って財政がどういふ負担をしていくかというところを考へるべきだと考えております。

○神谷信之助君 このしるの暫定措置は財政から出発して、財政の状況を切り抜けるための暫定措置で、主として一律カットした、しかし来年以降はそうじゃなしに、社会保障制度の根本の論議をやつて、そして国と自治体との関係の機能分担というか、役割分担をはつきりさせて、それに基づいて負担割合を考えよう。非常に理屈の通つた、筋の通つたように見えるのだけれども、そういう発想に至つた根本原因というのは国の財政の緊迫にありますが、何ぼこれは後からやるといっても、どうしても後から後へそれはいつて回らざるを得ないというふうに思うんです。だから、きょうは時間ありませんからこの程度にしておきますけれども、これまた協議の進行に応じて次回やります。いずれにしても地方財政の諸問題について議論したいと思ひますが、私は今の地方財政の状態というのは大変な状況にあるので、この問題というのはひとつ十分踏まえて自治省としては対処してもらいたいという点だけは申し上げておきたいというふうに思うんです。

次の第二の問題に移ります。

厚生省にお伺いしますけれども、生活保護臨時財政調整補助金の二百億の問題です。この根拠は一体何で、そしてどういふ性格の補助金ですか。

○説明員(清水康之君) 御案内のとおり、この補助金は、今回の補助率の引き下げに伴ひまして地方負担がふえるわけでございまして、その負担増分については全体としては地方財政計画の作成を通じて措置されているわけでございまして、委員御案内のとおり、生活保護というのとは地域によつて大変保護率等に差異がございまして、個々の団体ごとに見た場合にその受ける影響が大変違いますので、その影響を緩和しようということが趣旨でございまして、金額の積算といたしましては、私どもとしては、具体的配分基準とはちよつと違ひま

すけれども、一応一般の市の中で保護率が全国平均を上回る市というのが大体百八十四、五ございまして、そういうその保護率が全国平均を上回る市の今回の影響額、これは一割でございましてけれども、その半分程度をめどに積算をしたということとでございまして。

○神谷信之助君 今この性格について、交付税措置をしたけれどもそれでも実際との差はできるから、ある意味では激変緩和の目的だとおっしゃるのだけれども、もう一つあるのは、生活保護の適正化を進めていく、そういう役割もこの補助金がついていくのじゃないですか。

○説明員(清水康之君) 基本的には財政負担の緩和といふことが今回つづられた主たる背景でございまして、けれども、もとより生活保護の割合が非常に高くて財政基盤の脆弱な地方団体がその主な対象になるわけでございまして、本来自分がしっかりとやるべき部分をいざば努力してはなかつた、そういうために仮にその保護費が非常にかかるというようなことであれば、それはその点の是正をしていただくということも必要になりますので、あわせて保護の適正な実施にも寄与するものと、そういうふうにご考へられているわけでございまして。

○神谷信之助君 これの交付基準はもうできていますか。

○説明員(清水康之君) 具体的な基準はこれから財政当局と御相談をいたしまして、おおむね七月ごろまでに定めたいというふうに考へておりますが、国会でのさまざまな御議論もございまして、そういう点も参考にしながら、私どもとしては十月ごろには第一回の交付が行えるよう考へております。

○神谷信之助君 この間、京都市の福祉事務所の諸君や民生局の人たちといろいろこの問題で話をしたんです。そうすると、大体財政力のひ弱な地方公共団体、それから社会経済情勢の急激な変動により保護動向に特異傾向が見られるような団体、それと、もう一つは生活保護の適正な実施に

努力している都道府県、指定都市及び市に交付すると、大体基準はこの三点のように話を告げているんです。今言った第一、第二の基準は一定の客観的基準がありますね。財政力がどうかとか、それから人口に対する保護世帯数や保護人員数や、あるいは保護率やいろいろ出ていますから、財政との関係でどういう影響が出るか、特に医療扶助なんかは地域の変動も大きいですから、そういうのも考慮して配分するというのは、これは一定の数式が出てくるんです。

問題は、第三点の生活保護の適正な実施に努力している都道府県、指定都市及び市に交付するというのですけれども、この判断基準は大変難しいように思うのだけれども、どういうようにお考えなんでしょうか。

○説明員(清水康之君) まだ現在の段階では、今委員おっしゃったような三つの基準を決めているわけではありませんが、今後いろんな方面の意見を聞いて、皆さんがおおむね納得されるような客観的な公平な基準をつくりたいということで努力中でございますが、保護の適正実施ということにつきましても、御案内のとおり、別にこの臨時財政調整補助金があるのかにかかわらず、これは従来から一貫して、乱数も偏数もない適正な実施をお願いするという意味で指導しているわけでございまして、適正実施は生活保護が納税者である国民の方から支持され、理解される絶対的条件であるというふうに考えているわけでございます。

私どもは、保護の適正実施をどういうふうな客観的基準で判断すればいいかということも現在研究しているわけでございますが、実施団体における保護の体制、例えば職員の配置が基準どおり行われているのかどうか、非常に一人のケースワーカーに過重な負担がいつてないのかどうか、そういうことなどをいろいろこれから検討してみたいというふうに考えておるわけであります。

○神谷信之助君 例えは百二十三号通知がありま

えもあるんですか。

○説明員(清水康之君) いわゆる百二十三号通知でございましてけれども、これは既に大部分の県市で実施をされておまして、ごく一部まだ実施ができていないところがございますが、こういう実施についても適正実施に努力しているかどうかというのを判断する一つの資料であろうというふうに考えております。

○神谷信之助君 その実施をしていないというのはどういう意味ですか。

○説明員(清水康之君) 御案内のとおり、この通知は五十六年の十一月ごろ出たわけでございまして、またそれに基づいて五十七年の四月には準則の改正その他も行われて、大部分の団体では混乱なく実施されておりますが、一部の団体においては例えば円滑な実施をするという見地から職員組合その他とのいろいろな協議に十分な時間をかけてきていてというのが現状でございます。

○神谷信之助君 これは大体、五十六年のこの通知は、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が再三発生をしていて、したがって、こういうごく一部のところでそういう不正受給があるというところが全体に大きな迷惑になっておるので、その辺をちゃんとこれからやっていくという意識ですね。その意味の通知なんですよ。だから、収入の把握とかそれから資産の把握とか、これは適正な保護を行う上では必要なわけですから、それを何といひますか、プライバシーに及ぶようなところまで踏み込んでいくのか、あるいはさらに罰則の適用までやっていくのか、これはいろいろ人権問題とかかわって多くの問題ををはらんでいるわけですね。こういう問題については、そういうことまでやらなくても実際に円滑に法の厳格な施行ができればいいということではないのかというふうに思ふのだけれども、そんなことをやらないところは交付しないということになるのかどうか、この辺はどうなんですか。

○説明員(清水康之君) 私ども、先ほど申し上げましたとおり、保護の適正実施ということは何に

も増して重要だというふうに考えておるわけでございまして、実はその収入資産の申告のようなものにつきましては、従来は事実上現場で実施されておりましたけれども、これをちゃんと規則上の取り扱いとして様式を決めるとかそういうことがなかったもので、そういう点をいわば追認したという点が第一点と、別途そのような収入があるかどうかについていろいろその関係方面に照会をする必要が出てくるわけでございますが、その際、銀行その他では本人の同意書がなければなかなか教えてくれないんです、さっきおっしゃったプライバシーの關係。そういうこともありまして、同意書を事前に出していただくというふうなことが内容になっておるわけでございますが、私どもとしてはこの通知自身は保護の適正実施のために必要なものであると考えておりますが、実際の現場において、おっしゃったような人権侵害であるとか不必要な調査までするとか、そういうことのないように十分諸会議等を通じて決定をしていくつもりでございます。

○神谷信之助君 それから、保護世帯数とか保護の人員数あるいは保護率、これは一定の客観的な概念でありますね。この傾向がずっと下がっていくあるいは減っていくという傾向があればそれに對して配分をする。ふえていくというふうなところについては配分をしない。いわゆる配分の基準は、今言った適正化に積極的に取り組んでいるかどうかの一つの判断基準になるのかならないのか。

○説明員(清水康之君) 私どもは、保護率が高ければあるいは保護率が増加していけばいいからぬとか、保護率が下がれば結構だとか、そういう評価は全くしていませんで、生活保護につきましましては、その地域の特性に応じたさまざまな要因によつてこれは変動するわけでございますので、ぜひこの要因の分析をきちんとやってほしいということをお願いしております。

主なものとしては経済的要因がありますし、また社会的要因、制度的要因、そして行政的な実施

水準の問題、いろいろあると思いますが、決して保護率がふえてくれば調整補助金の対象にしないとかそういうことではなくて、その地域の特性に応じた要因に応じてきちんとした対策をとっている努力をしているかどうか、そういう点がいわば適正実施の基準であらうかというふうに考えております。

○神谷信之助君 もう一つ、最近生活保護の申請をしてもらふ件数よりも、最近はお下り下げの件数がだんだんふえてきておりますね。出して、それでいろいろ話をしても、それで決定するのはお下りの決定をするそれよりも取り下げた件数が多いというところで、話をしても取り下げの件数がふえてきた。しかし、これは取り下げをそうやって奨励をしていくと、不服申し立ての権利を一面では奪うことになりませんか。お下りされればその行政行為に對する不服の申し立ては可能になります。だから、この傾向がずっとふえてきているというのはいくつかの指導をなさっているのかどうか、この辺はいかがですか。

○説明員(清水康之君) 委員御案内のとおり、各福祉事務所の窓口に来られる方々はいろんな方が来られるわけでございますが、窓口で十分その相談の内容をお聞きしまして、生活保護について他法他施策優先という原則もございまして、他の施策では救済できないのか、いろいろそういうことを御説明申し上げるわけでございます。その結果、生活保護によらなくても問題の解決ができるという場合には、おっしゃったように取り下げといひますか、申請に至らないというケースがあるわけでございます。私ども窓口で十分よく事情をお聞きし、生活保護制度の趣旨を説明するということとは大変重要だと思っております。ただ、それが行き過ぎまして、本当に申請したいという意思を持っておられる方が申請書の提出ができなくなる、そんなことのないように、行き過ぎのないように十分注意をして指導しているというところでございます。

○神谷信之助君 これでは最後になります、今おっしゃったように、この二百億は激変緩和と、それからもう一つは適正化の促進といいますが、この二つというのだけれども、この二つにおいては二百億は大体どんな割合に分けられますか。

○説明員(清水康之君) 今の点も含めて現在検討しているわけでございます。ただ、激変緩和は何割、適正実施は何割というふうに分けてやるということに必ずしもならないのではないかとこのように思います。

○神谷信之助君 先ほどの、市部の平均のところより保護率の高いところを基準にしてその半分ぐらいという、半分ですから、交付税措置が仮にやられても、西の方が医療扶助率が高くなりますから、交付税措置だけでは済まない差が大きくなります。比較的西の方が保護率が高いですから、そういう点を考えたらもう二百億全部が激変緩和に使われる可能性もあると思うのだけれども、実際は激変緩和を先にして、それで余れば適正化の方に使う、こういうことになりませんか、どうなんですか、考え方は。

○説明員(清水康之君) 御案内のとおり、二百億は六十年度予算で推計されます保護費全体一兆五千からしますとわずか一・三%でございます、したがって私もこの金額をどのように配分することが本間に個々の団体ごとに見て生活保護の円滑な実施に寄与するの、確保できるのか、そういう見地からやるわけでございまして、財政的要素をまず最優先でということよりも、その財政的影響が重視されることは間違いないと思いが、あわせて適正実施に寄与するということも大切なことであるというふうに考えております。

○神谷信之助君 適正化に使えというのは、大蔵大臣なり大蔵省の強い要請があったという話も聞きますから、財政の方からいうとできるだけ受給者を減らした方がいいということにもなってくるので、そういう心配をしている向きもあるもので、この点ではひとつ十分に先ほど言ったような諸点

も踏まえて、保護率を下げれば成績が上がったかのような誤ったそういう傾向を生まないようにやってもいいというところをお願いをしてこの問題は終わります。

第三の問題は、下水道問題です。地方自治体が普通会計から下水道特別会計に繰り出す拠出金が、自治省の地方財政計画上の額と各地方自治体で実際に繰り出した実績との間には大きな食い違いが生まれてきています。年々これはまたふえてきているような感じがしているんです。昭和五十四年度ですと三千五百七十一億円の計画で実績は四千七百五十六億、その差が千八百八十五億、この差が、五十五年度は千六百億、五十六年度は二千六百三十三億、五十七年度は千八百八十九億ですが、五十八年度は二千五百一十一億、こうなっています。こういう乖離が生まれる理由、まずこれをお聞きしたいと思います。

○政府委員(井上孝男君) ただいま下水道会計に對する繰り入れの実情等についての御尋ねでございますが、御承知のように、地方財政計画に計上いたします下水道会計繰出金は、雨水の処理費に繰り入れるという原則で算定した額が計上をされます。しかし、決算実績では、地方団体が地方財政計画を参照しながら最終的には下水道会計の収支に赤字が出ないよう繰り入れをするという傾向がございまして、その結果、お尋ねのよう数字で毎年度繰り入れの超過が出てまいっております。

この原因につきましては、私もいたしましては雨水公費、汚水私費という原則で、雨水の処理につきましてもいのでございまして、汚水の処理費、これは原則として使用料で徴収すべきであると考えておりますけれども、この使用料が処理原価の水準の大体六割程度にしか設定されておられませんので、料金における収入不足額が昭和五十八年度では約二千億程度あると思っております。これが繰り入れの超過の原因であると見ております。

○神谷信之助君 自治省のそういう考え方からいって下水道料金は今の二倍にしても高くないという理屈になるんです。問題は雨水公費、汚水私費という考え方に問題があるのじゃないか。下水道は都市施設で、その建設費を、河川の治水機能といいますが、それを除いてすべて使用料金に肩がわりさせるというのは、これはちょっと道理に合わないではないか。それでいけばますます歯どめなく使用料というのが高くなっていくというふうに思っています。これからもうととととと普及をいけばいいけど。

それで、今原価の問題もちょっと出ましたけれども、処理原価が一立米当たり百二十三円五十五銭ですか、地方公営企業決算の概況五十八年度を見ますと、そう出ています。そのうち維持管理費が五十三円三十七銭で、資本費が七十円十八銭。使用料単価が七十円四十銭、五七%。これは六割ぐらいいく取ってやらねとおっしゃるのだけれども、維持管理費を上回って既に使用料を出しているという状況ですよ。処理原価に占める起債の元利償還というのは五六・八%ですか。だから、借金で建設をしながらその元利償還に資本費を食われていくという、そういう状況ですから、今度のうちにまたこれは補助金がカットされてきますと起債に頼らざるを得ないわけでしょう。だから、そういうことでととととと資本費の負担率というやつが大きくなっていく。したがって私は、これは将来ととととと下水道の使用料というのは、自治省の言うとおりにやっておいたら、どこまででも上がってしまう、こういうことにならざるを得ないと思うのだけれども、この辺はどうですか。

○政府委員(井上孝男君) ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、下水道事業一般につきましては先生が御指摘のようなお話になるわけではないと考えております。

例えば私どもの方で法適用企業と呼んでおります地方公営企業法を適用しております下水道事業は東京都あるいは指定都市を初めとして非常に大きな下水道、したがって、またその歴史

も古い下水道でございます。成熟度がいわば高い下水道でございますが、これらの下水道につきましては処理原価が百円ちょっとオーバーするということでございます。一方使用料単価は八十五円ぐらいいに設定されておまして、約八割方まで汚水処理費が使用料で賄われておる、あと二割部分が問題だということでございます。

一方、法非適用と申しまして、いわば最近供用を開始いたしました小都市の下水道、これは供用開始直後は御承知のように普及率が極めて低い段階で大きな設備投資がございまして、その処理原価は非常に高くなっております。そういう背景のもとにこの処理原価が百四十三円程度になっておまして、一方、使用料単価は極めて低く、五十二円程度ということで、三六%程度しか料金による回収が行われておらないということでございます。

問題は、最近供用を開始いたしました小都市の下水道、これに対する考え方をいろいろ調査いたしますと、汚水私費という原則を今直ちに徹底するということには御指摘のように若干無理があると思っております。

○神谷信之助君 なかなか全体として下水道の普及は、國際的に言っても日本は一番おくれております。それから、大都市で相当早くからやっているとところはいいんです。しかし京都市でも、京都市内でもまだ下水道ができていないところがずつと多いわけなんです。しかも、それはどういう状況になって出ているかというと、高度成長期に無計画にどんだん都市が膨張する、公害激化の中で下水道要求もされてくるというような形で結局下水道整備が常に後追い、立ちおくれで後から追いついていくという形になって、いや応なしに資本費が高くなる。初めから下水道計画をちゃんと立てて都市計画をやつて、そしてずつといくのじゃないに、どんだん後から追いついてくるということでは莫大な建設費がかかる。だから、それが顕著なのは大都市周辺の小都市といいますが、それが顕著な小都市、そういうところは大変な状況になっ

できているのです。

だから、そういうところはそうだとおっしゃるのだけれども、そこはわかりますというふうにおっしゃるのだけれども、日本全国で下水道施設の先行投資をどんどんやっていて、それから都市建設を進めていってという例は余りないですね。早くやったところは単価が低いですから、だからそれはいいのだけれども、急速にふえてきているというのはその時期からであるわけでしょう。下水道の補助金でも、四十年代以降そういう必要性から公共下水道の補助率のかさ上げや流域下水道のかさ上げなんか、そういうところから必要になってきたわけですよ。だから、そういう点を考えますと、これは汚水は使用者負担で賄うのが原則だというその一本やりで考えるというのは、あなた自身もおっしゃったように無理がある。

そこで、第三次の下水道財政研究委員会の提言では、「市街地や集落における下水道整備によるサービスはナショナル・ミニマム」だ、「下水道の整備は、環境衛生の向上、公共用水域の水質保全等の行政目的に資する側面がきわめて大きい」という指摘をして「下水道によるサービスはいわゆる公共財として公的主体が責任をもって供給すべきことが原則であり、したがって、これに要する経費は汚染者負担を除き、すなわち工場排水で、汚染者負担を除き、その相当部分は公費をもって負担することが適当」という提言をしておりますが、私はこの考えの方が正しいし、弾力的にやれるし、下水道の普及を進める条件をつくっていく、そういう環境を整える方向ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○政府委員(井上孝男君) ただいま第三次財研のお話が出ました。三次財研の答申が出ましたのは昭和四十九年でございまして、確かにあのころは水質汚染を初めといたします公害に対する国民的な感情が非常に高まりました。一方、高度成長に支えられて財政上かなりの余裕もあった時代だと思われまゝ。そういう社会的背景のもとに、

先ほどおっしゃいましたような提言を受けまして国庫補助率が引き上げられたわけでございます。それによりましてある程度の施設整備が進んだわけでございますが、その後昭和五十四年度に第四次下水道財政研究委員会の提言が出されました。その際には第三次財研の反省の上に立って汚水私費、雨水公費という一次及び二次財研の原則が再び確認されたわけでございまして、私どもは現在第四次財研の提言を踏まえまして、料金に関する指導あるいはそれを踏まえての財政措置等をやっておるところでございます。

○神谷信之助君 しかし、下水道事業というのは目に見えぬ事業で選挙区向けの事業でもないわけですよ。そういう一面も下水道の普及が広がっている一つの問題にもなるし、それから財政負担が非常に大きい、これがありますし、おっしゃる通りに汚水分は一切使用者負担という原則で使用料の値上げを次々やらなければならぬ、こうなっております。だから、そういった面でも下水道の普及が広がらざるを得ないという状況が現実にあるのです。

今あなたもおっしゃるように、小都市なんかでは使用料に全部それをかぶせるのは無理だという点もあるわけですから、下水道地方債元利償還費を地方交付税の財政需要額への算入とか、雨水関係費と水洗便所の事務費などに厳しく限定をしているところの今の繰出基準、これらをもう一遍実態に基づいて見直して見る必要があるんじゃないでしょうか。

私は、とにかく地方財政計画で繰出全体を抑制するということ、そういう必要、そこには底流がある、そしてなかなかこれの見直しなんかが見れない、しかし地方財政計画でいかに押さえ込もうとしても、実際には事業をやれば借金をし、元利償還がかさんでくるわけだから計画以上の繰り出しをせざるを得ない。だから実態と合わない無理な地方財政計画になってしまふ。だからこの辺は実態に即して、理屈は理屈であるでしょうけれど

も、実態に即して地方財政計画そのものの算出にはもう一遍そういう角度から見直しを考えてみてはどうかというふうに思うのですが、いかがですか。

○政府委員(井上孝男君) 下水道の使用料のあり方につきましては、御承知のように現在第五次下水道財政研究委員会におきましていろいろ御議論をいただいております。自治省といたしましては、今後とも先ほども申し上げましたような雨水公費、汚水私費という原則は守っていくべきであるというふうに考えております。しかし、先ほど申し上げましたように、この原則によります場合、一部の下水道事業で供用開始直後の段階などにおきまして使用料が著しく高くなりまゝようなときには、その負担を緩和するための措置もまた必要であると考えておりました。具体的な対応策につきましてはいろいろ現在検討を始めてまいりたいというふうに考えております。地財計画上の措置につきましても、その検討を待って所要の対応措置をとってまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 ひとつ十分検討してもらいたいというふうに思います。そこでもう一つ、今度の一律カットで下水道の補助率というのは切り下げられたわけですから、しかし下水道の補助率は決して高くはない。四十九年以来十分の六ですか、ということになっているけれども、補助対象率が一般都市で七五％、指定都市は四五％ということですから、実際の事業総量からいうと二分の一以下の補助率です。だから、そういう意味では、大体今度のこれに加えてしまったというのは実態に合わなかったというふうに思うのですけれども、特にこの下水道事業が大変おくられていて、片一方、環境庁の方で閉鎖水域の水質の向上とか何とかやるとするとやっぱり下水道事業が必要になってくるし、私どものところの淀川でも下水道事業の進行の度合いに応じて淀川の水質保全というのが進んできているのがまた事実データとして出てきているわけですから、

だから、言うなれば下水道事業を促進するということは環境破壊から人間を守るという意味でも非常に重要な国家百年の大計と言つてもいい大事な事業なんですけれども、ところが下水道の建設投資を見ますと、五十六年度は二兆百四億円、五十七年度は一兆九千七百七十九億円、五十八年度一兆八千七百三十九億円というようにだんだん下がってきているんです。進んでいるならいいんですが、下水道が国際的に六〇％、七〇％行っているならいいのだが、日本はまだ三三％です。だから、これは非常にぐあいが悪いんです。今片一方の方は、地財計画上の問題は検討してもらおうということになりましたけれども、補助率カットは、これはもう今年度間違つて入っちゃったように私は思うので、今年度でやめて、来年からこれは戻すのだということまでひとつ頑張ってもらいたいというふうに思うんですが、大臣の御見解いかがですか。

○政府委員(花岡圭三君) 御指摘のように、下水道事業といふのは水質汚濁防止とか生活環境保全を図るために今後とも整備は大いに進めてまわらなければならぬわけでございますが、大蔵省の方でいたしました今回の補助率カットにつきましては二分の一以上のものというふうなことで整理したために引き下げの対象になったわけでございます。個々の事業ごとにこの事業については除外せよというふうなことにしまして、なかなか財政当局あるいは建設省におきましてもそこら辺難しい点があったのじゃないかと思うわけでございます。この分だけというふうなこと、そういうふうなことができるかどうか難しいと思っておりますが、私どもも今回の補助率カットの問題につきましても国会での附帯決議の趣旨に沿って行われるべきものというふうに考えております。

○神谷信之助君 とにかく今度は下水道の補助率は見かけだけが高いんで、実質は進んでいない、我々から言うところ、間違つてうまいことごまかされてカットされたというようにさえ思ふんです。いずれにせよこれは一年限りで来年以降のはまた

○國務大臣(古屋亨君) 何といつても三十数%で、日本の文化のパロメーターという下水でございまして、お話し点も十分頭に置きまして建設省とも話し合ひまして、年次計画が随分落ちておるといふような点の是正に向かひまして私どもも努力をいたします。

○神谷信之助君 終わります。

○委員長(金丸三郎君) 本日はこれにて散会いたします。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

(第四四五四号) (第四五五号) (第四五六号) (第四五七号) (第四五八号) (第四五九号)

、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第四五二一号)

、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第四五二二号)

、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第四五二三号)

、道路交通の安全確保に関する請願(第四五四六号) (第四五五三号) (第四五五四号) (第四五〇九号) (第四六一〇号) (第四六一一号) (第四六一二号) (第四六二七号) (第四六二八号) (第四六二九号) (第四六三〇号) (第四六三一號) (第四六三二号)

、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第四六七七号)

、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第四六七八号)

、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第四六七九号)

、道路交通の安全確保に関する請願(第四七七三三号) (第四七三四号) (第四七三五号) (第四七七三六号) (第四七七七号) (第四七八八号) (第四七七九号) (第四八〇〇号) (第四八〇一號) (第四八〇二号)

、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第四八二四号)

、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第四八二五号)

、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第四八二六号)

、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第四八五九号)

、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第四八六〇号)

、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第四八六一号)

- 一、道路交通の安全確保に関する請願（第四八八七号）（第四八八八号）（第四九二一号）（第四九二二号）（第四九二三号）（第四九三八号）（第四九三九号）（第四九四〇号）
- 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願（第四九八一号）（第四九八二号）
- 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第四九八三号）（第四九八四号）
- 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願（第四九八五号）（第四九八六号）
- 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願（第五〇七七号）
- 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第五〇七八号）
- 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願（第五〇七九号）
- 一、道路交通の安全確保に関する請願（第五〇六号）
- 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願（第五一一号）
- 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第五一二号）
- 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願（第五一五三号）
- 一、道路交通の安全確保に関する請願（第五一八二号）
- 一、道路交通の安全確保に関する請願（第五二二二号）（第五二六〇号）（第五二六二号）（第五二六二号）
- 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願（第五三二〇号）
- 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第五三二一号）
- 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願（第五三二二号）
- 一、道路交通の安全確保に関する請願（第五三九九号）（第五四〇〇号）
- 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制

之君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三一九号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 山形県東根市長海五、四三一 石垣弘 外六十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三二〇号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 香川県高松市木太町三二、〇一二ノ一 高橋喜代子 外百五十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三五五号 昭和六十年四月十二日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一ノ六 全国骨髄損傷者連合会福島県支部内 平向伸芸

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四三五六号 昭和六十年四月十二日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一ノ六 全国骨髄損傷者連合会福島県支部内 平向伸芸

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四三五七号 昭和六十年四月十二日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一ノ六 全国骨髄損傷者連合会福島県支部内 平向伸芸

紹介議員 前島英三郎君

ノ六 全国骨髄損傷者連合会福島県支部内 平向伸芸

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第四三八一号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 川崎市川崎区渡田四ノ三ノ八 穂坂裕 外六十三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三八二号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 長崎県諫早市白岩町四一ノ二 杉谷和子 外四十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三八三号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 岩手県釜石市野田二ノ八ノ二 佐々木忠道 外七十四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三八四号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府門真市千石西町一〇ノ四五 松前 達郎君

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三八五号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都中野区松が丘二ノ五ノ一七 森田公二 外七十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四三八六号 昭和六十年四月十二日受理

道路交通の安全確保に関する請願(二通)

請願者 大阪府西成区津守三ノ五ノ五〇 山本宗一郎 外二百五十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四四六号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢一ノ一ノ二〇 小川力雄 外五百八名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五二号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 富山県奥井町三ノ八 高岡克行 外四百八十八名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五三号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 川崎市川崎区渡田東町一八ノ九 吉田省悟 外四百十七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五四号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 千葉県我孫子市我孫子五三ノ二 六 大内繁 外三百二十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五五号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 秋田市牛島東五ノ九ノ三二 佐々木伸一 外百三十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五六号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 長野市若里七六〇 武田邦雄 外六百三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五七号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府大淀区長柄東三ノ二ノ三ノ一四三 棟長俊雄 外三十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四五八号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願(四通)

請願者 東京都府中市新町三ノ一ノ二 中村三郎 外百八十五名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四四九号 昭和六十年四月十三日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府東淀川区井高野四ノ一ノ七 一〇六 広瀬博 外二百五十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四五二二号 昭和六十年四月十三日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四五二二号 昭和六十年四月十三日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 北海道岩見沢市の出南一丁目
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四五二三号 昭和六十年四月十三日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 北海道岩見沢市の出南一丁目
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第四五四六号 昭和六十年四月十三日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 静岡県熱海市下多賀七五八 弓田
庄太郎 外三十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四五五三三号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 福井市江守中町一ノ九ノ三 堤忠
雄 外二百三十七名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四五五四号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七
廣瀬良輔 外六百四十三名

第四六〇九号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 石川県金沢市西泉一ノ四九 大筆
幸仁 外三百十五名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六一〇号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 福島市泉道下八ノ九 高田敏弘
外三十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六一一〇号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 千葉県佐倉市井野一、六二七ノ二
茅山博 外五十三名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六一二二号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 静岡県沼津市大岡一、八〇一ノ九
田中義明 外五十七名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六二七号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 横浜市保土ケ谷区東川島町二ノ五
八木和雄 外百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六二九号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 石川県金沢市石引二ノ二ノ一三
岡野宏一 外五十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六三〇号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 神奈川県相模原市小山二ノ一〇ノ
一三 岡田英二 外二百七十八名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六三一〇号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都立川市柏町一ノ二四ノ四
原島茂 外百八十八名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六三二二号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 秋田市八橋イサノ二ノ一ノ一三
斉藤亮一 外四百九十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四六七七号 昭和六十年四月十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一
田支部内 加賀正一
田支部内 加賀正一

第四六七八号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四六七九号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四七〇二二号 昭和六十年四月十五日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 神奈川県横須賀市根岸町三ノ一ノ
五ノ八一四 堺尚三 外二百五十
七名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七一二二号 昭和六十年四月十六日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 大阪府高槻市南大樋町九八二 寺
園繁治 外四百八十四名

紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七一三三三号 昭和六十年四月十六日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 高知市朝倉甲三五六ノ九 栗林勝
外三百十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七三三三号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府吹田市山手町三ノ一五 北村勝 外百八十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七三三四号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都青梅市藤橋二ノ五二二 宮下道助 外三十九名

紹介議員 稻村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七三三五号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 埼玉県浦和市原山二ノ二三ノ四 酒井俊一 外八十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七三三六号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 福島市桜木林ノ内 桜井三郎 外百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七七七七号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 福井市渡町五一八 山下楓 外百二十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七七七八号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 札幌市東区北三十四条東一六ノ一ノ二七 菊池和明 外七百二十八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四七七七九号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都青梅市二俣尾四ノ二〇四ノ一 柿沼友吉 外百五十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四八〇〇号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 千葉県成田市並木町二二ノ六 松本優 外二百十五名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四八〇一〇号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府枚方市牧野北町六ノ四ノ四〇三 養父恵子 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四八〇二〇号 昭和六十年四月十六日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 茨城県日立市滑川本町一ノ一五 鈴木福男 外百名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四八二四号 昭和六十年四月十六日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町高見原一ノ三ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城

支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四八二五号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町高見原一ノ三ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城

支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四八二六号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町高見原一ノ三ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城

支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第四八五九号 昭和六十年四月十六日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四八六〇号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四八六一号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第四八八七号 昭和六十年四月十七日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都葛飾区東金町八ノ二〇ノ三 大塚周松 外二百五十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四八八八号 昭和六十年四月十七日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 埼玉県入間市木蓮寺七二八 佐藤育弘 外八十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九二二号 昭和六十年四月十七日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 宮城県仙台市茂庭折立山六ノ一二六 渡辺勝男 外五百三十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九二二二号 昭和六十年四月十七日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区常盤台三五七 風間一代 外二百二十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九二三号 昭和六十年四月十七日受理

道路交通の安全確保に関する請願(二通)

請願者 山形県尾花沢市野黒沢三二一 東海林三男 外二百三十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九三八号 昭和六十年四月十七日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 岐阜市岩田東一丁目 福田博一
外百六十二名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九三九号 昭和六十年四月十七日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市下奈良五五五ノ一六
丸尾弘 外三百十七名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九四〇号 昭和六十年四月十七日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 宮城県宮城郡宮城町みやぎ台三ノ
二〇ノ一七 南口忠宏 外二百十
名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第四九八一号 昭和六十年四月十七日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四九八二号 昭和六十年四月十七日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第四九八三号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請
願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四九八四号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請
願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第四九八五号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関す
る請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第四九八六号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関す
る請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五〇七七号 昭和六十年四月十八日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五〇七八号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請
願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五〇七九号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関す
る請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五一〇六号 昭和六十年四月十八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五一一号 昭和六十年四月十八日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五一二号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請
願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五一五三号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関す
る請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五一八二号 昭和六十年四月十八日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
請願者 山形市深町一〇六ノ一三 阿部政
嗣 外二百五十六名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五二二二号 昭和六十年四月十九日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 千葉県松戸市上本郷四、二〇七
石川芳男 外五十二名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五二六〇号 昭和六十年四月十九日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 秋田市横森一ノ六ノ一〇 石川仁
外七十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五二六一号 昭和六十年四月十九日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 静岡県田方郡伊豆長岡町二四ノ一
水口盛夫 外百三十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五二六二号 昭和六十年四月十九日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 宮城県仙台市岡田浜通五四 平山
正司 外二百七十六名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五三一〇号 昭和六十年四月十九日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊
吉
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五三一〇号 昭和六十年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊
吉
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五三一二号 昭和六十年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊
吉
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五三九九号 昭和六十年四月十九日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都八王子市長沼町一、三〇二
岩崎倍王 外八十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五四〇〇号 昭和六十年四月十九日受理

道路交通の安全確保に関する請願
請願者 山形県上山市二日町土屋倉二一八
ノ五 稲毛星子 外六十名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五五七二号 昭和六十年四月二十日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和
に関する請願
請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二一
森岡敬富
紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五五七三号 昭和六十年四月二十日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二一
森岡敬富
紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五五七四号 昭和六十年四月二十日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二一
森岡敬富
紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、道路交通の安全確保に関する請願（第五六
三三三号）
一、料理飲食等消費税の免税点引上げ等に関する請願（第五六五一号）
一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願（第五六九九号）（第五七

〇〇号）

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願（第五七〇一号）（第五七〇二号）
一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願（第五七〇三号）（第五七〇四号）
一、中部圏開発区域及び新産業都市建設に対する財政特別措置の期限延長に関する請願（第五七五六号）

第五六三三三号 昭和六十年四月二十二日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 長崎市長門町一ノ三ノ三〇四
森川隆義 外五百八十九名
紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五六五一号 昭和六十年四月二十二日受理
料理飲食等消費税の免税点引上げ等に関する請願
請願者 群馬県前橋市朝倉町二ノ五ノ九
齊藤達男 外三百五十四名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第五六九九号 昭和六十年四月二十二日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中
勇
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五七〇〇号 昭和六十年四月二十二日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊
髓損傷者連合会山梨県支部内 北
村晃一
紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五七〇二号 昭和六十年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中
勇
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五七〇二号 昭和六十年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊
髓損傷者連合会山梨県支部内 北
村晃一
紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五七〇三三号 昭和六十年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中
勇
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五七〇四号 昭和六十年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊
髓損傷者連合会山梨県支部内 北
村晃一
紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五七五六号 昭和六十年四月二十二日受理
中部圏開発区域及び新産業都市建設に対する財政特別措置の期限延長に関する請願
請願者 長野市南長野下六九二ノ二長野
県議会内 小林庄司

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

紹介議員 夏目 忠雄君

産業の地方分散と都市施設の整備を促進するため、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、指定地域における住宅、道路、下水道施設等産業基盤の整備に寄与してきた。しかしながら、これら法律による財政上の特別措置は、昭和六十年代で期限切れとなるが、長野県においては、高速交通網の整備に着手した段階であり、今後、施設設備の整備が望まれているときにこの措置が打ち切られると、厳しい地方財政のなかで事業推進が困難となり、産業、経済等の発展に重大な支障をおよぼすものと懸念される。よって、財政上の特別措置の期限を延長するよう強く要請する。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第五八一四号)(第五八五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第五八一六号)(第五八一七号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第五八一八号)(第五八一九号)

第五八一四号 昭和六十年四月三十日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前 前 前
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五八一五号 昭和六十年四月三十日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ

四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五八一六号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前 前 前
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五八一七号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五八一八号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前 前 前
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五八一九号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第五九〇九号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第五九一〇号)

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月八日)

一、道路交通法の一部を改正する法律案

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第五九〇九号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第五九一〇号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第五九一一号)

一、道路交通の安全確保に関する請願(第五九一二号)(第五九一三号)(第五九一四号)(第五九一五号)(第五九一六号)(第五九一七号)(第五九一八号)(第五九一九号)(第五九二〇号)(第五九二一号)(第五九二二号)(第五九二三号)(第五九二四号)(第五九二五号)(第五九二六号)(第五九二七号)(第五九二八号)(第五九二九号)(第五九三〇号)(第五九三一号)(第五九三二号)(第五九三三号)(第五九三四号)(第五九三五号)(第五九三六号)(第五九三七号)(第五九三八号)(第五九三九号)(第五九四〇号)(第五九四一号)(第五九四二号)(第五九四三号)(第五九四四号)(第五九四五号)(第五九四六号)(第五九四七号)(第五九四八号)(第五九四九号)(第五九五〇号)(第五九五一号)(第五九五二号)(第五九五三号)(第五九五四号)(第五九五五号)(第五九五六号)(第五九五七号)(第五九五八号)(第五九五九号)(第五九六〇号)(第五九六一号)(第五九六二号)(第五九六三号)(第五九六四号)(第五九六五号)(第五九六六号)(第五九六七号)(第五九六八号)(第五九六九号)(第五九七〇号)(第五九七一号)(第五九七二号)(第五九七三号)(第五九七四号)(第五九七五号)(第五九七六号)(第五九七七号)(第五九七八号)(第五九七九号)(第五九八〇号)(第五九八一号)(第五九八二号)(第五九八三号)(第五九八四号)(第五九八五号)(第五九八六号)(第五九八七号)(第五九八八号)(第五九八九号)(第五九九〇号)(第五九九一号)(第五九九二号)(第五九九三号)(第五九九四号)(第五九九五号)(第五九九六号)(第五九九七号)(第五九九八号)(第五九九九号)(第六〇〇〇号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第六〇〇六号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第六〇〇七号)

一、道路交通の安全確保に関する請願(第六〇三七号)

第五九〇九号 昭和六十年五月七日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮下 下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第五九一〇号 昭和六十年五月七日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮下 下数雄
紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第五九一一号 昭和六十年五月七日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮下 下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第五九一二号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 福島県いわき市鹿島町船戸林下四五 松本武 外七十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一三号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都福生市加美平四ノ一ノ九ノ四〇四 増谷融男 外八十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一四号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県盛岡市八幡町一一ノ一〇 太田真三 外四十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一五号 昭和六〇年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一六号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一七号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一八号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九一九号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九二〇号 昭和六十年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城南八反町七九ノイ 佐藤國治 外四十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 岩手県水沢市川端八七ノ二 今野

正 外五十一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九七二号 昭和六十年五月八日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都江戸川区本一色町二八二

新山久仁明 外七十六名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九七三号 昭和六十年五月八日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都東村山市本町四ノ四 三木

貞行 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九七四号 昭和六十年五月八日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都昭島市緑町二ノ二七ノ一一

杉山茂二 外七十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九九一号 昭和六十年五月九日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳八ノ二一ノ

一〇 志田保幸 外百九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九九二号 昭和六十年五月九日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 福島県いわき市中之作戦四〇 嘉

藤 外四十六名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九九七号 昭和六十年五月九日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉四ノ六ノ一五

館岡和雄 外七十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第五九九八号 昭和六十年五月九日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 秋田市新屋元町二三ノ四 藤本仁

外六十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

第六〇〇五号 昭和六十年五月九日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和

に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 全国盲導犬連合会岡山県支

部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。

第六〇〇六号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請

願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 全国盲導犬連合会岡山県支

部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。

第六〇〇七号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関す

る請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 全国盲導犬連合会岡山県支

部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第六〇三七号 昭和六十年五月九日受理

道路交通の安全確保に関する請願

請願者 秋田市飯島大崩二一二 佐々木広

昭 外五十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三七一〇号と同じである。

昭和六十年六月三日印刷

昭和六十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D